

水俣市議会会議録

平成23年12月第6回定例会（11月25日招集）

水俣市議会事務局

平成23年12月第6回定例会（11月25日招集）会期日程表

（会期 11月25日から12月14日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月25日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 22年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	26日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	27日	日			市の休日（日曜日）
4	28日	月			議案調査
5	29日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	30日	水			議案調査
7	12月1日	木			議案調査
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分		本会議
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（塩崎信介君・谷口眞次君・川上紗智子君）
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（中村幸治君・牧下恭之君） 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	—	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	—	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録目次

平成23年11月25日（金） —— 1 日目 ——

出欠席議員	1 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表(1)	3
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第87号 専決処分の報告及び承認について	
専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について	6
日程第4 議第88号 水俣市暴力団排除条例の制定について	8
日程第5 議第89号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について	9
日程第6 議第90号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第7 議第91号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	12
日程第8 議第92号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第9 議第93号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第10 議第94号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第11 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第12 議第96号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	18

日程第13	議第97号	平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	1～21
日程第14	議第98号	平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	21
日程第15	議第99号	平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	22
日程第16	議第100号	平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	23
日程第17	議第101号	市道の路線認定について	24
		市長の提案理由説明	24
		休憩・開議	28
		質 疑	28
		委員会付託	28
		休憩・開議	28
		委員会の審査報告	28
		○総務産業委員長の報告	28
		○厚生文教委員長の報告	29
		委員会審査報告書	30
		委員長報告に対する質疑	30
		討 論	30
		○川上紗智子君の反対討論（議第91号）	30
		○野中重男君の反対討論（議第93号）	31
		採 決	32
日程第18	議第72号	平成22年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第25 議第 81号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで 8件に関する委員会の審査報告	33
		○厚生文教委員長の報告	33
		○総務産業並びに一般会計決算特別委員長の報告	36
		委員会審査報告書	40
		委員長報告に対する質疑	41
		討 論	41
		採 決	41
		散 会	41

平成23年12月6日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○大川末長君の質問	3
1 経済産業の振興について	3
2 湯の児・湯の鶴観光振興について	3
3 下水道整備及び浄化槽設置について	4
4 全国豊かな海づくり大会について	4
市長の答弁	4
副市長の答弁	5
○大川末長君の再質問	7
副市長の答弁	8
市長の答弁	10
○大川末長君の再々質問	11
副市長の答弁	11
産業建設部長の答弁	12
○大川末長君の再質問	13
産業建設部長の答弁	15
○大川末長君の再々質問	16
産業建設部長の答弁	17
産業建設部長の答弁	18
○大川末長君の再質問	19
福祉環境部長の答弁	20
産業建設部長の答弁	20
市長の答弁	20
休憩・開議	21
○西田弘志君の質問	21
1 生活保護について	22

2 雇用創出について……………	2～22
3 観光施策について……………	22
(1) 中尾山公園について……………	22
(2) 湯の鶴観光物産館について……………	22
4 本市のイベントについて……………	22
市長の答弁……………	23
福祉環境部長の答弁……………	23
○西田弘志君の再質問……………	24
福祉環境部長の答弁……………	26
○西田弘志君の再々質問……………	26
福祉環境部長の答弁……………	27
市長の答弁……………	27
○西田弘志君の再質問……………	29
市長の答弁……………	30
○西田弘志君の再々質問……………	31
市長の答弁……………	32
産業建設部長の答弁……………	33
○西田弘志君の再質問……………	34
産業建設部長の答弁……………	36
○西田弘志君の再々質問……………	37
産業建設部長の答弁……………	37
産業建設部長の答弁……………	38
○西田弘志君の発言……………	39
休憩・開議……………	40
○野中重男君の質問……………	40
1 市長のスロベニア訪問と教訓の発信及び水俣病について……………	40
2 自衛隊の掃海訓練について……………	40
3 水俣市水道事業について……………	41
4 水俣市の防災対策について……………	41
市長の答弁……………	41
○野中重男君の再質問……………	43
市長の答弁……………	44

○野中重男君の再々質問	2～44
市長の答弁	45
総務企画部長の答弁	46
○野中重男君の再質問	47
総務企画部長の答弁	49
○野中重男君の発言	49
水道局長の答弁	49
○野中重男君の再質問	50
水道局長の答弁	51
○野中重男君の発言	52
総務企画部長の答弁	52
○野中重男君の再質問	54
総務企画部長の答弁	56
散 会	58

平成23年12月7日（水）　　—— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1　一般質問	2
○塩崎信介君の質問	2
1　産業と観光について	3
2　福祉について	3
3　行財政改革について	4
市長の答弁	4
○塩崎信介君の再質問	6
副市長の答弁	11
○塩崎信介君の発言	11

副市長の答弁	3～12
市長の答弁	15
○塩崎信介君の再々質問	16
副市長の答弁	17
市長の答弁	18
福祉環境部長の答弁	18
○塩崎信介君の発言	20
総務企画部長の答弁	20
休憩・開議	22
○谷口眞次君の質問	22
1 環境モデル都市推進について	22
2 観光振興について	23
3 防災無線の活用について	23
4 教育環境の充実について	23
5 選挙投票時間短縮について	23
市長の答弁	23
○谷口眞次君の再質問	25
市長の答弁	27
○谷口眞次君の再々質問	27
市長の答弁	28
産業建設部長の答弁	28
○谷口眞次君の再質問	29
産業建設部長の答弁	30
○谷口眞次君の再々質問	32
産業建設部長の答弁	33
総務企画部長の答弁	34
○谷口眞次君の再質問	34
総務企画部長の答弁	35
教育長の答弁	36
○谷口眞次君の再質問	37
教育長の答弁	38
選挙管理委員会事務局長の答弁	39

○谷口眞次君の再質問	3～40
選挙管理委員会事務局長の答弁	40
○谷口眞次君の発言	41
休憩・開議	42
○川上紗智子君の質問	42
1 再生可能エネルギーの活用について	42
2 子どもの健やかな成長のために	43
市長の答弁	43
○川上紗智子君の再質問	44
市長の答弁	45
○川上紗智子君の再々質問	45
市長の答弁	47
福祉環境部長の答弁	47
○川上紗智子君の再質問	48
福祉環境部長の答弁	50
○川上紗智子君の再々質問	50
福祉環境部長の答弁	51
散 会	51

平成23年12月8日（木）　　— 4日目 —

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表(2)	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○中村幸治君の質問	3
1 防災について	4
(1) 水俣市地域防災計画について	4

(2) 自主防災組織について……………	4～4
(3) 消防団について……………	4
2 湯の鶴地区の活性化について……………	4
(1) 湯の鶴観光振興計画について……………	4
(2) 観光物産館について……………	5
(3) 湯出中学校跡地利用について……………	5
3 徳富蘇峰生誕150年について……………	5
市長の答弁……………	5
総務企画部長の答弁……………	5
○中村幸治君の再質問……………	8
総務企画部長の答弁……………	11
○中村幸治君の再々質問……………	13
総務企画部長の答弁……………	15
市長の答弁……………	16
市長の答弁……………	16
○中村幸治君の再質問……………	19
市長の答弁……………	19
○中村幸治君の再々質問……………	20
市長の答弁……………	20
教育長の答弁……………	21
休憩・開議……………	21
○牧下恭之君の質問……………	22
1 防災対策について……………	22
2 投票率向上について……………	23
3 節電対策について（LED化）……………	23
4 教育問題について……………	24
市長の答弁……………	24
○牧下恭之君の再質問……………	26
市長の答弁……………	28
選挙管理委員会事務局長の答弁……………	29
○牧下恭之君の再質問……………	29
選挙管理委員会事務局長の答弁……………	30

○牧下恭之君の再々質問	4～30
選挙管理委員会事務局長の答弁	30
福祉環境部長の答弁	31
○牧下恭之君の再質問	32
福祉環境部長の答弁	32
○牧下恭之君の再々質問	33
福祉環境部長の答弁	33
教育長の答弁	33
○牧下恭之君の再質問	34
教育長の答弁	35
○牧下恭之君の再々質問	36
教育長の答弁	36
休憩・開議	37
質　　疑	37
日程第2　議第87号　専決処分の報告及び承認について	
専第11号　水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について	37
日程第3　議第88号　水俣市暴力団排除条例の制定について	37
日程第4　議第89号　湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について	38
日程第5　議第90号　水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第6　議第92号　水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第7　議第94号　水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第8　議第95号　水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第9　議第96号　平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	39
日程第10　議第97号　平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	39
日程第11　議第98号　平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	39
日程第12　議第99号　平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	39

日程第13 議第100号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	4～40
日程第14 議第101号 市道の路線認定について	40
委員会付託	40
散 会	40

平成23年12月14日（水） —— 5日目 ——

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第87号 専決処分の報告及び承認についてから日程第13 議第101号市道の路線認定についてまで13件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	10
議第96号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案	10
委員長報告に対する質疑	12
討 論	12
○西田弘志君の反対討論（議第96号修正案）	12
○大川末長君の賛成討論（議第96号修正案）	13
○緒方誠也君の反対討論（議第96号修正案）	14
○福田斉君の賛成討論（議第96号修正案）	15
採 決	16
日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	18
採 決	19
閉会中継続審査・調査申出書	19
議案上程	20
日程第15 議第102号 水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	20
日程第16 意見第10号 「脱原発」政策の実行を求める意見書について	21

○議会運営委員長の提案理由説明（議第102号）	5～21
○野中重男君の提案理由説明（意見第10号）	22
質 疑	22
討 論	23
採 決	23
閉 会	23

平成23年11月25日

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成23年11月25日水俣市長第6回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成23年11月25日午前10時0分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成23年12月14日午前11時0分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成23年11月25日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後0時17分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第1号

平成23年11月25日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第87号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について

第4 議第88号 水俣市暴力団排除条例の制定について

第5 議第89号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について

第6 議第90号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(付託委員会)

第7 議第91号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第8 議第92号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第93号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第10 議第94号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第96号 平成23年度水俣市一般会計補正予算 (第6号)

第13 議第97号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第14 議第98号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第3号)

第15 議第99号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)

第16 議第100号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算 (第3号)

第17 議第101号 市道の路線認定について

第18 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について

第19 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について

第20 議第76号 平成22年度水俣市一般会計決算認定について

第21 議第77号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第22 議第78号 平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

第23 議第79号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

第24 議第80号 平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

第25 議第81号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成23年12月第6回水俣市議会定例会陳情文書表（1）

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第8号	改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明		厚生文教
陳第9号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明		厚生文教
陳第10号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市神水 1-20-15-102 田中 直光		厚生文教
陳第11号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について	水俣市栄町 1-1-25 掃本 博昭		総務産業
陳第12号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市洗切町 18-17 国宗 直		厚生文教
陳第13号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町 2-3-3 野中 真理		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（真野頼隆君） ただいまから平成23年第6回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（真野頼隆君） これから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会並びに一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成22年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算8件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情6件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、去る9月定例会で可決された大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書外2件については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告2件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成23年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、10月25日熊本市で開催された自治振興セミナーに地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第160条の規定により、塩崎信介議員並びに中村幸治議員を派遣しました。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、吉本総務企画部長、中田福祉環境部長、厚地産業建設部長、田畑総合医療センター事務部長、宮森総務企画部次長、本山福祉環境部次長、古里産業建設部次長、湊上総合医療センター事務部次長、本山水道局長、松本総務課長、川野企画課長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において塩崎信介議員、牧下恭之議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成23年12月第6回定例会（11月25日招集）会期日程表

（会期 11月25日から12月14日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月25日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 22年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	26日	土			市の休日（土曜日）
3	27日	日			市の休日（日曜日）
4	28日	月			議案調査
5	29日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）

6	30日	水			議案調査
7	12月1日	木		休 会	議案調査
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	—	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	—	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第87号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について

日程第4 議第88号 水俣市暴力団排除条例の制定について

日程第5 議第89号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について

日程第6 議第90号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第91号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 8 議第92号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第93号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第94号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第96号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第13 議第97号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第14 議第98号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第15 議第99号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第16 議第100号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第17 議第101号 市道の路線認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第 3、議第87号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、議第101号市道の路線認定についてまで、15件を一括して議題とします。

議第87号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について
専第11号

専 決 処 分 書

水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成23年 9 月29日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、水俣市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第19号。以下「設置条例」という。）の経過措置に関する事項を定めることを目的とする。

（水道事業の設置等に係る経過措置）

第 2 条 設置条例第 1 条の規定にかかわらず、当分の間、水道事業に併せて簡易水道事業を設置するものとする。この場合において、本市が経営する簡易水道事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用する。

（給水区域等に係る経過措置）

第 3 条 設置条例第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、水道事業の給水区域、給水人口及び 1 日最大給水

量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域

ア 水道事業

旭町1丁目、旭町2丁目、洗切町、梅戸町1丁目、梅戸町2丁目、浦上町、江添の一部、江南町、大迫、大園町1丁目、大園町2丁目、大園町3丁目、祇園町、古賀町1丁目、古賀町2丁目、古城1丁目、古城2丁目、古城3丁目、小津奈木、幸町、栄町1丁目、栄町2丁目、桜井町1丁目、桜井町2丁目、桜井町3丁目、桜ヶ丘、塩浜町、汐見町1丁目、汐見町2丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、白浜町、陣内1丁目、陣内2丁目、大黒町1丁目、大黒町2丁目、多々良町、中央公園、陳内、築地、月浦、天神町1丁目、天神町2丁目、長野の一部、長野町の一部、南福寺、野口町、八ノ窪町1丁目、八ノ窪町2丁目、八幡町1丁目、八幡町2丁目、八幡町3丁目、初野、浜、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜松町、ひばりヶ丘、百間町1丁目、百間町2丁目、平町1丁目、平町2丁目、袋、牧ノ内、丸島町1丁目、丸島町2丁目、丸島町3丁目、緑ヶ丘、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、明神町、山手町1丁目、山手町2丁目、わらび野

イ 石坂川簡易水道事業

石坂川の一部、葛渡の一部

ウ 渡野地区簡易水道事業

中鶴の一部、深川の一部

エ 深川地区簡易水道事業

深川の一部

オ 釣橋地区簡易水道事業

市渡瀬の一部、葛渡の一部

カ 鶴地区簡易水道事業

久木野の一部

キ 有木・田頭地区簡易水道事業

古里の一部

(2) 給水人口

ア 水道事業	35,000人
イ 石坂川簡易水道事業	380人
ウ 渡野地区簡易水道事業	270人
エ 深川地区簡易水道事業	320人
オ 釣橋地区簡易水道事業	162人
カ 鶴地区簡易水道事業	700人
キ 有木・田頭地区簡易水道事業	315人

(3) 1日最大給水量

ア 水道事業	21,000立方メートル
イ 石坂川簡易水道事業	62立方メートル
ウ 渡野地区簡易水道事業	54立方メートル
エ 深川地区簡易水道事業	64立方メートル
オ 釣橋地区簡易水道事業	40立方メートル
カ 鶴地区簡易水道事業	120立方メートル
キ 有木・田頭地区簡易水道事業	47.5立方メートル

(その他の経過措置)

第4条 設置条例第3条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「水道事業」とあるのは「水道事業及び簡易水道事業」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、第3条第1号に規定する簡易水道事業を水道事業に統合する熊本県の変更認可を受けた日に、その効力を失う。

(水道料金に係る経過措置)

- 3 本市が経営する簡易水道の料金は、当分の間、水俣市水道条例（平成10年条例第2号）第22条に定める料金によるものとする。

(専決処分を必要とする理由)

水俣市水道事業の設置等に関する条例の施行期日までに、簡易水道事業を水道事業に統合するための変更認可が得られないことが判明したことに伴い、変更認可を得るまでの間、統合対象の簡易水道を簡易水道事業として経営することに急施を要することから、専決処分するものである。

議第88号

水俣市暴力団排除条例の制定について

水俣市暴力団排除条例を次のように制定することとする。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、本市からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条及び次条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び経済社会に悪影響を及ぼす反社会的団体であることを認識した上で、市、市民等、警察、法第32条の2第1項の規定により熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から熊本県暴力追放運動推進センターとして指定された者（第6条において「暴力追放センター」という。）等が相互に連携し、及び協働して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念（次条第1項及び第2項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関して、暴力団を利することとならない事業活動及び暴力団員の不当な行為の影響を受けない事業活動を推進するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 市民等は、暴力団員の不当な行為による被害、暴力団の活動の実態その他の暴力団の排除に資すると認める情

報を得たときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 市は、市民等、警察、暴力追放センターその他関係者と連携して、暴力団の排除のための体制を整備するものとする。

(市民等及び市民等が組織する団体に対する支援)

第7条 市は、市民等及び市民等が組織する団体が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携し、及び協働して取り組むことができるよう、これらのものに対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、市民等が暴力団の排除について理解を深めることができるよう、暴力団の排除に関する社会的気運を醸成するための集会を開催するなど広報及び啓発を行うものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第9条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市が設置した公の施設の使用の制限)

第10条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の許可について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

(青少年に対する教育等のための措置)

第11条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校に限る。)において、その生徒が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、青少年の育成に携わる者に対し、暴力団に関する知識を有する者の派遣、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市において暴力団排除の推進を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第89号

湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について

湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例

(設置)

第1条 水俣市の観光及び物産の振興に資するため、湯の鶴観光物産館(以下「観光物産館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 湯の鶴観光物産館

位置 水俣市湯出1421番地11

(所管)

第3条 観光物産館は、産業建設部の所管とする。

(業務)

第4条 観光物産館の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域の特産品の紹介及び販売に関する業務

(2) その他観光物産館設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第5条 観光物産館に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第6条 観光物産館は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると市長が認めるときは、休館日を設けることができる。

(開館時間)

第7条 観光物産館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(入館料)

第8条 観光物産館の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第9条 市長は、観光物産館に入館しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

(1) 観光物産館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 観光物産館の施設等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、観光物産館の管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、観光物産館に入館した者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、観光物産館からの退館を命じることができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) 観光物産館の施設、備品、展示品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、観光物産館の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第10条 観光物産館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により観光物産館の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により観光物産館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、観光物産館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 観光物産館の施設又は設備の維持管理及び軽微な修繕に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が観光物産館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了した時又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった観光物産館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により観光物産館の施設、備品、展示品等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

水俣を訪れる観光客等に良好な休息の場を提供するとともに、市の特産品を活用した飲食物の提供、観光情報の発信、地域の特産品の展示及び販売等により地域の振興を図り、併せて市民の健康増進及び福祉の向上を図るための観光物産館を設置するため、本案のように制定しようとするものである。

議第90号

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例

第1条 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5条17項第2号」を「第5条第18項第2号」に改める。

第3条 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第2条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第91号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300

再任用職
員以外
の職員

36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		
86	239,700	294,800	343,200	383,900			
87	240,400	295,100	343,700	384,500			
88	241,100	295,500	344,200	385,100			
89	241,900	295,800	344,600	385,800			
90	242,400	296,200	345,100	386,400			
91	242,900	296,600	345,600	387,000			

	92	243,400	297,000	346,100	387,600			
	93	243,700	297,100	346,300	388,300			
	94		297,500	346,800				
	95		297,900	347,300				
	96		298,300	347,800				
	97		298,500	347,900				
	98		298,900	348,400				
	99		299,300	348,900				
	100		299,700	349,400				
	101		299,900	349,700				
	102		300,300	350,100				
	103		300,700	350,500				
	104		301,100	350,900				
	105		301,300	351,400				
	106		301,600	351,800				
	107		302,000	352,200				
	108		302,400	352,600				
	109		302,600	353,100				
	110		303,000	353,500				
	111		303,400	353,900				
	112		303,700	354,200				
	113		303,800	354,700				
	114		304,200					
	115		304,600					
	116		305,000					
	117		305,200					
	118		305,500					
	119		305,800					
	120		306,100					
	121		306,500					
	122		306,800					
	123		307,100					
	124		307,400					
	125		307,800					
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「(平成22年条例第26号。以下この項において「平成22年改正条例」という。)」を「(平成21年条例第38号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)」に、「平成22年改正条例附則第2条第1号」を「平成21年改正条例附則第2条第1号」に、「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日から）施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第14条の4第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第17条の2第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この条において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（水俣市一般職の職員の給与に関する条例第18条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この条において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（水俣市一般職の職員の給与に関する条例第10条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（規則への委任）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

平成23年人事院勧告に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第92号

水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市立明水園の設置等に関する条例（平成18年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第43条の4の規定による重症心身障害児施設」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。）第83条第3項の規定に基づき、同法第5条第12項の規定による障害者支援施設」に改める。

第8条第1号中「重症心身障害児」を「障害者支援」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の施行に伴い、施設形態を変更するため、本案のように制定しようとするものである。

議第93号

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する

第2条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号中「26,300円」を「33,000円」に改め、同項第2号中「31,600円」を「33,000円」に改め、同項第3号から第7号までを次のように改める。

(3) 次のいずれかに該当する者 42,900円

ア 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が120万円以下であり、かつ、前2号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(4) 次のいずれかに該当する者 46,900円

ア 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前3号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(5) 次のいずれかに該当する者 59,400円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 66,000円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市長村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 85,800円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

第2条第1項に次の4号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 108,900円

ア 合計所得金額が190万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護

を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 118,800円

ア 合計所得金額が300万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 125,400円

ア 合計所得金額が500万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 132,000円

第2条第2項及び第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法第129条第3項に規定に基づく保険料率の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第94号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第95号

水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 水俣市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第19号）の一部を次のように改正する。
 第4条を次のように改める。

第4条 削除

別表中「、古賀町3丁目」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市簡易水道事業の統合に伴う、条文の整備等を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第96号

平成23年度 水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ^{1,015,151}~~1,040,151~~千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ^{15,405,866}~~15,430,866~~千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		156,755	809	157,564
	2. 負 担 金	143,212	809	144,021
14. 国庫支出金		2,249,438	31,479	2,280,917
	1 国庫負担金	1,650,427	30,661	1,681,088
	2. 国庫補助金	591,195	675	591,870
	3. 委 託 金	7,816	143	7,959
15. 県支出金		1,244,417	190,217	1,434,634
	1. 県負担金	460,014	15,227	475,241
	2. 県補助金	702,523	174,990	877,513
19. 繰越金		124,864	99,481	224,345
	1. 繰越金	124,864	124,481 99,481	249,345 224,345
20. 諸収入		379,190	265	379,455

	4. 雑入	255,034	265	255,299
21. 市債		1,354,938	692,900	2,047,838
	1. 市債	1,354,938	692,900	2,047,838
補正されなかった款に係る額		8,881,113		8,881,113
歳入合計		14,390,715	1,015,151 1,040,151	15,405,866 15,430,866

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		1,697,698	3,619	1,701,317
	1. 総務管理費	1,155,676	3,619	1,159,295
3. 民生費		4,832,039	293,395	5,125,434
	1. 社会福祉費	2,269,422	258,211	2,527,633
	2. 児童福祉費	1,701,066	5,419	1,706,485
	3. 生活保護費	861,551	29,765	891,316
4. 衛生費		1,981,123	700,100	2,681,223
	5. 病院費	400,000	700,100	1,100,100
5. 農林水産業費		432,629	0	432,629
	1. 農業費	326,600	0	326,600
6. 商工費		429,096	59 25,059	429,155 454,155
	2. 総合経済対策費	243,786	59 25,059	243,845 268,845
7. 土木費		1,413,209	3,200	1,416,409
	2. 道路橋りょう費	266,706	2,200	268,906
	6. 住宅費	114,148	1,000	115,148
8. 消防費		418,366	12,403	430,769
	1. 消防費	418,366	12,403	430,769
9. 教育費		1,413,782	2,375	1,416,157
	4. 社会教育費	213,391	2,375	215,766
10. 災害復旧費		182,829	0	182,829
	1. 農林水産施設災害復旧費	64,031	0	64,031
補正されなかった款に係る額		1,589,944		1,589,944
歳出合計		14,390,715	1,015,151 1,040,151	15,405,866 15,430,866

※12月14日修正可決

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	介護予防地域づくり事業	千円 168,800

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限度額
厚生会館管理委託料 (福祉課)	自 平成23年度 至 平成26年度	千円 360
一小ふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 平成23年度 至 平成26年度	県の補助基準により算出した額
二小ふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 平成23年度 至 平成26年度	県の補助基準により算出した額
ふくろふれあい学童クラブ管理委託料 (福祉課)	自 平成23年度 至 平成26年度	県の補助基準により算出した額
高齢者福祉センター管理委託料 (健康高齢課)	自 平成23年度 至 平成26年度	19,056
東部センター管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成23年度 至 平成26年度	5,349
久木野ふるさとセンター管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成23年度 至 平成26年度	27,090
はぜのき館管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成23年度 至 平成26年度	4,371
フィッシングパーク管理委託料 (農林水産振興課)	自 平成23年度 至 平成24年度	4,046
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (商工観光振興課)	自 平成23年度 至 平成24年度	7,510
みなまた観光物産館まっぼっくり管理委託料 (商工観光振興課)	自 平成23年度 至 平成24年度	5,400
みなまた環境テクノセンター管理委託料 (総合経済対策課)	自 平成23年度 至 平成24年度	13,592
グリーンスポーツ管理委託料 (生涯学習課)	自 平成23年度 至 平成24年度	3,478

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 事 業 等 (農 業 農 村 事 業)	千円 10,100				千円 0			
災 害 復 旧 事 業	59,300				62,200			
過 疎 対 策 事 業	742,700				1,442,800			
補正されなかった事業に係る額	542,838				542,838			
計	1,354,938				2,047,838			

議第97号

平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,135千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,404,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,093,670	14,528	1,108,198
	1. 国庫負担金	589,330	14,528	603,858
7. 共同事業交付金		547,925	△32,668	515,257
	1. 共同事業交付金	547,925	△32,668	515,257
10. 繰越金		126,054	156,275	282,329
	1. 繰越金	126,054	156,275	282,329
補正されなかった款に係る額		2,498,694		2,498,694
歳入合計		4,266,343	138,135	4,404,478

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 保険給付費		3,077,132	151,411	3,228,543
	1. 療養諸費	2,783,751	101,081	2,884,832
	2. 高額医療費	280,579	50,330	330,909
7. 共同事業拠出金		498,617	△15,320	483,297
	1. 共同事業拠出金	498,617	△15,320	483,297
11. 諸支出金		43,940	2,044	45,984
	1. 償還金及び還付加算金	36,219	2,044	38,263
補正されなかった款に係る額		646,654		646,654
歳出合計		4,266,343	138,135	4,404,478

議第98号

平成23年度 水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成23年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,017,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳

入歳出予算補正」による。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4. 国庫支出金		752,662	19,607	772,269
	1. 国庫負担金	489,461	15,686	505,147
	2. 国庫補助金	263,201	3,921	267,122
5. 支払基金交付金		836,085	23,530	859,615
	1. 支払基金交付金	836,085	23,530	859,615
6. 県支出金		418,348	9,804	428,152
	1. 県負担金	408,288	9,804	418,092
7. 繰入金		440,246	11,122	451,368
	1. 一般会計繰入金	434,025	11,122	445,147
8. 繰越金		34,128	15,693	49,821
	1. 繰越金	34,128	15,693	49,821
補正されなかった款に係る額		455,782		455,782
歳入合計		2,937,251	79,756	3,017,007

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		76,680	1,318	77,998
	1. 総務管理費	36,553	372	36,925
	3. 介護認定審査会費	31,865	946	32,811
2. 保険給付費		2,762,300	78,438	2,840,738
	1. 介護サービス等諸費	2,432,600	61,312	2,493,912
	2. 介護予防サービス等諸費	159,000	452	159,452
	4. 高額介護サービス等費	57,100	97	57,197
	6. 特定入所者介護サービス等費	100,100	16,577	116,677
補正されなかった款に係る額		98,271		98,271
歳出合計		2,937,251	79,756	3,017,007

議第99号

平成23年度 水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成23年11月25日提出

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 公共下水道事業費	1. 公共下水道事業費	浄化センターの建設工事委託	千円 115,000

議第100号

平成23年度 水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成23年度水俣市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成23年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

		(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
建設工事費	総合医療センター	2,335,560千円	780千円	2,336,340千円
固定資産購入費 (土地購入費)	総合医療センター	50,000千円	21,506千円	71,506千円
	合計	311,814千円	21,506千円	333,320千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「331,140千円」を「331,226千円」に、過年度分損益勘定留保資金「312,101千円」を「312,187千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	2,832,554千円	22,200千円	2,854,754千円
第1項 企業債	1,730,600千円	△677,900千円	1,052,700千円
第6項 出資金	0千円	700,100千円	700,100千円
資本的収入合計	2,832,554千円	22,200千円	2,854,754千円
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	3,162,694千円	22,286千円	3,184,980千円
第1項 建設改良費	2,647,374千円	22,286千円	2,669,660千円
資本的支出合計	3,163,694千円	22,286千円	3,185,980千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

追加

事	項	期 間	限 度 額
総合医療センター	院内清掃業務委託	自 平成23年度 至 平成24年度	17,262千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成23年度 至 平成24年度	1,166千円
	防虫管理施工業務委託	自 平成23年度 至 平成24年度	630千円
	電気保安管理業務委託	自 平成23年度 至 平成24年度	945千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 平成23年度 至 平成24年度	2,982千円

冷温水ユニット炉内洗浄業務委託	自 至	平成23年度 平成24年度	1,407千円
看護衣等洗濯業務委託	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に枚数を掛けた額
医療廃棄物処理業務委託	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
寝具・病衣借上	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
米購入業務	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に使用量を掛けた額
紙おむつ購入業務	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に使用枚数を掛けた額
A重油購入業務	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に使用量を掛けた額
ガソリン購入業務	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に使用量を掛けた額
経油購入業務	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に使用量を掛けた額
LPガス購入業務	自 至	平成23年度 平成24年度	単価契約額に使用量を掛けた額

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変 更

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設 整備事業	千円				千円			
		1,475,200				797,300			
計		1,730,600				1,052,700			

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第101号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成23年11月25日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

No.	路 線	起 点	終 点	重要な経過地
1	白浜町11号線	白浜町地内	白浜町地内	な し

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第87号専決処分の報告及び承認について、専第11号水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市水道事業の設置等に関する条例の施行期日までに、簡易水道事業を水道事業に統合するための変更認可が得られないことが判明したことに伴い、変更認可を得るまでの間、統合対象の簡易水道を簡易水道事業として経営することに急施を要することから、専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、統合対象地区について、簡易水道事業を設置し、地方公営企業法の規定の全部を適用する旨、定めたものであります。

次に、議第88号水俣市暴力団排除条例の制定について申し上げます。

本市において暴力団排除の推進を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第89号湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

水俣に訪れる観光客等に良好な休息の場を提供するとともに、市の特産品を活用した飲食物の提供、観光情報の発信、地域の特産品の展示及び販売等により地域の振興を図り、併せて市民の健康増進及び福祉の向上を図るための観光物産館を設置するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第90号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第91号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成23年人事院勧告に基づき、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第92号水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、施設形態を変更するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第93号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

介護保険法第129条第3項の規定に基づく保険料率の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第94号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第95号水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市簡易水道事業の統合に伴う、条文の整備等を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第96号平成23年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10億4,015万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ154億3,086万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費にコミュニティバス運行事業、第3款民生費に介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に病院事業繰出金、第6款商工費に企業誘致対策事業、第7款土木費に市内一円市道維持補修費、第8款消防費に消防団共済負担金、第9款教育費に公民館管理運営費等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費補正として介護予防地域づくり事業を追加したほか、債務負担行為補正としてみなまた環境テクノセンター管理委託料外12件を追加し、地方債補正として過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第97号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,813万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億447万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款保険給付費の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費並びに第11款諸支出金の国県支出金等返還金を増額し、第7款共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第7款共同事業交付金及び第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第98号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,975万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ30億1,700万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、一般管理費の委託料及び介護認定審査に係る経費の増額、第2款保険給付費において、介護保険サービス費に係る給付費の増額を計上しております。

これらの財源といたしましては、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整いたしております。

次に、議第99号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、年度内に完成が困難な浄化センターの建設工事委託に係る費用を繰越明許費において計上しております。

次に、議第100号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入の額を2,220万円増額し、補正後の資本的収入の額を28億5,475万4,000円とし、資本的支出の額を2,228万6,000円増額し、補正後の資本的支出の額を31億8,598万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、資本的支出については、駐車場不足を解消するため、新たに用地購入費を計上し、その財源として企業債を増額しております。また、西館建設事業費の財源として一般会計出資金を新たに計上し、財源振替となる企業債をあわせて減額しております。

このほか、債務負担行為として院内清掃業務委託外14件を追加しております。

次に、議第101号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、水俣市白浜町の住宅地内を通る県道水俣田浦線に接続する公衆用道路であります。関係する地権者からの寄附によるもので、水俣市道認定基準を満たすことから、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第87号から議第101号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第91号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第93号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件は、急を要するため本日議決してほしい旨の申し出がっております。

従って、本2件の審議をお願いします。

この際、議案調査のため休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

議第91号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第93号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第91号及び議第93号は、議事日程記載のとおり、各常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時16分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会に付託しておりました議案2件について、委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） 先ほど総務産業委員会に付託されました議第91号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、平成23年人事院勧告に準じて改正しようとするものであり、主な改正内容の第1点は、行政職の給料表のうち、2級から7級までの各級の給料月額を、下位の号給を除き引き下げを行うものである。この減額の対象者は158人で、影響額は、全体で月額245,100円の減額、1人当たり平均1,551円の減額となる。

第2点は、平成18年給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給保障を0.49%減額する。

この減額の対象者は90人で、全体で月額179,227円の減額、1人当たり平均1,991円の減額となる。

第3点は、減額改定対象職員について、平成23年12月の期末勤勉手当から、当該職員の4月の給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住宅手当及び単身赴任手当の合計額に0.37%を乗じて得た額に4月から11月までの8月分を乗じて得た額と、平成23年6月の期末勤勉手当に0.37%を乗じて得た額との合計額を減じて、年間の給与支給額の調整を行うものである。改正の影響額は、全体で242万9,575円の減額、1人当たり平均15,377円の減額となるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の減額の対象とならない人は、163人であるが、どのくらいの年齢層になるかとただしたのに対し、およそ40歳以下の職員になるとの答弁がありました。

また、現給保障の対象となる職員はどのくらいの年齢層になるかとただしたのに対し、およそ50歳以上の職員になるとの答弁がありました。

本案に対しては、先の震災の際に明らかになったように、公務員の社会に果たす役割は大きいものがあるので、減額を目的とする本案には反対であるとの討論がありましたので、採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議第93号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、介護保険法第129条第3項の規定に基づく保険料率の見直しに伴い、7段階方式を11段階方式とし、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、今後の高齢者人口の見込みについてただしたのに対し、今後20年くらいは増加傾向にあるとの答弁がありました。

また、第5期基準保険料の増額要因である施設整備による増額についてただしたのに対し、小規模特別養護老人ホーム2カ所、小規模多機能型居宅介護施設1カ所を整備するもので、施設入所待機者の一部解消等を図るものであるとの答弁がありました。

本案については、低所得者層に配慮し徴収段階をふやすことや施設の整備については理解できるが、介護保険制度そのものに矛盾や問題点があり、賛成しがたいとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年11月25日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第91号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年11月25日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第93号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

川上紗智子議員から議第91号について、野中重男議員から議第93号について、それぞれ討論の通告があります。

これから発言を許します。

初めに川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私は議第91号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

私は今度の東日本大震災で改めて公務員とは何か、公務員の仕事とは何かということを考えさせられました。押し寄せる津波から高齢者や子どもたち、住民の命を守った消防職員や消防団員、そして防災担当者、医者、看護師、保育士などたくさんの公務員の奮闘がテレビや新聞などで伝

えられました。職員自身が被災しながらも避難所で住民を支えて、休日もなく復旧作業に従事する。それは今も変わっていないと思います。

この大震災で住民の命・暮らしを第一線で守る公務・公共サービスの大切さを明らかにしました。安心・安全の地域をつくりたい、そういう地域を願う市民の1人として、また議員の1人として市民の命と暮らしを守るために職務を全うする職員に対して、この間の相次ぐ給与の引き下げ、このようなことを続けていいのだろうかと心から思います。

今回、40歳以上の職員が対象に減額をされるということを知って考えましたが、40歳代といえば子育てなどでお金がかかる世代でもあります。そもそもこの間の相次ぐ給与引き下げの人事院の勧告によって、昇給はあっても給与はあまりふえていかない状態が続いているのではないのでしょうか。職員の皆さん方の中に自分の仕事に誇りを持って、働き甲斐を持って仕事をしていただきたい。そして市民のために働いていただきたいと思います。

また、公務員の給与の引き下げは民間にも波及していくものです。この間の景気の低迷は、消費の低迷に大きな要因があると思います。このような消費の低迷は、経済の停滞につながり、さらなる経済の悪循環に陥ってしまいます。

以上の点から私はこの議案に反対をいたします。以上で終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は議第93号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

介護保険制度は、自民・公明両政権時代に法律がつくられて、施行後、今10年を経過しております。現在に至ってもまだそれが抜本的には改正されないままに、今に至っております。どのような問題点があるのか。

第一に、給付を賄う財源の問題であります。介護にかかった費用の50%を40歳以上の第2号被保険者と、65歳以上の第1号被保険者の保険料で徴収するというふうになっています。国の負担は25%、県の負担は12.5%、市町村の負担は12.5%と決められております。そして、国民健康保険制度のように、一般財源からの繰り入れも禁止されています。日本の高齢化率のピークは2025年と言われていますが、高齢者の人口がふえ、介護が必要な人口がふえるとその分、その費用を賄うために介護保険料がふえる仕組みになっています。ここに介護保険制度の最大の問題点がある、私は思います。

今回の条例改正案は、この問題点が顕著にあらわれたものと思います。地方自治体はこの法律に基づく制度にのっとり、これを運営しなければならないとされているからであります。この間水俣市ではホームヘルパーの援助を受けても、家庭で介護できなくなった高齢者の施設への入所

待機を解消するために、小規模の特別養護老人ホームの建設の許可やグループホームの許可を出されてきました。これは高齢者やその家族の要望を実現する上で大きな前進でした。また、このような施設は機械が仕事をするわけではなく、人が人を介護するものであり、多くの人員を必要とし、水俣市での雇用の確保にも大いに貢献してきました。

私たちは誰しも年をとります。動けなくなるし、認知症も出てくるでしょう。老化は避けて通れないものであります。この間の水俣市政が人間の普遍的な課題に対応されてきたことを大いに評価されるべきだと思います。

また今回はさらに保険料の徴収段階を広げられました。所得税法は課税上限を設け、また1986年以降についてはそれも順次引き下げられることが進められてきましたけれども、おおむね累進課税になっています。これと同じように介護保険料についても徴収区分をもっと広げるべきだと提案をしてきましたけれども、今回は7段階から11段階に広げる提案がされており、これも評価されるべきものだと思います。水俣市の取り組みは、地方自治体でできることを進めている点で前進であります。

このような水俣市の取り組みを評価しながらも、国で決めた介護保険法は今回のように容赦なく国民の負担をふやしていきます。きょうの熊本日日新聞の3面に、国民の声を受けて厚生労働省の社会保険審議会介護保険部会の議論の様子が載っております。結局、今私が申し上げましたように、保険料の際限のない増加にどう対応するのかということ、政府部内でも検討せざるを得なくなってる、それが実情であります。こういう動きも見ながら政府は介護に必要な財源をもっとふやすべきであり、一路国民負担をふやすという方向ではなくて、それは改定されていかなければいけないものだと思います。

現在の介護保険法は多くの問題点を含んでおります。そういうことに対して改正すべきだという意思を込めまして、私たちは反対の意思を表明し、この議案には反対をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結します。

これから採決します。

議第91号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

議第93号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第18 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第19 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について

日程第20 議第76号 平成22年度水俣市一般会計決算認定について

日程第21 議第77号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第22 議第78号 平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第23 議第79号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第24 議第80号 平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第25 議第81号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長(真野頼隆君) 日程第18、議第72号平成22年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第25、議第81号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、8件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、厚生文教委員長塩崎信介議員。

(厚生文教委員長 塩崎信介君登壇)

○厚生文教委員長(塩崎信介君) ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第72号平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

病院事業管理者及び事務部長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

平成22年度は、地方公営企業法の全部適用を実施し、迅速で良質な病院事業の経営を目指して

きたが、医師数減の影響による西5病棟の休床と、外来診療の耳鼻咽喉科・眼科・神経内科・リハビリテーション科の非常勤医師による診察を行わざるを得ない状況であった。

入院患者については、1日当たり平均313人、休床分を除いた稼動病床数で算出した病床稼働率は86.0%であった。

病院事業損益においては、診療報酬の改定及び各種加算項目の取得による診療単価の上昇、外来患者数の増加、水俣病検診の受託により公衆衛生活動収益の増加等により、事業収益が昨年度比で6.0%増となった。一方支出面では、経費・診療材料費の支出はふえたものの、退職者の減少や給与改定による職員給与費の抑制、支払利息の減少、旧湯之児病院建物及び附属設備等の解体に伴い計上していた特別損失の減少等により、7億5,901万9,393円の純利益を計上することができた。

収支状況は、収益的収入67億5,682万円、収益的支出59億8,858万円となり、差し引き7億6,824万円の利益となるが、消費税等調整後の損益計算によると、差し引き当年度純利益は7億5,902万円で、当年度末未処理欠損金は2億1,026万円となった。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入3億4,056万円、資本的支出6億8,645万円となり、差し引き不足額3億4,589万円は、当年度分消費税等資本的支出調整額922万円、過年度分損益勘定留保資金3億3,667万円で補てんしている。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、利益がふえた要因についてただしたのに対し、診療報酬の改定及び各種加算項目の取得による診療単価の上昇、外来患者数の増加、退職者の減少や給与改定による職員給与費の抑制、支払利息の減少、旧湯之児病院建物及び附属設備等の解体に伴い計上していた特別損失の減少等によるものであるとの答弁がありました。

また、医師及び看護師の確保についてただしたのに対し、このまま維持できるよう努めたいとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第77号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入総額44億1,549万円、歳出総額40億9,245万円で、差し引き3億2,124万円は翌年度へ繰り越した。また、予算額に対する執行割合は、歳入104.6%、歳出97.0%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保健指導の充実と庁内関係課の連携についてただしたのに対し、現在も特定検診など市民課と健康高齢課で連携して実施しており、今後も保健指導の充実を図ってきたいとの

答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第78号平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入総額313万円、歳出総額313万円で、差し引き0円となっている。また、予算額に対する執行割合は、歳入38.5%、歳出38.5%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療給付費の予算が全額不用額になっていることについてただしたのに対し、現在、老人医療は精算事務を行っており、医療給付について予算を確保していたが、請求がなかったものであるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第79号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入総額3億7,850万円、歳出総額3億7,810万円で、差し引き40万円は翌年度へ繰り越した。また、予算額に対する執行割合は、歳入98.8%、歳出98.7%となっているとの説明を受けました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第80号平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

健康高齢課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入総額29億6,924万円、歳出総額27億8,166万円で、差し引き1億8,758万円は翌年度へ繰り越した。また、予算額に対する執行割合は、歳入102.8%、歳出96.3%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、居宅介護サービス給付費や介護予防サービス給付費の利用状況についてただしたのに対し、介護予防事業の充実などで要支援認定の方は減少しているが、要介護認定の方はふえており、介護度の重度化が進んでいるとの答弁がありました。

なお、委員から介護予防事業には、今後も十分力を入れて欲しいとの意見がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、総務産業並びに一般会計決算特別委員長高岡利治議員。

(総務産業並びに一般会計決算特別委員長 高岡利治君登壇)

○総務産業並びに一般会計決算特別委員長(高岡利治君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました決算2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第73号平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず水道局長から、業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、収益的収入4億6,661万51円に対し、収益的支出3億5,414万5,660円で、消費税等調整後の純利益は、1億634万6,104円となった。

また、資本的収入1,499万7,965円に対し、資本的支出2億9,478万7,874円となり、差し引き不足額2億7,978万9,909円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、貸借対照表において未収金が2,088万円ほどあるが、この中でどれくらいが回収可能かとただしたのに対し、未収金としてあげているのは、3月31日時点ですべて入っていない金額を計上するもので、下水道利用料の収納事務負担金が約1,000万円、水道料金のうち、現年度分が約500万円、過年度分が約140万円であり、現年度分は、企業の倒産で徴収できなくなった金額を除いてそのほとんどを4月以降に回収しているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第81号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

下水道課長から、平成22年度下水道事業の概要説明を受けた後、歳入歳出決算事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

収支状況は、収入済額15億7,844万3,248円に対して、支出済額15億7,593万6,911円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、6万6,337円となった。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、使用料の不納欠損額又は収入未済額に前回の議会で報告のあった賦課徴収漏れは含まれているのかとただしたのに対し、賦課漏れの方は収入の年度としては、平成23年度となる。この不納欠損額には倒産した企業分の金額が含まれているとの答弁がありました。

また、施設管理費の浄化センター等運転管理業務委託料として1億1,800万円ほどの金額が上げられているが、これは何年契約でどこに委託しているのかとただしたのに対し、委託先は日本ヘルス工業で、5年契約であるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

引き続き、一般会計決算特別委員会に付託されました議第76号平成22年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成22年度の決算は、歳入156億2,218万8,000円、歳出148億5,873万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は5億4,183万円の黒字となり、本年度実質収支から前年度実質収支を引いた単年度収支は3,514万5,000円の赤字となったが、22年度においては財政調整基金からの取り崩しを行わず、1億3,600万円の基金積み立てを行ったことから、実質単年度収支は1億118万6,000円の黒字となった。

決算の主な内容は、歳入において、前年度は世界的な経済危機の影響から企業の収益が悪化していたことを受け、本市においても法人市民税を中心に大幅な税収の減収がみられましたが、22年度においては、一転して、法人市民税の増収により市税全体で約3億8,000万円の増収となった。

地方交付税については、個別算定経費における単位費用の見直し等に加え、基準財政収入額が減少したことなどにより、普通交付税が対前年度比約4億5,200万円の増加となり、特別交付税とあわせ、約5億1,700万円の増加となった。

国庫支出金については、安心安全な学校づくり交付金、子ども手当負担金、国の経済危機対策による地域活性化臨時交付金などにより、前年度比約1億1,000万円の増加となった。

県支出金については、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、緊急雇用創出基金事業補助金、安心子ども基金特別対策事業などにより、前年比約4億2,300万円の増加となった。

そのほか、地方債については、学校教育施設整備事業債、公営住宅建設事業債、臨時財政対策債などにより、前年比50.8%、約3億9,200万円の増加となった。

歳入全体では、前年比約13億800万円の増加となっている。

歳出における義務的経費については、人件費では、給与改定等による職員給の減少のほか、退職手当の減少により、7,200万円減少した。

扶助費では、子ども手当制度の開始に伴う支給額の増加や自立支援給付費の伸び、延長保育など特別保育事業の増加により3億2,900万円の増加となった。

公債費については、これまでの市債発行抑制の取り組みなどにより減少傾向にあり、2億900万円の減少となり、これら義務的経費全体では、前年度比で約2億2,700万円の増加となった。

一方、投資的経費については、普通建設事業費では、国の緊急経済対策事業や経済対策臨時交付金等により、小中学校耐震化推進事業、介護予防地域づくり事業、公営住宅整備事業など、約7億7,500万円の大幅な増加となった。

その他の経費については、補助費では、22年度に実施された定額給付金事業分が減少しているほか、本市の企業会計職員に係る共済費負担金の会計上の取り扱い方法を変更したことなどから、約10億3,300万円の大幅な減少となった。

物件費、繰出金は、ほぼ前年並みであり、貸付金では、地域総合整備資金貸付金があったことから5,700万円増加した。積立金では、遊休資産の売却や市税の増収分のうち次年度において還付が見込まれる額などを歳出予算に計上し、公共施設整備基金、財政調整基金及び減債積立金への積み立てを行ったことから、11億1,500万円の増加となった。

歳出全体では約11億8,700万円の増加となっている。

なお、22年度末における財政調整基金の現在高は17億9,491万5,000円となり、21年度決算剰余金の積み立てなどにより、前年度末から約2億円増加している。

また、市債の現在高は、122億7,029万4,000円で、前年度末から約2,341万1,000円増加した。

決算統計等から算出する財政指標については、経常収支比率が84.0%で前年比12.2%の減少、実質公債比率が15.4%で前年比0.6%の減少となっており、いずれも若干の改善が見られた。

また、平成21年4月1日に施行された地方公共団体財政健全化法に定める各指標については、早期健全化基準、財政再生基準等に該当するものはなかった。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、市庁舎の耐震診断の結果及び検討状況についてただしたのに対し、耐震診断の結果、教育委員会棟については、基準を満たしていたが、本庁庁舎、水道局庁舎においては、耐震性が貧弱であることが判明した。現在、庁内に検討委員会を設置して検討を行っており、耐震診断結果に基づき、必要経費等を含め、今年度中に一定の方向性を出したいと考えているとの答弁がありました。

また、今後の歳入の見通しについてただしたのに対し、平成22年度は国の景気対策があったが、東日本大震災の影響もあり、地方交付税も落ち込むことが考えられる。市税の伸びも期待できない状況であるとの答弁がありました。

また、どんがばち号の今後のあり方についてどのように考えているのかとただしたのに対し、平成16年の検討会で存続が決まっているが、本年度中にアンケートや関係者の意見を聴いて方向性を出したいとの答弁がありました。

また、みなまた環境まちづくり研究会事業の状況についてただしたのに対し、報告書に基づき

5つの円卓会議を開催している。今後はそれぞれの会議を連携していき、事業として形になるものを目指していくとの答弁がありました。

また、観光振興について、関係機関や関係者が連携し様々な観光メニューを結びつける必要性についてただしたのに対し、キャンペーン等を通じて観光メニューをつなげているが、さらに関係機関等との連携を強化し、水俣の良さを生かした効果ある事業を進めていきたいとの答弁がありました。

また、中学校の柔道の授業中の事故に伴う賠償金について、控訴しなかった理由についてただしたのに対し、当初、日本スポーツ振興センターの補償金も出ていたが、指導の不備について裁判となったもので、当方に責任はないと考えていたが、全面敗訴となった。現場への影響や上告しても判決を覆すだけのものがなかったため、上告を断念した。今後の教訓として授業に生かすよう努めていきたいとの答弁がありました。

また、図書館管理運営事業について、図書館の利用者数、貸出冊数がふえた要因についてただしたのに対し、読書のまちづくり事業の中で新規登録を推進しているほか、新刊の早期納入、案内方法の見直し、広報紙によるPR活動などでふえたのではないかと考えているとの答弁がありました。

最後に、審査の中で、委員会として要望したことについて申し上げます。

1 遊休資産の的確な把握と、処分を含む有効活用についての方策を講じられたい。また、廃校後の学校跡地の有効活用については、早急かつ積極的に検討を進められたい。

2 庁舎を含む公共施設の安全性を点検し、耐震診断等の結果も踏まえた検討を進められたい。

3 生活保護世帯に対する自立支援策については、有効な対策を講じられたい。

4 再生可能エネルギーの推進については、水俣型スマートグリッドの構築を目指し、さらなる工夫と努力を求める。

5 丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、税などの収入未済分については、引き続き徴収に万全を期し、公平性と財源の確保に努められたい。

6 重要な基幹産業である農業の振興について明確な指針を示すとともに、施策の充実に努められたい。

7 観光振興については、関係者との十分な協議と連携の上、有効な方策を講じられたい。あわせて、観光地のインフラ整備にも努められたい。

8 どんがばちょ号の今後の活用策については、広く意見を聴き十分に検討されたい。

9 商工業資金貸付・出資事業については、利用実績が皆無に等しく、今後の活用について特段の工夫をもって対処し、利用拡大に努められたい。

10 ガードレール・カーブミラー設置や原材料支給等、生活周辺に係る環境整備費について、予算の充実を図られたい。

11 日本一の読書のまちづくり運動は、引き続き事業の充実に努められたい。

12 通学路も含めた教育環境の整備について総点検し、早急に対処するよう努められたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、対処されるよう要請いたします。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年9月30日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 真野 頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第72号	平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について	認定	全員賛成
議第77号	平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第78号	平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第79号	平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第80号	平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年11月9日

総務産業常任委員長 高岡 利治

水俣市議会議長 真野 頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第73号	平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について	認定	全員賛成
議第81号	平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

告します。

平成23年10月27日

一般会計決算特別委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第76号	平成22年度水俣市一般会計決算認定について	認定	全員賛成

○議長（真野頼隆幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第72号平成22年度水俣市病院事業会計決算認定についてから議第81号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上8件を一括して採決します。

本8件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明26日から12月5日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月6日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月6日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は11月29日正午まで、議案質疑の通告は12月6日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 0時17分 散会

平成23年12月6日

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月6日（火曜日）

午前 9時30分 開議

午後 2時46分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教 育 次 長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第2号

平成23年12月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1 大川末長君 | 1 経済産業の振興について |
| | 2 湯の児・湯の鶴観光振興について |
| | 3 下水道設備及び浄化槽設置について |
| | 4 全国豊かな海づくり大会について |
| 2 西田弘志君 | 1 生活保護について |
| | 2 雇用創出について |
| | 3 観光施策について |
| | (1) 中尾山公園について |
| | (2) 湯の鶴観光物産館について |
| | 4 本市のイベントについて |
| 3 野中重男君 | 1 市長のスロベニア訪問と教訓の発信及び水俣病について |
| | 2 自衛隊の掃海訓練について |
| | 3 水俣市水道事業について |
| | 4 水俣市の防災対策について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 おはようございます。

自民党議員団の大川末長でございます。

通告に従いまして、順次質問を進めてまいります。

1、経済産業の振興について。

円高や欧州の財政危機、中国経済の先細り感、さきの東北大震災も相まって我が国の経済産業を取り巻く環境は依然として厳しく、総務省が先月末に発表した10月の完全失業率は、9月を0.4ポイント上昇の4.5%の高水準で、有効求人倍率は前月と同じ0.67倍であったという発表をしております。一方、熊本労働局が、これも同じく先月末発表した県内有効求人倍率は、前月より0.02ポイント高い0.62倍と3カ月ぶりに改善したが、伸びは小さく上昇基調に転じたと判断するのはまだ早いと慎重な見方を示している。同局では、やはり円高や欧州経済危機の影響を懸念、県内雇用情勢は依然として厳しいと見ているようである。このように国・県においても景気の先行きは、なお不透明と見ているようである。

本市においては最近事業所の閉鎖、倒産という話は聞かないが、活気を感じるわけでもありません。相変わらずの閉塞感は否めない。しかし、有効求人倍率のここ3カ月平均では0.56倍と、昨年9月の0.31倍から見ると数値的には大幅に改善されている。これは、何に起因しているのか。市長が環境で飯が食えるようにすると掲げられる環境関連事業が本市の経済産業の振興に寄与しつつあるのか、そこで次の4点について質問します。

- ①、現在の本市の経済産業の動向をどうとらえておられるか。
- ②、環境関連事業の現状と今後について。
- ③、企業誘致状況について。
- ④、地場既存企業の支援をどう考えているか。

2、湯の児・湯の鶴観光振興について。

現在、湯の児については水俣中央地区都市再生整備計画の中で、湯の鶴については湯の鶴地区観光振興計画を策定して整備が行われている。この両観光地は本市が最も自慢できる、そして集客力ある観光地であり、まさに水俣の目玉である。ここを生かすことが本市活性化の一翼を担うことは言うまでもありません。ほかにも中尾山、エコパークなどの整備が逐次進められているが、このほかにも観光資源となるような風光明媚な場所はたくさんある。既設の観光地や隣接市町の観光地とつながるような新たな開発は考えられないものか。そして、ほかに点在している観光地、観光資源にも目を向け、支援することも大事であると思う。

そこで次の2点について質問します。

- ①、湯の児・湯の鶴観光対策事業の進捗状況はどうなっているか。
- ②、湯の児・湯の鶴以外の観光地の開発及び支援をどう考えているか。

3、下水道整備及び浄化槽設置について。

環境首都を標榜する本市にとって、私どもは日々の生活の足元から見直すことが大事であろうと思う。そういう意味では、下水道の整備は行政として最も力を入れなければならない事業の一つでありましょう。この下水道事業は昭和51年に事業認可を受け、事業開始後、途中人口減少、財政事情など時世の変化、事業費用対効果の検討などにより再三の計画見直しを行いながら、きょうに至っているようであるが、事業の公共性・公正性からして市民の納得いくようなものであるべきである。

また、下水道設置区域以外については浄化槽の設置を推進していくことになると思うが、設置費用に補助金はあるというものの高額になることから、普及が促進できない状況にあるのではないかとと思われる。それと設置時の槽の容量の選定の仕方にも問題があるのではないかと。

そこで次の質問します。

- ①、下水道設置の区域の見直しの考えはないか。
- ②、浄化槽の普及状況と今後についてどう考えているか。
- ③、既設浄化槽の問題点をどうとらえているか。

4、全国豊かな海づくり大会について。

申すまでもなく、この大会は水産資源の維持と海の環境保全の必要性を国民に広く訴えることを目的に毎年開催されてきたものである。熊本県が招致に手を挙げるや、市長は決定に先駆けて吉永県議、真野議長とともに蒲島県知事を訪ねられ、よみがえった水俣の海を全国へ発信する非常に有効な機会であると、水俣湾埋立地を主会場とするよう要望されました。それは、いまだに水俣湾でとれた魚介類は汚染度が高いという風評被害の払拭につながるでしょうし、また、この有効な機会を今後の本市の観光振興や産業振興の起爆剤とするためにも、ぜひ放流事業会場を本市へ招致したいものです。その後、県では準備委員会が立ち上げられ、検討が進められているようであるが、そこで次に質問をします。

- ①、準備委員会では何が検討されたのか。
- ②、放流事業会場は、どこでいつごろ決まるのか。
- ③、本市は候補地として有力な位置にあるのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

失礼しました。②、③は通告外でございますので、取り下げいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済産業の振興については副市長から、湯の児・湯の鶴観光振興について並びに下水道整備及び浄化槽設置については産業建設部長から、全国豊かな海づくり大会については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 経済産業の振興について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 大川議員の経済産業の振興に関する御質問に順次お答えします。

まず、本市の経済産業の動向についてどうとらえているかについてお答えします。

ヨーロッパから始まった不況の波は、世界的な影響を及ぼす事態となっており、さらには東日本大震災や、タイの大洪水など、国内外の大規模自然災害等により、日本経済のダメージは深刻な問題となっていることは言うまでもありません。

本市においても、産業の面でいいますと、進出を予定していました企業の計画延期や、地元製造業においては、原料が入ってこないといった影響を受けるなど、大変厳しい状況にあると認識しております。

そこで、昨年より市内事業所の支援策や企業間連携を進めることを目的に、特に製造業を中心に訪問を行い、現在の経営状況などをヒアリングし、状況把握に努めているところでございます。今年度は既に35社を訪問しておりますが、経営状況としては、まず売り上げ実績については5年前と今年の売り上げを比べた場合、減少していると感じた企業は70%、増加したと感じている企業は30%となっております。この原因としましては、受注の減少や原材料の高騰などが大きな理由として挙げられます。

雇用に関する部分では、従業員数について、現状を維持したいが70%、増員したいと考えているが20%、また新規事業に取り組みたいと考えているところが約50%となっております。

このような厳しい状況でありながらも、新規事業に取り組みたいと考えている事業所が半数もあることに経営者の前向きな意気込みが感じられます。しかしながら、企業が求める技術を持つ人が地域に少なく、雇いたくても雇えないということで、人材の不足を強く言われていることがあります。人材は、経済・産業を支える上で最も重要な要素であります。幸いにも、今年度から県が設置した水俣・芦北地域雇用創造協議会の中で、技術習得につながる研究会など、即戦力となるような人材育成に取り組んでいく計画でございます。

今後とも、市内外の経済産業の動向の把握に努め、効果的な施策を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境関連事業の現状と今後についてお答えします。

まず、環境関連事業の現状についてですが、当市において環境関連事業を行っている企業とい

たしましては、エコタウン企業があり、家電リサイクル工場を初めとして現在7社が環境リサイクル事業を行っております。そのほかにも太陽光発電設備関連の企業や遮熱・断熱の事業を行う企業など環境にかかわる事業を行っているところが挙げられます。

先ほどもお話ししましたように、いずれの企業も世界的な不況の中、大変厳しい状況にありますが、マスコミ等でも環境関連企業につきましては、景気的好調分野として取り上げられていることもあります。それぞれの企業では、取引先の新規開拓など、経営の安定化に向けて引き続き努力をされていると伺っております。

また、現在本市が関与している事業では、再生可能エネルギーを活用し、農業・漁業に対するスマートグリッドの確立を目指した新エネルギー実証調査事業があります。これは国及び県からの補助事業として、県内の企業によって水俣をフィールドとして実施されており、今後事業化に向けて取り組みが進められているところです。

次に、環境関連事業の今後についてですが、去る10月、市内約1,000社を対象にアンケート調査を実施したところ、回答いただいた約300の事業所の半数近くが環境関連事業への参画の意向を示しております。そのうち、環境事業を自社の新たな事業分野としてとらえている事業所も数十社ございます。環境という付加価値が事業活動において重要な時代となってきたことをあらわしていると思います。去る9月に立地協定を結んだ株式会社田中商店や、立地に向けて進出を計画している株式会社蛍光灯センターも、ともに環境関連事業でございます。

市としましては、環境関連事業は今後さらに伸びていく分野であり、新規事業として参画を考えている事業所等への支援も、県や国などの支援機関などを通じて、円滑な事業推進ができるよう支援してまいりたいと考えております。

また、できる限り市内企業間の連携や産学官の連携を図り、地元企業が持っている高度な技術を生かした製品開発など環境首都としてふさわしい水俣ブランドの確立を目指していきたいと考えております。

次に、企業誘致の現状についてお答えします。

先ほど申し上げましたように、我が国の経済・産業界のみならず、あらゆる業界が海外の不況等の影響を受けて、大変厳しい状況が続いております。そのため、企業は新たな投資を控えているのが現状でございます。市としましても、何とか1社でも多く誘致したいと思い、関東方面を初めとして、誘致に向けた企業訪問を行っているところでございますが、このような経済状況もあり、厳しいお話ばかりをいただいております、大変苦慮しているところでございます。

このような厳しい中であって、本市では今年度、現在3社の企業に立地していただくことができました。厳しい状況の中、70名を上回る雇用と20億円を超える投資が生じているところでございます。市といたしましては、立地いただいた企業や関係者の方々に心から感謝申し上げますとこ

ろでございます。

今後につきましても、現在昨年から引き続き御相談を受けている案件もございますので、連絡を取り合いながら、誘致に向けて慎重に進めてまいりたいと考えております。また、企業誘致活動も精力的に進め、融資制度の紹介や優遇制度の説明などを含めて本市への立地に向けたPRを行ってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、企業情報などございましたら、ぜひご提供くださいますようお願い申し上げます。

次に、地場既存企業の支援をどのように考えているかについてお答えします。

地場企業支援にあつては、まず市と企業の相互の信頼を得ることが重要であります。そのため、それぞれの企業が抱えている問題やニーズを把握して、それに応じた支援ができるよう、企業訪問に努めているところでございます。現在、地場企業支援策としては地元企業の製造品や商品の販路拡大につなげてもらうため、各地で開かれる展示会や見本市への出展補助金や、新しい製品開発や技術開発を行うための補助金制度を設けております。今後も地元企業の皆さんが活用しやすい制度づくりに向けて、見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、みなまた環境テクノセンターの地場企業支援機能の強化、国・県や大学などとの連携をさらに深め、経営改善と円滑な事業推進を図ってまいりたいと考えております。

今後とも地元企業のさらなる発展のため、地域内外における企業相互の引き合わせや、人材育成の場の提供、製品の販売促進などを行い、経済の回復、産業の振興、雇用の場の創出につながるよう、関係機関と協力しながら支援してまいりたいと考えております

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

市長はこれまで、環境で飯が食えるようにすると繰り返し言ってこられ、既に三、四年が経過しようとしております。政府も環境関連事業には莫大な予算をつぎ込む方針であり、施策としては私は当を得ており、全く異論はございません。しかし、これまで単発的な施策は見られていたものの、まだまだ飯が食えるというところまでは来ていないのではないかと。もうそろそろ、なるほどというものが出てきてもいいのではないかと期待しているところであります。

それと、企業誘致についても精力的に働きかけをしていくということで、これまで風力発電、熊本蛍光灯センター、センコースクールファーム、湯の児海と夕やけなどを手がけてこられました。その中で、現在、正式稼働中のものは湯の児海と夕やけ1社のみで、残念な結果に終わっております。また、今回、田中商店の古紙リサイクル事業を誘致企業とした立地協定を結ばれ、補助金を交付されようとしておられるが、田中商店は最初立地したとき、既に誘致企業として優遇措置を受けているはずで、今回は単なる業務拡張にすぎないのではないかと。水俣市誘致企業立地

促進補助金交付要綱第2条には、水俣市資源循環型地域振興施設整備費補助金交付要綱の交付対象となるものについては対象としないとうたっております。地場既存企業の支援についてはいろいろ考えておられるようであるが、誘致企業もままならない今日では、もっと柔軟な支援方法が必要ではないか。

そこで、次の質問をします。

- ①、実証実験中であった小水力発電、波力発電の実験経過と実現性について。
- ②、ほかに環境関連で継続的に事業展開できる事業にはどんなものがあるのか。
- ③、田中商店の古紙リサイクル事業を誘致企業として補助金の交付対象となった経緯について。
- ④、今年6月着工したCSエナジーマテリアルズ株式会社は、どういう扱いになっているのか。
- ⑤、既存企業支援を見据えた誘致企業条例補助金交付要綱などの改正は考えられないか。

以上。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 大川議員の第2回目の質問にお答えいたします。

まず、小水力の件でございますけれども、本年度、小水力の実証実験を行いまして、それと丸島沖の波力実験を行ったわけでございますけれども、小水力につきましては一定の効果というか、実際庁舎内に電力を供給して、例えばあそこに魚の電力に使ったり、養殖の電力に使ったりしておりまして、実験としては成功していると考えております。

また、波力発電につきましては丸島のところに置いていたんですけれども、想定外という波が来まして、いろんな内部の構造が少し壊れたところがございまして、今、上のほうに上げているんですけれども、これにつきましても、来年度新たにその企業のほうが修理をして、また来年も再開するというところで、今めどが立っております。

それと、CSエナジーマテリアルの件につきましてでございますけれども、これにつきましては、現在、水俣のほうに工場を建設中ということで、これは経済産業省の大きな補助を受けて、やっておりますけれども、先ほど申し上げました誘致企業の3社の1社に数えておりますけれども、順調に今、工場建設が進んでいるという状況でございます。

それと、田中商店の経緯でございますけれども、先ほど大川議員もおっしゃいましたように、まず平成13年度にエコタウン事業が開始されまして、その中で企業誘致ということで、エコタウン事業の推進ということで、そのときに水俣市資源循環型地域振興施設整備費補助金交付要綱ということで、エコタウン事業の一環として支援しております。これと違いまして、今回、田中商店の古紙関係のリサイクルにつきましては全く別個の事業でございまして、同じ事業に補助する

ということではなくて、全く別の事業を別の支援体制でもって、今回誘致企業奨励金の中で支援するということでございますので、それとこれとは全く違う事業ということで、我々としては判断しております。

それと、交付金の要綱につきましては、平成14年に制定されまして、大体もう10年たっておりますので、また内容等も精査して、この時代が非常にめまぐるしく進んでおりますので、時代に合ったような形で変更する必要がある場合には見直しも検討してまいりたいと考えております。

先ほど冒頭に環境で飯を食えるかという話がございましたけれども、今後の環境関連の事業につきましては、3.11の東日本大震災を受けまして、エネルギーの見直しということが非常に言われておりますので、今後はエネルギー関係の新しい事業が一番非常に有望ではないかというふうに考えておまして、今水俣市におきましては、まちづくり研究会の中で新エネルギーの創出ということで円卓会議も開いております。それで、そういう新エネルギー、それと環境関連事業につきましては、非常に有望なものもございまして、新聞でも御存じのとおりでございますけれども、農業と漁業の中でこういう新エネルギーを使った漁業・農業について今、来年度から着工の見込みでございますので、そういう意味からして、水俣は日本の環境首都としての方向としては、非常に的を射た政策をとっているんじゃないかと思っております。

田中商店からは、まず古紙のリサイクルをやりたいということで、水俣市のほうに相談がございまして、それで今の現状としましては、入札制度でもって回収業者の方がそれぞれ入札して、それで古紙を問屋さんに運ぶ形になってましたけれども、今申しましたように、田中商店のほうから、そういう形で古紙リサイクル中間処理をやりたいということで申し入れがありました。市としましては、水俣の環境事業ということで推進するという方向から、そういう事業については応援したいということで覚書を結んでおります。その覚書については、もしそういう環境産業を推進するというのであれば、優先的に事業として、生業として応援していこうという覚書を結んでおります。

ただ、この事業につきましてはいろんな出資事業者の方々が、田中商店がもしなかったとしても、ほかの事業者が、またそういう中間処理事業をする場合は、そういう優遇しないで入札制度という形で推進していくということで覚書を水俣市と田中商店のほうで結ばせていただいております。その後、あそこのリプラテックの跡地について事業をやりたいということで、市の土地開発公社のほうに申し出がありまして、市としましても今、平成20年の12月、リプラテックのほうで倒産して、そのままになっている状況でございましたので、市としても土地開発公社のほうでその土地を賃貸して、上の物件のほうについては田中商店が取得されたということでございます。その後、水俣市と田中商店の間で、議長も交えたところで進出協定を締結しまして、現在に至っているところでございます。以上が経緯でございます。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思いますが、ただいま副市長が申しあげたこととほとんど変わりはないわけですが、これまでクリーンセンターに古紙が集められてきますけれども、その集められた分を関係の業者の方々でそこで入札をさせて落とされて、それを熊本の業者の方が引き取りにこられると、そういうような流れになっておりました。その中で田中商店さんのほうから、新たな事業として古紙のリサイクル事業をやりたいというようなことで申し出がございました。この件につきましては制度上の問題、いろんな法的な問題もいろいろ含めまして、弁護士も入れましていろいろお話をさせていただきましたけれども、別に問題はないというようなことで踏み切ったということがございます、判断したところでございます。もし、それが田中商店と同じような条件で他社の方が出てくるとするならば、当然そこはまた、競争入札というような形になるというような覚書の一筆も入れているところがございます。

私がなぜ、この田中商店の変革に踏み切ったかと申しますと、まず第1点は、やっぱり水俣市が環境首都としてゼロ・ウェイストを目指しているというような政策上の問題からが一つでございました。やっぱり水俣で出たものは水俣で循環させていく、そういうやり方が環境首都にふさわしいやり方ではないかなと、政策に合わせてまず第1点は考えたところでございました。

それから、第2点は、これまでの関係されてきた業者の方には大変心苦しいんですけれども、やはり雇用が生まれるということがございます。市民の皆さん方が望んでいらっしゃる雇用が生まれるということが第2点の理由でございました。

それから、あともう少し申し上げさせていただきますと、固定資産税が入ってまいります。これは3年間は免除されますけれども、その後固定資産税が入ってまいりますし、また今リプラテックの跡でございますけれども、そこはあいたままの状況でございますので、その使用料もまた生まれてまいります。仮に2,500万円投資をしたとしても、数年後にはそれは当然取り返す部分だろうと思っておりますし、もう一つ申し上げますと、紙が田中商店のほうに置かれるということで、今まで紙を集めておりましたストックがあきます。その部分に、できれば今後、草木類あたりをそこに持ってきて、そこに草木類を集めて、またさらなるゼロ・ウェイストに近づけていくことができるんはないかなというような今構想も予定もしているところでございます。

そういう意味から、総合的に判断をいたしまして田中商店と契約をしたというような形になっているということがございます。

いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたけれども、とにかく雇用が生まれるということがございますし、本市の環境首都を目指す政策に合っているということでさせていただいたところでございます。どうか御理解をいただければと思います。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

市内中小企業は、この厳しい経済環境の中で必死に生き残りをかけた努力を強いられ、頑張っておられます。こういった中で市長は今年3月、先ほども副市長から話が出ましたように、田中商店と、資源物の売り払いに関する覚書を交わされておりますけれども、現在、市が回収している紙類は市内の取引業者の競争入札によって売り払いをされておりますね。この覚書は、これを田中商店に随意契約により売り払いをしようとするものですね。田中商店は当然この覚書を当てに今度の古紙のリサイクル施設を整備されているものと思っておりますけれども、私ども先日この設備を見学いたしました。確かに5名の雇用が生まれるということでございますけれども、同じように、今、市内にも古紙の中間処理をされている業者はおられるわけですね。中間処理というのはどういうことをいうのか、後で答弁いただきたいと思いますけれども、古紙を集めて圧縮をして、そして出荷されているというそういうのを私は中間処理というふうに理解しているんですけども、そういうことをされている業者はおられますよね。

そういうことで、田中商店と随契をされますと、今まで入札に参加されておられた方は当然、もう自分たちのところでは仕事がなくなって、逆にここでは雇用がなくなっていくんじゃないかと思うんですね。片方では雇用が生まれるけれども、片方では雇用がなくなるという現象が出てくるのではないかと、そういうことになることに企業誘致として優遇することが妥当なのかということがちょっと疑問ですね。

そこで、次に質問をします。

今回の田中商店の事業は、誘致企業に値すると、これはもう事業を展開されることについては大いに結構だと思うんですけどもね、市が交付金を出してまでする誘致企業に値するのかと、もう一つ、田中商店との覚書は一企業への利益加担にならないのか、3番目に田中商店が古紙リサイクル企業として稼働したら、現在市が取引している市内業者の扱いをどうされるのか、その3点について質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 3回目の御質問にお答えします。

まず、今やられているというか、今までやられているシステムをちょっと御説明したいと思っておりますけれども、まず数社の水俣の古紙を扱っている回収業者がいらっしやいまして、その方たちが年に4回、3カ月ごとに入札という形で今進められております。大体、年間、古紙とかダンボールで1,000トンぐらいございますけれども、それを4回入札するわけがございますけれども、まず、そういう業者さんが入札をして、入札をするところで大体仕事としては終わります。それで、

問屋さんに持っていくということが普通考えられますけれども、実際は清掃センターまで問屋さんが取りにきて運ぶと、10トントラックぐらいの大きさで直接問屋さんが取りにきて、自分ここに持っていくという今システムになっています。ですから、基本的には回収業者さんについては仕事というのは入札事務だけと我々としては理解しております。仕事なくなるかということでございますので、そういう意味におきましては特に雇用が発生しているわけではございませんので、これについては心配ないのかなと思っております。

そして覚書につきましては、企業への利益誘導ということになるのではないかとということでございますけれども、覚書につきましては、そういう中間処理事業をした場合にはそういう形で優先してということで、そちらのほうに随意契約で取引をするということでございまして、また、もしほかに言われました中間処理事業をほかにするところがあれば、そういう形でまた競争入札になっていくということで、今そういうふうに考えておりますので、特に一企業への優遇とは考えておりません。

それと取引の扱いにつきましては、特に今申しましたように、この事務でもって仕事が失われるというか、雇用が特にこちらのほうから入札して市の業者の方々が問屋さんに運ぶという事業をしているとしたら、雇用というのは考えられますけど、今申しましたように、問屋さんというか、そちらのほうトラックで持っていくということでございますので、特に雇用にはつながらないのかなというふうに考えております。

そして、そういうことでございますので、総称して今市長が答弁しましたように、田中商店は企業誘致として、企業誘致条例の中でその対象の企業として適するというので今判断しております。

○議長（真野頼隆君） 次に、湯の児・湯の鶴観光振興について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、湯の児・湯の鶴の観光振興について順次お答えします。

まず、湯の児・湯の鶴観光対策事業の進捗状況についてお答えします。

湯の児の観光振興につきましては、平成21年度に策定した都市再生整備計画に基づき、昨年度策定した、湯の児地区を対象とした水俣市観光振興計画における湯の児育てをコンセプトとした事業を行っていくために、地元実行委員会を立ち上げ、現在新たな観光商品を造成するために、話し合いを行っております。

また、今年度は、子どもや家族で利用しやすいように、海水浴場のトイレ及び更衣室をリフォームし、ベンチも新たに設置したところです。

さらに、湯の児公園、湯の児島公園、和田岬公園、大崎鼻公園の4カ所について、旅館関係

者や地元住民の代表者等による意見交換会を精力的に開催し、概略の配置計画案について合意に至ったところです。現在、この案に基づいて詳細設計を行っているところであり、来年度から工事に入りたいと考えております。そのほか、観光釣り船用浮き栈橋は、実施設計が完了し、来年度工事の予定であります。

次に、湯の鶴の観光振興につきましては、昨年3月に策定いたしました湯の鶴観光振興計画に基づき、地元実行委員会と話し合いをしながら整備を進めており、昨年度は、早速ほたる橋の改修を行い、今年度は空き旅館の再整備として湯の鶴観光物産館の建設や観光用トイレの設置、外灯や案内看板サインの設置、湯出七滝の歩道の整備などを進めております。

今後は、地元からの要望が強い、湯の鶴温泉保健センター及び周辺等の整備について地元とも十分話し合いを行いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、湯の児・湯の鶴以外の観光地の開発及び支援をどう考えているのかとの御質問にお答えします。

水俣市内で、湯の児・湯の鶴以外に観光客に来ていただく場所として、この数年積極的に整備を進めているところとして、エコパーク・バラ園や道の駅みなまた、恋路島を臨む親水公園、中尾山公園等が挙げられますが、そのほかにもこれまではぜのき館や愛林館、寒川水源亭、フィッシングパーク、湯の児海水浴場、徳富蘇峰蘆花生家、蘇峰記念館なども整備や整備支援を行ってきたところであります。

市としては、これらの施設に対しましては、ハード整備のみならず、観光パンフレットへの掲載やホームページでの紹介などによる広報宣伝や、イベント支援を行っているところであり、今後も引き続き、積極的に支援していく予定であります。

以上です。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 湯の児・湯の鶴の振興については計画に沿った振興策が進められているということでございます。

湯の児については温泉街の入り口の公園及び駐車場について行政側と地元で意見の相違があるようであるが、行政側の意向が押しつけられるようなものではうまくいかないのではないかとこのように思いますし、常にやっぱり地元とコンセンサスを得ながら進めるべきだというふうに思います。

湯の鶴は観光物産館の起工式も終わり、着工されたようであるが、その豪華さにはただただ驚くばかりであります。1億8,000万円の総予算の約60%がこの物産館に充てられているわけですね。1億500万円という坪単価にして100万円強をかけて、あんな豪華な施設があそこへ要るのかと、振興の主目的というのは観光の入り込み客数、あるいは宿泊客をふやすこととありますけれ

ども、この物産館がその集客源になるのか、なり得るのかということは大いに疑問でございます。目的に対しては手段が大き過ぎるのではないかという気がしてなりません。酷評するならば、予算の消化策ではないかというふうに思います。

私は以前にも、私だけじゃなくて昨年も一般質問で質問しましたように、ほかの議員さんたちも、湯の児については点ではなくて面になるような開発をすべきという提言もしてきております。その中で、私は今盛んになっているグラウンドゴルフ場とゲートボール場を兼ね備えたというか、隣接したそういうものを設置したらどうかということの提言もしておりますけれども、そういうのとあわせて物産館も、そんな1億もかけなくても、合わせて1億ぐらいでできるような振興策ができなかったのかということ非常に残念でならないわけでありまして。そういうことで、集客源になり得るのかということが一つ疑問でございます。

それと、湯の児・湯の鶴観光地のほかに、中尾山は着々と整備が進められて、すばらしいものになっております。ここも、ただ観光客が見て帰るということだけじゃなくして、あれだけ施設が整備されたのでありますから、やはり外貨を稼げるといいますか、金が落ちるようなそういう設備を併設できないものかというふうに思います。

また、久木野の寒川水源は事業展開されて50年の歴史を数え、地区の婦人会たちが一生懸命運営に当たっておられます。いわゆる頑張っておられます。ここは、道路事情がよければ、まだまだ客はふえること疑いなしであります。市長は日ごろ、頑張っている人、頑張っているところはさらに応援するぞということをおっしゃるので、ぜひ、ここは支援の手を差し述べていただきたいということで、次に質問をいたします。

①、湯の児温泉街入り口の公園駐車場整備問題は、地元と話し合いができたのか。

②、中央地区都市再生整備計画の中では足湯があっておりました。これは市長がマニフェストの中でも足湯をつくるぞということを宣言されておりましたけれども、この計画はそのまま生きているのかどうかということ2つ目に。

③、湯の鶴観光物産があれほどの豪華なものになった経緯をひとつ聞かせてほしい。

④、湯の鶴温泉センター周辺の整備は、この後どのように考えておられるのか。

⑤、昨年も同じような質問をしたときに、部長は費用対効果の尺度は観光の入り込み客数と宿泊客数だという答弁をされました。確かにそうでありますけれども、そのあたりの目標設定はどうされているのか、現在と整備ができた後、今の目標あるいは今度整備された後の目標あたりをどう設定されているのか、入り込み客数、宿泊客数ですね。

⑥、寒川水源の活性化は道路整備が不可欠であると思います。ここは道路が狭いため、地元の自治会長さんあたりは、ここには男性客は来てもらえるけれども、道路が狭いから奥さんに運転を任せることができなくて、せっかく男性が来ていただいても、一番金額の上がるような飲み代

が落ちないというようなことで、そういうことからすると、女性でも運転して通れるような道路にしていきたいという要望を持っておられます。そういうことで、寒川水源の活性化は道路が不可欠であるというようなことから、狭小な、狭いところを年次に少しずつでも改善することができないものか、せっかくあれだけ頑張っておられるんですから、何とか支援の手を、市長、伸べていただきたいということから、一気にするのは費用もかかりますので、逐次、狭小な部分から改善をされていってもらえないか、その6点について質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 合計6点の質問でございました。まず、順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、第1番の湯の児の駐車場整備につきまして、合意がとれているかということでございます。今回、湯の児の4つの公園のうち、既存の駐車場を整備する、今議員御指摘がありました公園といいますのは、温泉街の入り口でございます湯の児公園でございます。こちらにつきまして整備の方向といたしまして、地元自治会長、自治協力員あるいは旅館の方々等々、合計5回会議をやっておりまして、その中で、うち3回をここの湯の児公園の整備につきまして費やしてきたところでございます。この中で、行政と地元との合意がとれていないという御発言がございましたが、実は地元同士いろんな意見がある中で、あれがいい、これがいいという話が地元の中であっております。その中で、結論といたしましては、現在の駐車場部分に駐車場と湯の児の温泉街の玄関口として演出ができる施設を整備する。また、現在の広場部分、右側ですね、こちらのほうは遊具や休憩広場を新たに整備するというところで、11月に開催されました会議で地元の合意がとれて、その方向に基づいて整備を今後進めていこうということとなったところでございます。

続きまして、足湯についてでございます。

これは湯の児の足湯につきましては議員御承知のことでございますが、湯の花という温泉成分が大変強くて、この温泉成分が付着しやすく、一般的にガリと言われるそういったものがつきやすく、非常に既存の旅館でも温泉パイプ等の維持等に苦慮しておるというようなことがございます。

それともう一つ、温泉の温度が低いというようなこともございまして、温度管理が非常に難しいと、また市として泉源を有しておりませんで、足湯をするに当たっては地元の旅館の協力等が必要になってまいります。そういったことで多くの課題がございますので、こちらにつきましては、引き続き検討課題ということで考えております。

続きまして、湯の鶴の観光物産館、豪華なものをつくるということとなった経緯についてはど

うかという御質問でございました。

議員御承知のとおり、湯の鶴観光振興計画というのがございます。こちらの中に、これは平成22年3月に策定しております。この中に空き旅館の整備活用というのがございます。これをつくった段階から、それまで10年間程度、旅館として営業していなかった旧湯の鶴旅館、こちらを想定とした空き旅館の整備活用というのが書いてございます。それで、旧湯の鶴旅館の整備活用に入ったところでございます。その整備をやる設計段階に当たりまして、あそこが急傾斜地になっているというような関係で、1階部分はコンクリートづくりとしないといけないと、そういうようなことがわかってまいりまして、そういったところから事業費がかさんできたというところがございます。

それと、4番の温泉センター近辺の整備についてどうかというような御質問でございました。

温泉センター近辺につきましては、この湯の鶴観光振興計画に基づきまして、今年度トイレの整備をいたしました。温泉センターそのほかにつきましては、来年度予算をいただきまして、温泉センター周辺をどのように整備していくかという基本計画を策定したいと考えておりまして、それ以降の話となるというふうに考えてございます。

それと、寒川水源のアクセスにつきましてでございます。

観光地であります寒川水源や寒川水源亭へのアクセス道路として利用されております市道寒川線は、久木野地区と寒川地区を結ぶ唯一の生活道路としても利用されております。このため、これまでも地元の要望を受けまして、見通しの悪い区間の斜面を切り取ったり、退避場を設けたり、舗装の打ちかえを行う工事を行ってまいりました。しかしながら、地形的に棚田を通る道路でありますので、見通しの悪い箇所や道路幅員の狭い箇所もいまだ残っておりまして、現在もカーブミラーやガードレール等の設置要望を地元から受けております。

このような中、地元から相談を受けまして平成21年度に実施しました部分的な道路の改良工事におきましても、道路所有者や関係者の利害関係の取りまとめ等、地元の皆様と協力して行ってまいりましたことから、今後もこのようにして地元の皆様と協力して意見を聞きながら積極的に対処していきたいというふうに考えております。

それと、費用対効果・目標設定につきましてでございます。

これは、なかなか目標設定というのは非常に難しいことではございますが、こちらにつきましては、多分どこの行政でも目標設定というのはなかなか難しく、設定しておるというようなところは余りないと思うんですけども、今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 3番目の質問をします。

物産館については、急傾斜地であったためにあれだけの費用が要ったんだという答弁でございますけれども、何でそんな駐車場もないような狭いところへ、またそんな危ないところへああいうのを建てる必要があったのか、もっと小ぢんまりしたのでよかったんじゃないかと、私はそういうふうに思います。そしてまた来年も予算をいただいて温泉センターの周辺を整備されるとおっしゃいますけれども、まだ予算はあるじゃない、もう1億8,000万円の予算は使い果たしたんですか。市で8,000万円か9,000万円、県からも同額ぐらいの予算はもうおりとったはずじゃないですか。もうそれを使い果たして、また来年は予算をいただいてというようなことになるのですか。

それと、観光客の入り込み数の目標設定ができないというようなことをおっしゃいますけれども、県あたりはちゃんと何日ぐらい前ですかね、1週間ぐらい前の新聞にもそういういろんな、新幹線が開通したことなどによる効果を、目標設定をしながら入り込み客数、交流人口、そういうのをふやそうという施策を打っておられますけれども、目標がなくて費用対効果の確認ができるものですか。なし崩しで、そんな大金をこれだけここにつぎ込むということは、これはもう承服できないですよ。先ほども言ったけれども、予算の消化にすぎないじゃないですか、これは単なる。もっとやはり効果が目に見えるような施策を打ち立てて、それに向かって進んでいくということがなければいけないんじゃないですか。その2点について質問をします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、予算につきまして、予算をいただいてという話をさせていただいたところですが、こちら基本計画をつくる予算ということでございまして、事業を実施する予算ということではございませんので、そういうようなことでございます。

ちなみに今年度予算を使ったのかという話でございしますが、おおよそ1億8,000万円、議員おっしゃっていますが、こちらにつきましてはほぼ大体張りつけをしておりまして、なおかつ、かなりほかの事業につきましても、業者さんにとっては厳しいといえますか、そういうような予算配分をさせていただいておるところでございまして、決して無駄な使い方をしているわけではございません。

なおかつ、湯の鶴物産館、こちらにつきまして、なぜ設置したのかという話になろうかと思いますが、こちらにつきましては、湯の鶴は大変非常にすばらしい温泉質がありまして、すばらしい温泉街でございます。ただし、今、昼食を出すところは1軒ございますが、その1軒だけではなかなかお客さんがおいでになったときに、需要を満たすことがなかなかできないということで、昼食場所をつくりまして、昼食を食べるようなお客さんもふえまして、なおかつ昼食を食べるところが非常に世の中にアピールできるよう建物となりまして、それが湯の鶴の振興につなが

ると、そういった建物となることをイメージしておりますので、決して、そういった理念のもとでやっておりますので、予算の消化というわけではございませんので、こちらのほうはちょっと御理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、下水道整備及び浄化槽設置について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、下水道整備及び浄化槽設置について順次お答えします。

まず、下水道設置の区域見直しの考えはないかについてお答えします。

本市の下水道事業は、昭和50年12月に都市計画決定を行い、昭和51年2月に事業認可を受け、まず、市街地の浸水対策による雨水事業を先行して着手したところです。汚水事業につきましては、昭和61年8月に全体計画処理面積625ヘクタール、処理人口3万7,000人規模による事業認可を受け、終末処理場や污水管設置工事など、汚水整備が本格的に着手され、平成4年3月に一部区域の供用を開始したところであります。

しかしながら、人口の減少により、平成15年度には、全体計画処理面積695ヘクタール、処理人口2万2,700人に計画変更を行っております。現在は、全体計画処理面積695ヘクタールのうち、384ヘクタール、処理人口1万4,200人の計画で事業認可を受け、平成22年度末に約350ヘクタールの汚水整備が完了している状況であります。

近年、高齢化や過疎化による人口減少が進む中、接続希望調査や縮小計画に対する地元説明会を実施し、事業の費用対効果などとあわせて検討を重ねてまいりました。

これらの結果を踏まえ、事業実施予定区域面積約360ヘクタールに縮小した計画で整備を図っていきたいと考えており、区域の見直しにつきましては考えておりません。

次に、浄化槽の普及状況と今後についてどう考えているかについてお答えします。

平成元年度から平成22年度末までの設置済み基数が約1,400基となっております。また、本年度につきましては11月末で60基の設置及び申請がなされている状況であります。

浄化槽の普及状況は、下水道事業計画区域外におきまして約20%、残りがくみ取り槽等となっております。

浄化槽の設置につきましては、平成17年度を境に年間60基前後と減少し、浄化槽の普及が促進されていない状況にあります。そこで、本年度から平成27年度までの5年間を浄化槽普及の強化期間とし、新たに有利な補助制度を創設しました。新制度に伴い、浄化槽工事の自己負担が軽減されることから、本年度の設置基数は当初計画の80基に達すると見込んでおり、着実に成果があらわれていると考えております。

今後は、さらなる普及を図るため、新たに地域説明会の開催などを行い強化してまいりたいと

考えているところであります。

次に、既設浄化槽の問題点をどうとらえているかについてお答えします。

浄化槽を設置した場合、その機能を維持するために設置者には保守点検、清掃、法定検査という3つの義務が発生します。これらの義務をすべて果たしてこそ浄化槽は正常に機能するわけですが、いろいろな理由で、これらの義務を果たしていただけない設置者もいると聞き及んでおります。浄化槽が正常に機能しない場合、悪臭や公共用水域の水質悪化という結果を招くこととなりますので、今後はこのようなケースが実際にどの程度あるのかについて実態を把握することにも努めなければならないと考えます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 下水道については結論から言うと区域の見直しはしないという、意向調査とか、あるいは地元説明会も行ったということですね。費用対効果、そういう面から見ても、もうこれ以上しないということでございますけれども、やはり住宅密集地では下水道の整備を希望するそうの方も多数おられるということは頭に置いていただきたいと、そしてまた、環境首都を標榜する都市でありますから、下水道と浄化槽を併設しながら、なるべくトイレでも、あるいは生活用水でもちゃんと浄化して排水するような、そういうことに心がけていかなければならないんじゃないかということでございますので、その辺は今後十分検討していただきたいというふうに思います。

それと、浄化槽の設置については普及率が20%であるということでございますけれども、浄化槽が促進しない理由としては、費用がかかり過ぎると、個人負担が大きいということでございます。これについては現在の補助金に加算して補助をするということでございますけれども、これは非常にいいことであるというように思いますので、どうぞこういうことで促進をさせていただきたいということで推移を見守っていきたいというふうに思います。

既設の浄化槽の問題として、一番やっぱり悪臭とか清掃とかおっしゃいましたけれども、一番問題点はやはり容量の選定にあると思うんですね。これは現在は敷地面積でその大きさを選定していると、敷地面積が主になっているということでございますけれども、こういうことでやると、例えば、住む人が2人でも敷地が大きければ、設置槽を大きなものを選定しなければいけないというようなことで、そうすると今度は年1回の維持管理料、これあたりも8人槽にすると相当、4万円強になると思いますけれども、お年の方が、あるいは所得の低い方が2人住んでおられて、8人槽を設置して、その費用負担というのは非常に大きなものになるということが問題じゃないかというふうにとらえております。

それで、その容量の選定は家族構成を基準にできないかということと、維持管理料金は大きい槽を設置されているところも、維持管理料金は容量の大きさではなくて現在の住人数に応じたも

のにできないかという、この2点を質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 浄化槽の何人槽の決め方についてなんですけれども、これに関しては国のほうでそういう基準を決めておりますので、市のほうではちょっと無理かなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 例えば8人槽で住んでいる人数が少なくなったらその人数で検査できないかという話でございますけれども、浄化槽というのはその大きさによって何人槽ということでやりますので、仮に人が少なくなっても、それ全体を管理しなければならないということでございますので、それが人が少なくなったからといって少ないということにしますと、その浄化槽の十分な機能が発揮できないということで、それは技術的に難しいということでございます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、全国豊かな海づくり大会について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、全国豊かな海づくり大会について、平成25年度開催が熊本県に決定したが、現在本市としてはどのような動きをしているのかとの御質問にお答えします。

全国豊かな海づくり大会は、平成25年度熊本県での開催については、先般9月議会において御報告しましたとおり、7月19日付で正式決定したところでございます。正式決定を受け、熊本県において、二度の準備委員会が開催されましたが、10月24日に開催されました第2回準備委員会において、移動手段や所要時間、宿泊施設の収容人数等により、12の開催案の中から3つの案が選ばれました。新聞報道等で皆様も御存じのことと思いますが、この3つの案のいずれも、放流行事の会場候補地には熊本県の特色ある水産業の魅力、水俣病の教訓、水俣の海の再生を発信するという熊本大会の基本理念に一致するものとして水俣市が挙げられており、12月に開催が見込まれる熊本県の実行委員会においてこの3案が提案され、大会を共催する豊かな海づくり大会推進委員会の意見を踏まえながら審議される予定です。

現在、新潟市や岐阜県関市、鳥取市などの先催市への照会や、本市においての推進体制づくりのための協議を行っておりますが、放流行事の会場として、正式に水俣市に決定となりましたら、大会の機運を盛り上げるため、市民の皆様へのお知らせの手段や時期を検討しつつ、地元での体制を盤石のものとするため、関係機関と連携しながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

初日の2人目ということで、なぜ上がっているかという、私はいつも最後のほうばかりやとったものですから、非常に緊張しているところでございます。

先日、市内の養護施設の相談員として、子どもの話を聞く機会がございました。趣旨としては、園の子どもが先生に相談できないこと、また園への要望を第三者委員として聞くということでしたが、内容は何々ちゃんが意地悪をすとか、下級生の言葉遣いが悪いとか、友達が勝手に部屋に入ってくるとか、そういったかわいい相談ばかりでございました。

最後に相談を受けました中学生が、話を一生懸命してくれるんですね、自分の好きなことを一生懸命話してくれるんですけど、どうも話が、会話が成立しない。よく話を聞きますと、学校では別のクラスで支援を受けている、授業を受けているということを言っていました。特別支援が必要な子どもだというふうに思います。以前、私もこのことを取り上げたことがございますが、近年、こういった子どもが多くなっているということは頻繁に聞くことでございます。

その子は、よく私にもあいさつもしてくれますし、優しくそうににこにこしてくれるわけですけど、逆にいじめに遭うんじゃないかなとか、また世の中に出たときに実際大丈夫なのかなというふうに心配したところでございます。

園に預けられる家庭は、生活困窮家庭が多いというふうに聞いております。水俣にも生活が厳しく、生活保護を受ける家庭が多々ございます。今、貧困の連鎖という言葉があります。貧困な家庭環境で育った子どもが貧困から抜け出せない、生活保護を受けた家庭の子どもがまた生活保護を受けていくというふうな流れだと思えます。

ビートたけしさんのお母さんが貧しさは連鎖する、それを断ち切るには教育しかないと必死で厳しく、子どもたちに教育をさせたという話を本で読んだことがあります。間違っても、生まれた家庭環境で将来が制限されるような社会になってほしくないというふうに思っています。この貧困の連鎖を断ち切ることも行政の重要な役割という思いから、今回生活保護問題、それと密接にかかわります雇用問題を取り上げさせていただきました。少しでも水俣が暮らしやすいまちに

なりますように建設的な意見交換ができる一般質問になりますように、執行部の明確な御答弁、よろしくお願いをいたします。

1、生活保護について。

- ①、現在の生活保護世帯の現状をお尋ねします。
- ②、本市の現状について、どう分析しているかお尋ねします。
- ③、今後、生活保護家庭を減らしていくにはどういった施策が必要と考えるかお尋ねします。

2、雇用創出について。

①、本市の抱える重要問題の一つは雇用対策だと感じるが、現在の雇用情勢はどう認識しているかお尋ねします。

②、雇用対策として行政で雇い入れすることも必要だが、資金の有効な活用という観点からも企業の事業拡大、新規企業の支援など、新たな雇用を生み出す積極的な施策の必要性についてどう考えるかお尋ねします。

③、本市の雇用創出の施策をお尋ねします。

3、観光施策について。

(1)、中尾山公園について。

①、中尾山公園は展望台スカイロードと整備が進みました。今後は、アクセス道路の整備が急務と感じるが、現状をお尋ねいたします。

②、中尾山から湯の鶴温泉、また湯の鶴温泉から中尾山へと人の流れる仕組みが必要だが、どう考えるかお尋ねをいたします。

③、相互の行き来しやすい具体策として考えられるものをお尋ねいたします。

(2)、湯の鶴観光物産館について。

①、湯の鶴観光の核となる施設になると思うが、どういった位置づけかお尋ねいたします。

②、立派な建物をつくるだけでなく、運営も同じように大事と思うが、運営の方法をお尋ねいたします。

③、今後は温泉センターを含め、湯の鶴地区の再開発につながると思うが、今後の計画をお尋ねします。

4、本市のイベントについて。

①、東日本大震災の影響で春先から数々のイベントが中止されました。最近では市内でいろんなイベントが開催されております。現状をお尋ねいたします。

②、水俣の活性化、流動人口をふやすには各種団体の大会、イベント、催し物が必要と考えるが、一元管理して情報の共有化ができないかお尋ねいたします。

本壇からは以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、生活保護については福祉環境部長から、雇用創出については私から、観光施策について及び、本市のイベントについては産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 生活保護について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 生活保護についての御質問にお答えします。

まず、現在の生活保護世帯の現状についてお答えします。

現在の生活保護の現状を全国的に見ますと、本年7月に生活保護受給者が205万人を突破し、戦後の混乱が残る昭和26年度の204万人を上回り、過去最高となり、保護世帯数は7月時点で148万6,341世帯となっています。この要因としてはバブルが崩壊し、長引く不況に加え、平成20年秋のリーマン・ショックにより派遣切りなど、さらなる雇用状況の悪化を招き、保護受給者数が急増し、無年金や年金だけでは生活できない高齢者の増加、就労阻害要因のない稼働年齢層の受給が増加したことによるものと考えられます。

熊本県の保護の現状も同様に保護世帯、人員ともに増加し、保護率も上昇が続いています。本市の現状は、本年9月中の保護世帯数が373世帯、保護人員が530人で、人口1,000人当たりの保護人員は19.72人で、保護率は19.72パーミルとなっています。

保護世帯を世帯類型別に分けると、65歳以上の高齢者世帯が141世帯で全体の37%を占め、母子世帯が26世帯、障がい者世帯が42世帯、傷病者世帯が50世帯となっておりますが、働ける年齢層を含むその他世帯は114世帯、30.6%を占め5年前と比較すると31世帯、約4割も増加しています。

次に、本市の現状についてどう分析しているかについてお答えいたします。

本市の生活保護の動向は、平成16年度までは増加傾向にありましたが、平成17年度にさらに急増し、県下で最も高い保護率になりました。平成11年度に10.87パーミルだった保護率は、平成16年度に13.80パーミルと5年間で約3パーミル上昇したものが、平成16年度から平成21年度までの5年間では20.82パーミルと7パーミル以上上昇しています。これは、景気の低迷や高齢化の影響で増加傾向にあった保護率が、市内の建設、半導体企業等の倒産、隣接する出水市、八代市の大企業の撤退等により多くの人々が解雇され、さらに高い保護率になったと考えています。

平成22年度に入ってもこの傾向は続きましたが、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に

関する特別措置法に係る一時金の受給により、平成22年12月からは保護人員、保護世帯、保護率すべて減少に転じ、保護率は熊本市に次いで県下2番目となりましたが、一時金受給世帯で生活保護が廃止された世帯の保護の再申請などにより、平成23年8月からは保護率は上昇しており、今後増加傾向に転じるものと分析しています。

次に、今後、生活保護家庭を減らしていくにはどういった施策が必要と考えるかについてお答えします。

生活保護世帯を減らすには、働ける人が仕事につけるよう雇用がふえることが重要とは思いますが、現在の本市の経済情勢では難しいのではないかと考えられます。このような中、生活保護世帯の抱える問題は多様化しており、被保護者の状況や自立阻害要因を的確に把握し、それぞれの被保護者に必要な支援を組織的に実施していくことが重要と考えます。

本市では組織的な支援として、平成17年度から3つの自立支援プログラムを実施しています。経済的な自立に関する支援としましては、福祉事務所とハローワークが連携して就労支援を行う福祉から就労支援事業、福祉事務所に配置している就労支援相談員が就労支援や就労意欲に乏しい被保護者に対して就労意欲の喚起を行う就労支援プログラム、また、日常生活の自立に関する支援としては、多重債務者への債務整理や金銭管理に問題がある者に対して支援を行う多重債務者等支援プログラムを実施し、それぞれきめ細かい援助を行っており、一定の効果을上げております。

さらに、熊本県はことし10月から熊本県自立支援プログラム策定実施推進事業として、子どもの健全育成支援事業を始めています。これは、生活保護の子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、子どもの進学に関する支援、ひきこもりや不登校の子どもに関する支援を行い、子どもの健全育成を図ることを目的としています。本市では、生活保護受給世帯の子どもの貧困の連鎖解消のため、この事業に積極的に参加するよう、現在家庭訪問等により事業内容の周知を図っているところです。今後も既存の自立支援プログラムの利用促進と、この新たなプログラム参加により被保護世帯の自立支援の強化を図っていきたいと考えます。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 生活保護につきましては、今言われたように戦後の混乱時期以来59年ぶりに200万人を超えたというニュースは、もう大々的にニュースになりました。国の予算は3.4兆円、国が4分の3、地方が4分の1の負担となります。今後も4兆、5兆ふえるんじゃないかというふうに予測もされるところでございますが、この保護費の削減、受給者を減らす施策は、国の施策としては当然急務であります。本市に至っても当然必要な部分だというふうに思っております。こういった予算の部分、また貧困の連鎖、そういった解消をするというところはやはり非常に大事な施策となりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

水俣市は、平成17年にちょうど荒尾市を抜いて県下一番になっておりますね、ワーストワンになっています。22年度の21.63パーミル、先ほど言われましたですが、ここに至るまでに5年間で約3割保護率が上がっております。今説明がありましたように、210万円の水俣病特措の一時金が出て、それをもらわれた方が保護から外れて、一時的に今、23年度9月現在で熊本が20.21パーミル、その次に水俣が19.72パーミルですかね、落ちております。今答弁ありましたように、今後またふえていくんじゃないかというのは予想されますし、また熊本を抜くんじゃないかというふうな懸念もあるというふうに、これを見るとよくわかります。

担当課に聞きますと、仕事をしていない、財産がない、そういった要件を満たせば当然対象者になるわけで、窓口の審査でここを厳しくするというのはやっぱり難しいというふうに思いますし、ここはやはりするべきではないというふうに私も思います。先ほど言われましたように、保護世帯は5項目に分類されております。高齢者世帯1つ、2つ目が母子世帯、3つ目が障がい者世帯、4つ目が傷病者世帯、5がその他の世帯、このその他の世帯に景気の悪化で失業された方々が含まれているというふうに思います。

高齢者世帯が37.9%、母子世帯が7.1%、障がい者世帯が11.5%、傷病者世帯が13.5%、その他世帯が先ほど30.6%と言われましたですかね、こういった割合であるわけです。高齢者世帯、障がい者世帯、傷病者世帯、母子家庭、ここの部分の方々に仕事を勧めるというのは非常に限りがあると思います。やはり手をつけるというか、やっていくのがその他世帯に入る30%ある、この部分を減らしていく手だてしかないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど言われましたように就労の支援、また仕事をする意識を喚起するプログラム、また多重債務者のプログラム、そういった3つをやっていらっしゃるということです。ぜひここを強化していただいて、人をふやすにしろ、また面談や指導を充実するなど、ぜひここを強化していただきたいというふうに思います。

もう一つは、先ほども言いました生活保護の家庭の子どもたちが連鎖しないように、県のほうでやられています学習面の支援ですかね、新しく始まったということでございますので、こどもぜひ水俣は積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

質問といたしましては、生活保護の相談に来られる方は、自分で来られる方、民生委員と一緒に来られる方、いろんな方がいらっしゃると思いますが、今の相談に来られる状況をひとつお聞きします。2つ目は、相談員の就労に対する指導内容ですね。一番大事だという、ここを少し詳しく聞かせていただきたいと思います。3つ目は、新しく始まる、先ほどの学習支援の対象の子ども数、こういったものを把握しているのかと、現状をお聞きしたいと思います。この3点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目が現在の申請の状況ということですが、23年度の9月末の相談件数、今年度に入った相談件数ですが、52件あっております。その相談件数に対して、保護の申請件数があったのが39件ということで、申請率は75%という状況にあります。また、その申請に対して保護を開始した件数、これが33件ということで保護の開始率が84.6%で、主な開始の理由としますと、やはり失業であったり、水俣病一時金を消費されて、また保護になられるという方が多い状況にあります。

なお、開始はそういう件数ですが、廃止のほうも49件あっておりますので、前年22年度と同じくやはり廃止の理由というのは、やはり水俣病の一時金の受給と就職というような理由が主な内容になっております。

それと、各プログラムの内容、どういうのをやっているのかというようなことですが、福祉から就労支援事業というのがありますけれども、これも平成17年度から行っておりますが、対象者それぞれに対する就労支援のプランを作成するというので、マンツーマンの就労支援を実施するというので行っております。22年度は参加者が5人おりました、4人が就労開始となっております。今年度は参加者3人のうち、1人が就職に結びついている、そういう状況にあります。

それと就労支援プログラムにつきましては、これも平成17年度から行っておりますけれども、就労支援相談委員が履歴書の書き方であったり、ハローワークへの同行、また面接の練習、そういったものもやって、就職に結びつけるためのそういう就労意欲の喚起を行っており、平成22年度が26人参加をいただきまして、4人がヘルパーなどの資格を取得されております。それで9人が就職に結びついたという状況です。うち2人は保護の廃止に結びついております。それと、今年度は参加者が12人おられまして、5人が就職をされ、そのうち2人が生活保護の廃止になっておるといふ状況にあります。

それと多重債務者等のプログラムにつきましては、やはり弁護士への相談であったり、担当ケースワーカーが金銭管理に問題がある人に指導を行うというような事業でございまして、平成22年度は4人参加をいただいて、3人が返済超過による過払い金が発生したという状況で、うち1人が生活保護が廃止になっております。

それともう一つ、この10月から始まった県の子どもに対する支援の事業です。これにつきましては、ことしの10月末現在で対象世帯が19世帯、26人いらっしゃいましたけれども、2世帯3人が今後参加をいただくということで予定をいたしております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 支援のプログラム、いろいろやられて、少しずつ実績も上がっていると思いますけ

れども、なかなか申請に追いついていないのかなというふうな思いがします。それと、学習支援については、今手を挙げてらっしゃる方もいらっしゃるということなので、そういったところはぜひ周知を徹底していただきたいというふうに思います。

ここにグラフがあるんですけれども、景気のグラフとこの生活保護のグラフは同じような動きをするので、最終的には就労という部分が一番大事かなというふうに思っております。

それともう一つは、水俣の場合高い高齢者率があります。ひとり暮らしの生活困窮者に対する施策、これも必要なというふうに思います。お年寄りの方にどういったことができるのかというのは非常に難しいところかもしれませんが、離れていらっしゃる家族、そういったところに相談をいろんな形でやるとか、地域で支援するシステムづくり、そういったものも大切かというふうに私は思いますけど、この部分で3つ目の質問は、この37.9パーミルある高齢者世帯にどういった対策を行っているのか、今後できるものは考えていらっしゃるのか、これを3つ目の質問にしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 高齢者に対するどういった支援をしているのか、できるのかというお尋ねですけれども、65歳以上の方につきましては、生活保護の金銭面の支給というのが大きなメインの事業になっておりますので、やはりそういう高齢者の方に対して、はっきり廃止に結びつくような事業というのは具体的には今のところやっておりません。ですから、やっておりませんが、居宅で生活されている人に対しては4カ月に一度、元気な方については家庭訪問を行い、今議員が言われたような扶養義務者への連絡をとっていただいたりとか、どういう生活をしているのかというところの確認をやっているというところですよ。

それと、やはり高齢になられると介護保険の対象になられる方というのも結構いらっしゃるものですから、そういう健康面の指導ということでは地域包括支援センターであったり、健康高齢課との連携、そういった健康面での支援を今後も続けていければなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、雇用創出について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、雇用創出について順次お答えします。

まず、現在の雇用情勢をどう認識しているかについてお答えします。

ハローワーク水俣の有効求人倍率によりますと、本年10月現在で0.56倍、これはことしに入りまして、徐々に増加しております。昨年と同月と比べますと0.24ポイントの増加でございます。

これまで県下最下位の位置にありましたが、数値的には中くらいまで回復しているというところがございます。

しかしながら、ハローワーク水俣によりますと有効求人倍率が上がったとはいえ、他市のように、求人の絶対数が増加したのではなく、医療や介護職現場での人材不足が持ち越されており、求人はあるが、労働条件等で応募者がいないといった状況であるということです。

また、地域的には、J Aが新規展開を図っているコンビニの影響もあるのではないかという見解です。このようなことから、実際の市民生活においては依然として厳しい雇用状況であると認識しておりますが、今年度におきましては、3社の進出・立地があり、70名を上回る雇用につながっております。今後、1人でも多く雇用してもらえよう、企業誘致を初め地元企業の元気回復に向けた施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

また、市内高等学校の就職率につきましては、ことし11月時点で内定者が水俣高校が80%、うち市内就職12名、水俣工業高校が83%、うち市内就職12名ということであり、例年と変わらないとのことでありました。一方、市内企業の男子求人数につきましては、昨年と比べ減少しているとのことでありましたので、今後も雇用の増大につなげていけるよう、地元企業の支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、雇用対策として行政で雇い入れも必要だが、資金の有効な活用という観点からも事業拡大、新規起業の支援など、新たな雇用を生み出す、積極的な施策の必要性についてどう考えるかとの御質問にお答えします。

現在、市で雇用する臨時職員の財源は、緊急雇用創出基金及びふるさと雇用再生特別基金を活用したものであります。これは国の補助事業でありまして、雇用に充てる費用の全額を補助金で賄っております。

今年度の各基金事業におきましては、緊急雇用が31事業、128人の雇用、ふるさと雇用事業におきましては、5事業、28人の雇用となっております。

企業の事業拡大、新規起業に伴う施策の必要性につきましては、申すまでもなく、地域経済の長引く不況や閉塞感の中で、本市の中小零細企業の事業者の皆様が、何とか事業継続や新設事業を開拓したいと必死になり努力しておられます。市としましても、地域経済の復興のためには、心血を注ぎ取り組んでいかなければならない最重要課題であると思っております。

本年度、みなまた環境まちづくり事業において、市民・企業・有識者・行政などの参加による5つの円卓会議により、環境と経済及び雇用につながる施策の検討を鋭意行っているところです。できるだけ早い時期に実現可能な事業を組み立て、地元企業による事業の拡大や創出、新規起業につなげてまいりたいと考えております。

また、企業訪問時におきましても、水俣市の支援制度や、水俣・芦北地域、企業業務拡大補助

金等情報提供など、各種制度利用についての案内も積極的に行い、民間事業者の活力につながる支援策を進めてまいりたいと思います。

次に、本市の雇用創出の施策についてお答えします。

新たな雇用創出のための施策につきましては、これまで取り組んでまいりました企業誘致活動や、未利用資源及び有用廃棄物の活用を図る事業展開を進めております。市としましては、実現可能な事業メニューの実施、各種制度利用の周知に努めてまいりたいと思っております。また、企業が事業拡大や新規起業へ取り組むためには、資金が必要であります。補助金や助成金を活用するに当たっての自己資金をいかに調達できるか、事業拡大や新規起業への展開を大きく左右いたします。そのため、事業拡大や新規事業への展開を後押しするため、投融資に関する金融商品の検討を行っているところです。例えば、市民によるコミュニティファンドを創設し、今後期待される事業拡大や新規起業の後押しを行い、事業展開を図っていただくことで、ひいては雇用の増大につなげてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 雇用創出につきましては、先ほどの生活保護の問題と雇用問題、非常にリンクしていると思います。日本の景気の雇用情勢と生活保護のグラフ、先ほども言いました同じ動きをするわけですから、この雇用の問題、非常に大事だというふうに思っております。

企業誘致はもう先ほどもありましたし、毎回のように質問が出ております。当然、企業誘致を頑張っていただくのは、もうそれは当然だというふうに私も思います。しかし、なかなか厳しい状態は変わってないかと思えます。熊日新聞に先日、県下の企業誘致は北高南低、県北のほうはまあまあいい、県南、水俣・芦北・人吉・球磨、非常に厳しいというふうなことが書いてありました。これはもう私たちも肌で感じているところでございます。経済対策室等で企業誘致をやって、企業にアプローチしているということも聞いております。それは当然やっていただきたいんですけども、もう少し、今回私が取り上げましたのは、そういった企業とか大きいものじゃなくて、もっと小さいところでやってらっしゃる方に少しずつ支援して、そういったところで新しく起業の方が1人でも2人でもふえてほしいと思えますし、零細でやっている方々がちょっとでも業績が上がって、1人でも2人でも雇用が生まれて、それが広がっていった最終的には大きくなる、そういった小さいところを少し今回取り上げたいというふうに思っております。

私、先日ですね、先ほど出ました県の振興局の水俣・芦北地域雇用創造協議会ですかね、やっていらっしゃいます。いろんなセミナーをやっているから、技術的なものから、ホームヘルパーの養成、そういったいろんなものがありまして、私はネット販売の構築と消費リニューアル育成研修というのに参加をさせていただいて、大阪府立大学の先生が7回ほど半日使ってやられました。私も参加して、そこにはお茶の生産者、ミカン農家、加工品の販売業者、生協の職員、

そして仕事を失業して何も仕事がないんですという方もいらっしゃいました。いろんな方が参加されましたが、実際頭打ちになっている零細企業の販路、そういったものをネットを通して全国に広げていくという、そういったものでありました。

ミカン農家の方は、もう和歌山のほうでは、ミカン農家でネットだけで1億円ぐらい売っているところもある。うちあたりはもう何もそういうのはゼロやけん、100万でも1,000万でもインターネットを通して売れたら、そのままプラスになるんやけどということで一生懸命勉強されておりました。これはミカン農家だけの話ではなく、いろんな生産者に当てはまるというふうに私は思っております、商品をつくるだけなんやけど、なかなか販路を広げられないという方がいらっしゃる。パソコンがうまく使えない、そういったところは最初からあきらめているという方もいらっしゃると思います。そういった方々にやはり支援して行って、新しい方向、新しい販路、そういったものを手伝ってやる、そういったものもやっぱり必要じゃないかなというふうに思っております。

質問としては、第一次産業、お茶・ミカン・サラたま農家、いろんなものがあると思いますが、そういったところで販路をもっと広げたいというふうに、積極的に頑張りたいというところにアンケートとか意見聴取ですね、そういったものができないかというのをひとつ質問したいと思います。

先ほど、企業は1,000社ぐらいですか、何か聞かれたということですが、こういった小さいところにももう少し目が届かないか、それを1つですね。それと、雇用をつくるにはやはり何か、仕事が起これるには新しい起業が大事だと思いますけど、新しく起業を目指している人が相談できる窓口とか担当課とか、そういったものができないか、それを2つ目ですね。3つ目は、雇用問題が最重要課題の一つということは、私たちみんな認識しているというふうに考えれば、雇用をふやすだけに特化した職員の配置というか、そこに手厚くする配置、そういったものができないか、この3つを質問させていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、第1点は第一次産業などの販路を拡大したいと思っているところにいろいろ状況を聞いたりして、販路拡大のための情報を得るため、いろんなアンケートをどういったところにつまづいていらっしゃるのかとか、そういったアンケートをとる必要があるのではないかなという御質問だったと思います。

農産物の販路拡大ということに対しましては、今農水のほうでもいろいろ考えているところでございますけれども、新しい企業の農業への参入でありますとか、あるいは農産加工の整備によって販路拡大を図ると、そういう意味ではいろんな形で話し合いをしたり、進めているところ

でございますけれども、今、議員から御提案がございましたように、今後、農業施策を展開していく上で非常に大切な部分だろうと思っておりますので、ぜひ積極的なアンケート調査をしたり、あるいはいろんな懇談会等も行っておりますので、その中で何が支援できるのか、どういうことで悩んでいらっしゃるのかというようなところも今後検討してまいりたいと思っております。

それから第2点目でございますが、雇用をつくるときに働く場所が必要だと、起業を目指している人が相談できたり、支援する担当課というのがないかということでございますけれども、それぞれの内容によりまして、今現在、それぞれの課で一応担当させていただいているところでございます。基本的には、市の業務ごとに担当課がございますので、その担当課が受け付けているところでございますけれども、環境テクノセンターでは起業家の支援の相談もしておりますし、経済対策課のほうにおきましては補助制度、そういったものについていろんな説明等を行っているところでございます。そういったところをぜひ活用して、気軽に相談していただければと思いますし、なかなかまだ浸透していないところもあるかもしれませんので、ぜひそういったところも広報に努めていきたいと思っております。

それから、第3点でございますが、雇用に特化した職員を配置することはできないかということでございます。この件につきましても、ある市の市長さんのお話も聞いたことがございますけれども、それに特化した職員を、例えばいろいろ調べた中でちょっと可能性があるなというような会社があれば、そこに特別に配置させて、1週間あるいは長いときには1カ月ぐらい張りつかせて、いろいろ交渉に当たっているというようなこともやっているというようなお話もかつて聞いたことがございます。でも、なかなか厳しいような状況でございますけれども、本市の場合におきましては総合経済対策課を設置しておりますので、先ほど議員のほうからも御指摘がございました県の雇用促進協議会、そういったところともしっかり連携をとりながら、今後も本当に雇用の問題というのが本市に課せられた最大のものでございますので、取り組んでまいりたいとそうように思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 窓口についてはいろんな担当課がいて、農林水産だったり、商工だったり、経済対策だったりだと思いますけど、やっぱりわかりやすい、何か仕事を起こしてみたい、こういった企画を持っているという人がわかりやすく相談できる窓口というのはつくってやったほうが、スピード感があってできるんじゃないかなというふうに思っております。そこはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

何でも行政がやればいいというふうには私も思っておりません。さっきのネット販売等につきましても、まつぼっくりがあるわけですから、ああいったところを活用して、あそこを窓口 nationwideに展開する、そういったものもぜひ研究をしていただきたいと思いますし、水俣はスイーツ

で売り出しております。大分浸透してきたところでありますけど、ネットでスイーツをやっている方いらっしゃるけれども、なかなかそれが業績として上がっているというのは余り聞きませんし、今ネット上で一番売れているのは結局、お菓子とかスイーツとかそういったところなんです。そこはやっぱり競争が厳しいんですけど、そこに進出していないというのはやはりスキルの問題だというふうに思っておりますので、そういったところも何か支援ができるものがありましたら、していただきたいなというふうに思っております。

それと、こういったネットの販売で一番ネックになるのは運賃ですよね。田舎でこういったものを行っている業者さんは、関東まで送ると1,000円以上運賃がかかります。そういったものを商品でどう吸収していくかと思っておりますけど、そこがなかなか難しいと思います。そしたら、その運賃の部分を何かうまいぐあいに助成してやるとか、まつぼっくりを使ってやるとか、そういったものも考えられるんじゃないかというふうに思いますし、関西や関東の同郷会、そういったところに宣伝をしてやるのも一つの手だてかなというふうには思います。

よそに出た人は、やはりふるさとが気になっていらっしゃると思いますし、どっかで支援したいという気持ちもあるんじゃないかなと思います。新規に投資される企業は5,000万とか2,500万とか大きい金額が支援が必要ですけど、こういった小さいところを支援するのは本当に小さな金額で、もしかしたらリターンが多いかというふうにも思います。そういったところもぜひ研究をさせていただきたいというふうに思います。

これに対しては、経済対策室とか商工とか農林水産とか、いろんな縦割りのところをうまいぐあいに連携していただきたいなというふうに思います。

市長が答弁なので、最後に市長の雇用問題に対する考えとか、意気込みというものを最後聞きたいというふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 再三申し上げておりますけれども、この雇用の問題というのは本市に課せられた最重要課題だという受けとめ方はもう既に、いつもそういう思いで受けとめさせていただいております。今後もそういう思いで頑張っていかなければならないと思っております。

雇用が生まれる地域というのを考えますと、やっぱりそのまちの総合力の強さ、あるいはそのまちが持っている特色、そういったものが確立されているところが、やっぱり雇用が生まれてきているのではないかなと、そのような受けとめ方をしております。できるだけ本市に課せられた課題というのを早く解決させながら、そして今後も雇用創出に向けて頑張っていかなければならないと思っております。産業経済の部分の雇用はもとよりでございますけれども、福祉の問題でありますとか、あるいは環境、また教育、そういったものからも雇用の創出を今後も目指してま

いりたいとそのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、観光施策について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、観光施策についてお答えします。

まず中尾山公園について、中尾山公園は展望台・スカイロードと整備が進んだが、今後はアクセス道路の整備が急務と考えるが、整備の現状についての御質問にお答えします。

中尾山公園の公園整備に伴い、公園を訪れる方々から、アクセス道路の利便性や安全性に対する要望が多くなっています。このような中、南福寺の集落を抜けた箇所から山腹にかけての延長660メートルの区間については、道路幅員も狭い上にカーブも多く、また離合箇所もほとんどないため、平成21年度から交付金事業により国からの補助を受けて、道路幅員の拡幅や屈曲部の緩和等、改良工事を進めています。

現在の進捗状況としましては、計画区間のうち70%の用地買収を終え、110メートルの改良工事が完了しており、今年度は135メートルの整備を予定しています。今後も残りの用地買収を進め、順次工事を実施していきたいと考えています。また、国からの交付金が縮小傾向にある中、予算獲得に向け、国・県へ強く要望を行ってまいります。

次に、中尾山から湯の鶴温泉、また湯の鶴温泉から中尾山へと人が流れる仕組みが必要だが、どう考えるかとの御質問にお答えします。

湯の鶴温泉では、現在、湯の鶴観光物産館の整備を中心とした温泉街の魅力アップを進めております。

また中尾山公園においても、スカイロードや展望所などのハード整備を実施してきたこと等と相まって、コスモスの時期には、多くの方でにぎわう公園となっております。これまでは、両者は、それぞれ別ルートによりアクセスされる方が多かったと思われませんが、コスモス祭りの際の渋滞等を見ると、相互に人が流れる仕組みが必要となってきたと考えています。

次に、相互に行き来しやすい具体策として考えられるものは何かとの御質問にお答えします。

まずはイベントの際の誘導看板が現実的でありまして、その他ホームページでの紹介のほか、マップの作成やイベント時の温泉入浴割引券の発行等が考えられると思います。

次に、湯の鶴観光物産館についての御質問に順次お答えします。

まず、湯の鶴観光の核となる施設になると思うが、こういった位置づけかについてお答えします。

本市の観光客数については日帰り客は下げどまったものの、宿泊客は依然として減少傾向にあり、湯の児・湯の鶴温泉の振興が急務となっております。このため、平成22年3月に策定いたし

ました湯の鶴観光振興計画の具体的な推進方策等を検討する湯の鶴観光振興計画実行委員会を地域の皆様が中心となって設置していただきました。この中で、空き旅館の整備活用策として、湯出七滝、矢筈岳、棚田、湯出川などの情緒あふれる里山を回遊する湯の鶴観光の中心拠点施設として、観光物産館を設置することとなりました。具体的には1階部分を観光情報の発信、飲食物の提供、地域特産品の販売、みなくるバス利用者の待合所とするとともに、2階部分は飲食物の提供のほか、各種物産展、展示会等のイベント等にも使える多目的な施設としております。今後、湯の鶴温泉、頭石等も連携し、湯の鶴観光を牽引する中心的な役割を担った施設となるものと考えております。

次に、立派な建物をつくるだけでなく、運営も同じように大事だと思うが運営方法をどうするのかについてお答えします。

湯の鶴観光物産館は、九州新幹線つばめやSL人吉、あそぼーい、A列車で行こう等の人気列車のデザインで有名な工業デザイナー水戸岡鋭治氏にトータルコーディネートをお願いしております。完成の暁には必ずや湯の鶴温泉に斬新でありながら心休まる心地よい公共空間が出現するものと期待しております。

この心地よい公共空間を運営するためには、お客様の気持ちになって接客することが必要と考えております。そのため、民間の経営能力やノウハウ、創意工夫を活用したいと考えており、指定管理者制度による施設の管理運営を行うことにより、利用者に対するすばらしいサービスを提供したいと考えております。

次に、温泉センター含め湯の鶴地区の再開発につながると思うが、今後の計画はについてお答えします。

今後、湯の鶴温泉保健センター及び周辺公園、駐車場等の整備を検討したいと考えており、平成24年度において、湯の鶴観光振興計画実行委員会の皆様と協力して、整備に関する基本方針を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 中尾山の道につきましては、もうその都度私も言うておりますけれども、少しずつ進んでいますけど、なかなかスピード感がないというふうな感じがしております。

先ほどは寒川水源の道路という話もありましたが、私たちがこういうふうに道を言うのはその先にあるものを生かしたいというものがあるわけで、アクセスというものは大事だというふうに思って、こういうふうに取り上げておりますので、ぜひ公園の部分だけよくするんじゃなくて、それにつながる部分、ぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

湯の鶴と中尾山の人の流れなんですけど、先日ヒアリングがあったときに、もしかしたらそ

もそも認識がちょっと違うのかなというふうな感じがしたんです。観光の部分と公園を整備する部分ですね。私は中尾山公園は観光農園として整備が当然進んでいるというふうに思っていますし、中尾山をアドプトでやっていらっしゃる方も、市外からいろんな方に花や眺望を楽しめるスポットにしてもらいたい、そういった思いで手伝っていらっしゃると思いますし、水俣の観光に寄与できる公園を整備したいというふうに思っていますし、私も思っています。

観光課の方とちょっと話をしたときに、観光課のほうでは中尾山公園は市民の憩いの場として整備が進んでいるというふうな感じで、少しやりとりがあったんですね。ですから、もしかしたらそこがちょっと違うのかなというふうなところがあって、湯の鶴の観光計画も見せていただきました。その中で連携というところで、ネットワークの構築、湯の児温泉初め市内のさまざまな観光スポットとの広域的な連携を図り、湯の鶴地域への来訪を促進させる。観光情報の発信機能を充実させ、湯の鶴温泉から日帰りのアトラクション等のプログラムの充実を図るというふうなページがあるんですけど、そこにはエコパーク、ばら園、湯の児、ちょっと外れましては亀嶺峠、久木野の棚田、寒川水源というふうに概念図が書いてあるんですけど、ここにはやっぱり中尾山は入っていないんですね。やっぱりその辺の意識がもしかしたら、これはまあ22年度ですけど、その辺の意識の差が少しあるのかなというふうな感じがしましたし、もしかしたら市長の考えというものが担当部長を通して職員のほうまでうまく浸透していない部分があるのかなという分がちょっと受けたもんですから、そこを1つ質問をしたいと思います。

中尾山公園は市民の憩いの場として整備していくのか、それとも観光のスポットとして今後開発をしていくのかというところを1つ質問したいと思います。

中尾山から湯の鶴までは、私きのうちょうど行きまして、20分ぐらいゆっくり行ってかかります。通りましたら今は、湯の鶴まであと5キロですとか、4キロですとか、そういう道しるべがついていますが、非常に前に比べたら、昔はこっちで間違っていないのかなというふうな気持ちで走っていたんですけど、今はそういった部分も少しずつ手直しがされて、ああ、よくなったなというふうに思います。あとは、お茶園がある上場とか、途中にある七滝、そういったところの魅力を上げて何とかつなげていただきたいなというふうに思っています。

観光物産館につきましては、先ほどは高いというお話もありました。これを高いと思うか妥当と思うかは、今後このできたものの運用にかかっているというふうに思います。道の整備も先日通りましたら、もう道も整備も始まっております。拠点となる観光物産館ができればイメージもだいぶ変わってくるというふうに思っております。先ほど言われましたように水戸岡鋭治さん、一流のデザイナーが携わっていらっしゃる建物ということでありましたら、ぜひ運営、ソフト面もきちっとしたもの、そういったよそから来られた方がさすが水俣の観光物産館だなというふうに見えるような運営、建物がいいけど運営がというふうなことがないようにしていきたい

なというふうに思っております。

3の湯の鶴の観光振興計画におきましては、着実に進んでいるかというふうな思いがしております。

質問としては、中尾山と湯の鶴まで行く間、七滝がありますけど、その整備の予定を少し聞きたいと思っています。それと今回の物産館、水戸岡さんのデザインというものを運営というのにうまくあいにつないでいくイメージされた運営方法というのは何かあるのか、それを質問したいと思います。さっきの1つとこれを入れて3つですね。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、中尾山公園、観光地と見るか否かというような話でございました。大変難しい話でございます。観光地といいますのが、人によってそれぞれ言葉のとらえ方がいろいろございます。人によって、これは観光だ、いや、そうじゃないというようないろんな議論がございます。

ただ、例えば天草の海を考えていただければと思います。以前から天草の海というのはイルカがいたんですが、昔、漁師はただの邪魔者だというふうに思っていました。ところが、イルカが人にいやしを与えると、イルカウオッチングをする人がお金を払ってでも来るぞと、それで漁師の方が漁船にお客さんを乗せて、お金を取ってイルカウオッチングをさせるというようなことになって、今はもうイルカウオッチング何十隻といます。こうなると、今、そのイルカウオッチングを観光ではないというような方は、それでもとらえ方はいろいろあるかと思いますが、ほとんどいないだろうというようなことだと思っております。

中尾山公園につきましては、最近展望台やスカイロードなどの整備が進んでおりまして、またコスモス祭りなども非常に多くの方が訪れておりまして、イベントのときに大変多くの方でにぎわっておりまして、お金が実際に落ちております。こういったようなことを見ますと、観光地と考えていいのではなかろうかというふうに考えておりまして、最近の観光キャンペーンパンフレットとか、あるいはそのほかのパンフレットとかにも取り上げておりまして、観光地というふうな認識でPRをやっておりますし、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

続きまして七滝の計画でございますね、七滝の整備につきましてでございますけれども、例の湯の鶴観光振興計画、こちらに七滝の整備というものをやるということで載せております。これは湯の鶴の観光振興計画書は、長期・中期・短期そういうふうに分けておりまして、短期がおおむね3年、中期が5年、長期が10年というような形でしておりますが、この七滝の整備は散策路、休憩ポイント、駐車場、トイレの整備等が書いてございまして、中期という位置づけでございます。中期ですので5年後というような話でございますが、七滝の整備にはことしから既に取りか

かっており、今後も引き続き整備を実施していきたいというふうに考えております。

続きまして運営方法でございます。運営といいますか、こういった施設とするかというようなものは部内でも大変議論をしております。その中で、例えばこういった料理を出したらいいんじゃないかとか、いやいやそうじゃなくて、こういった料理を出したほうがいいんじゃないかとか、いろんな意見が出ております。ただ最終的に言えますことは、実際にそれを運営していくところといいますのは、先ほども御説明いたしましたように民間の創意工夫、ノウハウそういったものを活用したいと思っております。民間の皆さんにいろんなものを提案していただき、それを選定して指定業者を選定するというのを考えております。その中で、私たちのほうで方向性は決められるものの、最終的に提供するはその指定管理者でございますので、その指定管理の皆様ぜひいいものを提案していただきたいと考えておまして、なおかつ、その指定管理の検討期間を従来の指定管理の応募期間より、かなり長目にとっており、そういったものを検討していただく時間を十分とっていただき、それなりの審査委員で検討して、実際の指定管理者を選定していきたいというふうに現在考えているところでございます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 中尾山につきましては、当然市民の憩いの場もあって、その延長線上に観光で来られる方も一緒に公園を利用していただきたいというふうな位置づけだというふうに思います。私もそれでいいと思います。何か観光の部分からちょっとかけ離れた部分で認識があると、なかなか整備がうまくいかないのかなと思いましたが、質問をしたところであります。

七滝は中期の部分からちょっと早目に整備が進んでいるということでございますので、ぜひそういったところもやっていただきたいなと思いますし、運営につきましては指定管理者に最終的になって、いろんな指定管理、希望される方が応募されて、その中でコンペになるのかわかりませんが、その中で選んでいくと思いますけど、ぜひ、先ほども言いましたように湯の鶴のメインになる場所でございますので、ソフト面、運営もぜひ気を使っただきたいなと思います。

最後に、部長の見解を最後聞きたいと思いますが、県からいらっしゃって、ほかの観光の部分も造詣が深いというふうに聞いております。実際、この湯の鶴温泉をよその観光地、温泉地と比べてどういった認識であるかを1つ質問したいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 湯の鶴温泉について私がどう思うかというようなお話かと思いますが、私というより、昨年蒲島知事が湯の鶴温泉を頭石に行く途中で通っていったと、その中で大変気に入られたということを聞いております。これは将来のすばらしい温泉街になり得る素材だというようなことで、大変ここに力を入れようというようなことで、今年度から実施しており

まず湯の鶴温泉魅力アップ事業、こういったものも県の補助金が入って、急ピッチで今進められているというふうに聞いております。そのような形に沿って、湯の鶴温泉を第二、第三の黒川温泉、そういったものに私たちはやっていきたいというような気持ちで頑張っているところでございます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、本市のイベントについて答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、本市のイベントについて順次お答えいたします。

まず、東日本大震災の影響による市内イベントの開催状況についてお答えいたします。

平成23年3月11日の東日本大震災発生後、日本全体がイベント自粛ムードの中で、市におきましても九州新幹線全線開業記念イベントや商店街春祭り、港フェスティバル、水俣未来コンサートなどが関係機関との協議により中止になりました。

しかしながら、水俣ローズフェスタ春につきましては、3月25日の熊本県知事によるイベント自粛解禁メッセージを受けまして、一部を震災復興支援チャリティーの要素も盛り込んだ内容に変更し実施いたしました。震災の影響による来場者の減少を懸念いたしましたが、約3万5,000人のお客様に来場いただき、前年と比べておよそ3割増しとなっております。

また、その後も恋龍祭や競り船大会など、例年どおり開催され、現在ではほぼすべてのイベントが予定どおりに開催されており、つい先日も商店街において秋祭りやスイーツスタンプラリー、キラキラフェスタが行われ、大変にぎわったと聞いております。

次に、水俣の活性化、流動人口をふやすには、各種団体の大会、イベント、催し物が必要と考えるが、一元管理して情報の共有化ができないかとの御質問にお答えします。

現在は、広報みなまたや市のホームページが情報の共有化の面で大きな役割を果たしていると考えています。年間の各種イベント開催予定については、毎年企画課において、各課に次年度の調査を行っています。その結果をもとに市体育協会からのスポーツ関係のイベント情報とあわせて、広報みなまたの4月1日号に行事予定一覧を掲載し、市民の皆さんにお知らせしているところです。

しかしながら、事前に情報提供があるものはお知らせできていますが、地域及び各種団体主催のイベントや、年度途中に開催日の決定したものにつきましては、お知らせすることは困難な状況です。このため、市役所の担当課及び市民の皆さんからの掲載依頼をもとに、毎月15日号の暮らしのカレンダーや市のホームページでも随時お知らせしております。

広報みなまたには市民の皆さんからの掲載依頼も多いため、イベント告知にも広く紙面を確保し、タウン情報誌的に活用されています。今後とも市民の皆さんから情報提供いただきながら、

積極的かつタイムリーに情報提供を行うとともに、より多くの情報を広報みなまたやホームページに掲載し、情報の共有化を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 東日本大震災の影響でたくさんイベントが春先中止になりましたけど、だんだんイベントも開催されて、少しにぎわいが出てきたかなというふうに思います。

イベント開催をされる方々がやっぱり一番心配するのは、当日の天気だったり、人が集まるかなということをお心配しながらやられておりますけど、思った以上にイベントがバッティングするのがよくあるわけです。学校の行事とぶつかって、子どもがなかなか参加ができなかったとか、そういった話もよく聞きますし、私たちもやはりそういった情報があればなというふうにいつも思っております。

今、市報で年に4月には出すとか、15日号でいろんなカレンダー、暮らしのカレンダーとかで出るというふうには聞いてはいたけど、やはり前もってその辺がわかっていたら、企画される方はぶつからないように日程を組むとか、また同じスケジュールでも一緒に相乗効果が生まれるようなイベントに話をできるというふうに思うんです。そこがやりようがないものですから、どこに聞けばいいのかというのが非常に困っているところがあると思います。縦割りになっています教育委員会だったり福祉関係だったり商工観光だったり自治会関係だったり、そういったものを一元化してどっかでまとめていただきたいというふうな思いもあります。

役所のほうでは皆さん、そういった情報が共有されてわかるのかもしれませんが、民間の方、こういったイベントをやられる方はそういった情報が乏しいというふうにも思っています。ですから、どっかの担当課に行けばそういった情報が一遍にわかるというものも必要だと思いますし、一番簡単なのはホームページを見て昨年の実績がこういうふうにありました。ことしの予定はこういうふうになっていますというのが見れば一番いいと思っておりますので、そこはぜひ検討をしていただきたいと思います。

民間のところはなかなか、私担当課の職員とちょっと話を聞いたときに、民間の部分はなかなか押さえ切れないということをおっしゃっていました。実際それはそうだと思うんですけど、それはそういった前年の実績のところなるべく情報を吸い上げるようにして、民間の方も積極的に情報を流していただいて、ホームページ上で一番新しいものをその都度紹介していただければ、水俣でいろんなイベントをやられる方も非常に助かるというふうに思いますので、これはぜひ、そう難しいことではないと思いますので、担当課がどこになるかそちらで検討していただいてやっていただきたいなというふうに、これは提言をしたいというふうに思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。以上です。

○議長（真野頼隆君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

市民の安全と安心、同時に市民生活の向上を願いながら、提案を含めて質問します。

アメリカのニューヨークウォール街で貧困と格差に反対する運動が始まり、全世界に波及しています。1%の大金持ちが支配する社会でいいのか、私たちは99%だ、これは日本にも当てはまるのではないのでしょうか。日本は成長がとまった国と言われています。幾つかの統計を見るとその原因が見えてきます。巨大企業は260兆円の内部留保をつくり、また国税庁源泉徴収資料では年間収入が5,000万円を超える億万長者が1,999年の8,000人から、2,008年には2万人に増加しています。さらに国税庁の確定申告資料では5,000万円超の年収の者は、この10年間に13倍にふえています。企業の配当金の額がこの10年間で4倍にふえていることから、投資家の億万長者も増加しているといわれています。このように富が一極に集中し、その対極では派遣労働など不安定雇用の増加で失業が多くなり、圧倒的多数の国民の貧困化が進み、格差が増大している、これが今の日本の状況ではないのでしょうか。

国民が貧困になり、物が買えない、物が売れない状況になれば成長がとまり、不況、それがひどい状況になりますと恐慌という言葉で表現されます。そのような日本の中に私たちは今生活しておりますけれども、それらの解決する抜本的な策は地方自治体ではつukれないとしても、少しでも水俣市民の生活の向上を実現することができないのか、あるいは解決できることはないのか、それらを考えながら質問に入りたいと思います。

1、市長のスロベニア訪問と教訓の発信及び水俣病について。

①、どのような経過で訪問になったのか。

②、どのような交流ができたのか。

③、市長は何を伝え、何を学べたのか。

④、特措法にかかわる水俣病の相談者の数について。

2、自衛隊の掃海訓練について。

①、来年2月に不知火海で機雷除去の訓練がされると報道されている。どのような内容でどれ

くらいの規模と聞いているか。

②、どのような影響が考えられるか。

③、防衛省の漁業協同組合への説明内容や組合の訓練への対応は聞いているか。

3、水俣市水道事業について。

①、簡易水道が市水道に統合されたが、今後の設備投資計画について。

②、今後の経営見通しについて。

③、使用水量が8立方メートル以下の使用量ごとの世帯数について。

4、水俣市の防災対策について。

①、防災にはさまざまな対策が必要だが、平成15年の災害からどのようなことが整備されてきたのか。

②、ことしの東日本大震災と、原発事故から学び、どのような政策が進んだのか、対策はとられたのか。

③、11月27日、NHKテレビは原発安全神話崩壊を報道しました。その中で、東京電力の元副社長は、明治三陸沖規模の地震で10メートルを超える津波が来るという情報は持っていた。しかし、これはあした、あさって来るものではなかろう、最近では起きていない、今から安全対策をとると危険だと住民に知らせることになる。対策をとらずに経済的利益を追求してきたと述べました。この発言は、地域防災では反面教師になると思うが、どのように考えるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長のスロベニア訪問と教訓の発信及び水俣病については私から、自衛隊の掃海訓練については総務企画部長から、水俣市水道事業については水道局長から、水俣市の防災対策については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

スロベニア訪問と教訓の発信及び水俣病について、まずどのような経過で訪問になったのかお答えいたします。

議員も御記憶のことと思いますが、平成13年にアジアで最初の水銀国際会議が水俣市で開催されました。世界各国から研究者が集まり、研究成果が発表されました。その際、スロベニアからも10名の方が参加されており、水俣の次の会議開催地としてスロベニアが選ばれました。スロベニアのイドリヤ市には世界で2番目の規模の水銀鉱山があり、水銀精錬の残渣等によって河川やアドリア海への汚染が確認されています。水銀国際会議を契機にスロベニアと国立水俣病総合研

究センターの研究者の交流が始まり、平成17年にはスロベニアから水俣市に対して、友好関係を築きたいとの申し出が環境大臣の親書によって伝えられております。

私がスロベニアの方と初めてお会いしたのは、ことしの1月に幕張で開催されました水銀条約制定に向けた第2回政府間交渉会議のときであります。スロベニア駐日大使と環境大臣にお会いし、お二人から水俣の経験と教訓を学びたい。そして世界に向けてお互いに環境の大切さを訴えていきたいと思いますとお話を受けました。その後も、イドリヤ市長とスロベニア駐日大使が直接水俣へお越しになり、ぜひともスロベニアへ足を運ぶよう再三にわたり私に要望されました。このことを受けまして、私もまず一度は現地に出向いて状況を把握しなければ事が先に進まないと思い、スロベニアに出向かせていただきました。また、出かける以上は水俣のことをきちんと伝え、スロベニアについてはヨーロッパの環境への取り組みを知り、今後の環境モデル都市づくりに役立てたいと思いました。

次にどのような交流ができたのかお答えします。

スロベニア滞在中は、とてもハードなスケジュールでした。しかし、そのおかげでたくさんの方に出向き、多くの人々と交流することができました。最初にイドリヤ市役所を訪問しましたが、石博在スロベニア日本大使を初め、保健省の方々なども同席しておられました。テレビ、ラジオ、新聞各社が取材に来ていましたので、水俣市への注目度が高いことがわかりました。その後も、水銀鉱山・資料館・博物館・自然文化公園・企業・保育園・高校・音楽学校・研究所・保健省・日本大使館公邸などを訪問いたしました。すべての場所で組織のトップの方々に対応していただき、懇切丁寧な説明を受けました。市民の皆さんとの交流の機会もありましたが、お会いする方々から心からの歓迎をしてもらいました。たくさん貴重な出会いがあったわけですが、深く印象に残ったのは、やはり文化や伝統を大切に、環境と共生する生き方をしていたことです。私たちの暮らしにも大いに参考になると思いました。

次に、何を伝え、何を学べたのかお答えします。

私は大きく2つのことを伝えてまいりました。1つは水俣の公害の経験と教訓をもとに命と環境の大切さをお話しました。もう一つは、公害を乗り越えて頑張っている今の水俣の姿を話しました。つらく悲しい出来事を貴重な経験として受けとめ、環境モデル都市づくりに向けて懸命に取り組む市民の姿を伝えてきました。

何を学べたかでございますが、日本から外に出たからこそ学べたことがあります。それはまず、想像以上に水俣が世界から注目されているということがわかりました。公害のこともありますが、公害をどのように克服して今どのように管理しているのかに高い関心が寄せられています。水俣の経験をもっと世界に向けて発信しなければならないと感じました。また、同時に水俣が目指す生き方が間違っていないということも実感できました。スロベニアでも自然の力を活用して

持続可能な社会の形成に努めています。スロベニアは小さな国ですがEUの加盟国で議長国を務めた国でもあります。ヨーロッパ全体が環境に配慮した生活の必要性を認識しているからだと思います。

そして、以前国連にもおられました石博大使が次のようにおっしゃいました。水俣市とイドリヤ市のお互いが協力することで情報の発信力も大きくなる。両市には辛い経験があるが、世界が二度と同じ過ちを繰り返さないよう教訓を伝えることはとても大切なことである。国際社会は水俣市の経験に学ぶべき点がたくさんあると、私はこの言葉を聞いて水俣市の責任の重さを改めて痛感いたしました。

次に、特措法に係る水俣病の相談者の数についての御質問にお答えします。

旧恵愛園跡に設置しております水俣病救済相談窓口での相談件数は、平成22年度が1,769件、平成23年度は10月末現在で784件となっております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

スロベニアで第2回目の水銀国際会議が開かれたということを先ほどおっしゃいましたけれども、水俣からも国水研の研究者及び協立病院神経内科クリニックからお医者さんやスタッフの方も行かれておまして、その話を私も聞きました。

世界史的に大きな流れがあって、こういう毒物での環境汚染だとか、あるいは人体被害だとか、生物への被害だとかが集中した時期がありました。それをそれぞれの国の国民の運動だとか、あるいは全体の世論でそれを環境汚染しないようにしようと、そういう世論があって、今ではそういう大きな被害は出さないようにしようというのが流れになってきていると思います。

しかし、傷跡はいっぱいありまして、それをどうこれから修復していくかというのは、それぞれの被害を経験した地域の共通の願いであり、共通する課題なんだろうというふうに思います。そういう意味では水俣の教訓が発信され、向こうから学ばれて、水俣の生き方が間違いではなかったという確信を持たれたというのは、これからの政策に大いに力強さを増すのではないかなと私も思います。

それで、2回目の質問なんですけれども、これからの水俣づくりに、大きな方向としては間違いではなかったと先ほど答弁いただいたんですけれども、これからの水俣づくりにどのようなことをさらに生かしていきたいというふうに考えておられるか、市長の考え方を伺いたいと思います。これが第1点目。

第2点目は、特措法に関することなんですけれども、11月23日の新聞に水俣病特措法の受付期間について、受付期間の先延ばしをという市長のコメントが掲載されております。私も申請者が何百人単位で続いているときに受け付けを閉じるべきではないと思っておりますけれども、これ

については改めて市長の考え方を示していただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、スロベニアの訪問について、これからの水俣づくりにどのように生かしていこうと考えるのかということでございます。

これは先般申し上げましたとおりでございますが、今回の訪問によりまして、水俣が取り組んでおります環境モデル都市づくりの重要性を確認することができました。したがって引き続き命と、そして環境を大切にしながら、市民生活が豊かになるように全力を尽くして頑張っていかなければならないと思っております。

あわせて、再来年には、本市で水銀条約の場が設定されております。イドリア市も参りますので、イドリア市と一緒に環境に配慮した持続可能な国際社会を目指すために、今後あわせて努力をしていかなければならないのではないかと、そのように思っております。

それから、特措法の受付期間についての件でございますが、去る22日の日に定例記者会見を行いました。そこで私そのとき申し上げましたのは、現在の申請者が続くようであると、可能な限り申請を受け付けるように努力をしてほしいと、そういうことを申し上げました。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 1番目のこれからのまちづくりのところについては了解いたしました。私もそのとおりだと思います。

3回目の質問なんですけれども、特措法に関することなんですけど、環境省などは来年の3月で受け付けを締め切りしたいという報道が二、三日前に出たものもあります。あるいは、いや3月ではちょっと無理なんじゃないか、5月でいいんじゃないかなとか、そういう話も出たりしておりますけれども、このように申請者が、それこそ3けた、300人とか400人だとか出ているときに打ち切るべきではないと考えておられるということで理解していいかどうか、これが第1点です。

第2点目は、2,008年時点の環境省の資料なんですけれども、水俣市内では認定になっている患者さんが1,007人、認定申請者がこの時点で609人、95年の解決策で1,750人、新保険手帳交付者が約3,000人、まとめますと2,008年10月時点で水俣病の認定申請など、今幾つか申し上げたのを全部総称してなんですけど、40歳以上の水俣市民で35%が何らかの手续をされているというデータになっています。さらに、今回は相談されている方もいらっしゃいますから、もうちょっとふえるんじゃないかなと思うんですけれども、この35%という数字は近くの近隣のまちと比べるとどうなのか、芦北町が実は40歳以上ですと50%の方が手続されています。津奈木町が89%です。これからしますと、先ほど言いました35%の数と、今回新たに特措法で相談においでになっ

た方が、さっき数字言われましたけれども、1,760と780ですから、これで2,500、役所に相談来ず直接いろんなところで手続された方もいらっしゃるでしょうから、数千人規模になるだろうと思うんですけれども、それでも私は津奈木町とか芦北町と比べると、そんな多くないんじゃないかなというふうに思っています。

水俣ではこのような事例によく出会うんです。紹介したいと思います。1つは、どのような自覚症状が水俣病の症状なのか、御存じないという方が結構いらっしゃる。2つ目は、胎児性の患者さんだとか、急性劇症の患者さんが水俣病で、一見、見た目にはわからない人は水俣病ではないと思っいらっしゃる方がいらっしゃる。3点目は、どの時期に汚染指定地域にいれば、救済対象になるのか、これらを御存じない方がいらっしゃるというふうに私の経験ではあります。

情報がなくて、あるいは制度を知らなくて、あるいは誤解があつて手続をされていない方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。このような人たちを残したままでは、特措法の、あとうり救済するという趣旨に反するというふうに私は思っています。特措法が始まったときに、市報にも一般的な制度については熊本県がつくられた資料、指標に入れられました。改めてこの時点になって、熊本県がつくった救済申請のしおりという冊子があるんですけれども、この1ページ目、どの地域に居住していた人を対象としているのか、かつて汚染指定地域にいて、今は都会などに出ている人も対象になるんだとか、あるいは3ページ目の水俣病に見られる症状、自覚症状等ですね、これらを入れたチラシを市報に入れて、後で名乗り出ようと思うんだけど、もうできなかったというようなことにならないようにすべきなんではないか、そうしないとこれは終わらないというふうに考えるんですけれども、そういうふうにされたらどうかなというふうに提案であります。

なお、環境省と熊本県は汚染指定地域外とされている天草でも県の職員が地域の公民館に出向いて、説明だとか相談に乗っているということもつけ加えておきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、現在のように申請者が続いている状況の中で、締め切るべきではないのではないかと判断しているということでございますけれども、さきに私も答弁いたしましたとおりでございますけれども、やっぱり可能な限り受け付ける努力をしていただくことを私も望んでおります。

それから、チラシを市報などに盛り込んだらどうかということでございますけれども、これまでも広報、それからチラシ等につきましては、できる限りやってきたところでございますけれども、まだそのような状況であるとするれば、新たなチラシの配布あるいは内容等も含めて検討させ

ていただきたいと思ひます。

○議長（真野頼隆君） 次に、自衛隊の掃海訓練について、答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、自衛隊の掃海訓練についてお答えします。

まず、来年2月に不知火海で機雷除去の訓練がされると報道されている、どのような内容でどれくらいの規模と聞いているのかについてお答えします。

海上自衛隊の掃海訓練については、昨年7月に防衛省職員が市役所に来られ、平成23年度に予定している訓練の概要や八代海における掃海訓練海面の確保について、関係漁業協同組合と調整を開始したとの説明がありました。

訓練の概要については、説明によりまずと海上自衛隊の掃海部隊には、艦艇として掃海母艦5,700トン、長さ150メートル弱、掃海艦1,000トン、長さ70メートル弱、掃海艇・掃海管制艇500トン前後、長さ60メートル弱のほか、航空機として掃海・輸送ヘリがあるとのこと。

掃海訓練の区域としては、津奈木町沖から東町・出水市沖までが想定されています。

訓練の主な内容としては、掃海艦艇の機雷探知機で機雷を捜索・探知・類別し、機雷処分具で処分する訓練、また、掃海艦艇で長さ約500メートルのワイヤーを曳航し、ワイヤーに取りつけられた掃海具で機雷を処分する訓練があるとのこと。

掃海訓練のあり方として、当面は小規模の海面設定、おおむね50平方キロメートルにより、小規模の訓練を実施することを想定しているとのこと。

安全対策として、訓練を実施していない掃海艦艇により、訓練海面の警戒を実施するとともに、訓練海面の四隅等に標識、ブイを設置し、極力漁業に支障のないように実施したいと考えているとのことでありました。

次に、どのような影響が考えられるのかについてお答えします。

訓練については、機雷処分具を出したり、長いワイヤーを曳航したりする関係上、掃海訓練実施中の掃海艦艇の行動は極めて制限され、一般船舶が接近しても回避できないことから、訓練中の航海海面での漁業はできないことが考えられます。

訓練に用いる音響掃海具や磁気掃海具が発生する音や磁気は、一般船舶が航行する際に生じる音や磁気と同様のものであるため、魚類に影響を与えることはないとのことであり、また訓練は、模擬機雷を使用して機雷処分の手続・手順を演練するものであり、実際に爆発する機雷は使用しないとのこと。

次に、防衛省の漁業協同組合への説明内容や、組合の訓練への対応は聞いているのかについてお答えします。

先の9月議会の緒方議員の質問においてもお答えしておりますが、水俣市漁業協同組合に対しては、昨年から数回にわたり防衛省職員が来水し、漁業協同組合事務所で説明を行い、さらに本年度6月の総会においても訓練について防衛省職員より説明があったと聞いております。組合では、今回の協力要請について、理事会や役員・世話人会で継続して協議していく方針であるとお聞きしており、9月以降、特に防衛省からの説明はないとのことでした。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 今答弁あったような中身で訓練がされると、規模についても答弁されたとおりで。私もこれについては、我が党の国会議員を通じて防衛省から資料を取りましたので、その中身とほぼ一致しております。

それで、2回目の質問に入る前に、私どもの自衛隊についての基本的な考え方を述べておきます。

自衛隊は海外派兵はすべきではないと私どもは考えます。また、隊員の待遇改善は進めても、軍備については増強すべきではないと考えています。将来的には国民の合意を得て憲法9条に基づく措置がされるべきだろうというふうに考えております。

以上、基本的な立場に立ちながら、具体的な質問に入ります。

まず、機雷等を敷設あるいは除去する、2つの任務があるようではございますけれども、この掃海部隊というのは。これまで日本近海でも幾つか訓練がされてきたというふうに資料にはなっています。6つの海域で訓練をしてきた。そのうち宮崎県日向灘、山口県周防灘、愛媛県郡中沖で実施してきた掃海訓練が地元の漁業協同組合の同意が得られずに実施できなくなっている。それから、それで訓練する海域をふやそうということで、毎年約2週間くらい不知火海で訓練を実施したいと、その初回が、今回ということで計画したということでもあります。

2番目は、訓練は通常、小規模のおおむね50平方キロメートルで、掃海艦6隻から9隻で、1週間程度の訓練をするということになっているようではございますけれども、それを経た後、大きな訓練に移行する。しかし、今回は海域100平方キロメートル、ですからそれこそ50キロメートルと20キロメートルというふうになるのでしょうか、100平方キロメートルですから。掛け算して100平方キロメートルになればいいわけですけど、この範囲、掃海艦艇が二十数隻出るというふうになっています。あと、ヘリコプターとか航空機も出るということになっているようです。

それから、掃海訓練を行う掃海部隊の役割を2つ書いてあります。重要な港や航路に機雷が敷設された際に、これを除去処理して、通行船舶の安全を確保するということと、攻撃進行してくる部隊の上陸を阻止し、沿岸部を守るために、みずから機雷を敷設する、この2つの任務があるというふうに、この資料には書いてありました。それで、今の世界情勢を見た場合に、外国軍が日本近海に来て機雷を敷設すると、あるいは日本に上陸してくる、こういう可能性があるかどうか

か、私は考えられないと思います。

世界で機雷が使われた例を調べてみますと、さきの15年戦争、1945年に終わった15年戦争では、日本軍とアメリカ軍の双方が日本近海に機雷を敷設しておりますけれども、戦後は一度も日本近海には敷設された記録はありません。また、世界での戦争の使用・実績を調べてみました。朝鮮戦争とベトナム戦争で使われた。一番最近では1981年に中南米のニカラグアで左翼政権転覆をねらってアメリカが敷設したことがあるということで、それ以外は軍によるところではありません。

このような話があります。ベトナム戦争のときの話ですけれども、アメリカ軍は戦争末期になって、ベトナムを封じ込めようと沿岸のすべての海域に機雷を投下した。戦争が終わり、投下の責任を問われて、アメリカ軍の処理部隊がやってきた。ところが見た目には同じでも、1回触れると爆発するものから、3回触れると爆発する、5回触れると爆発する、いろいろな種類のものがある、どれがどれかわからない、見た目には同じで。最後は鉄船ではなくて、船のスクリー振動波も発生させない、ベトナム人女性の動かす丸木船で近づいて、重要なところを外していったんだと、これがベトナム戦争の記録なんだそうです。

要するに、機雷というのは非常に厄介な武器でありまして、つくって投下はするけれども、後処理をするのがなかなか困難というふうに言われています。だからこそ、機雷敷設などの戦争状態をつくらないためにどうするのかということが外交力なんだろうと思うんです。

かつてのように、国同士が資源などを争って植民地を支配していく帝国主義戦争時代は僕は終わったと思っています。戦争行為に走った国は国際的な非難を受けますし、軍備への浪費は国の経済を疲弊させるというふうに思います。

それから、2点目は漁業者への補償ですけれども、聞くところによりますと漁業補償はこの冬の時期に訓練海域で操業した経歴があつて、水揚げの実績に基づいて支払うようになっているというふうに聞いております。訓練海域は、すべて立入禁止というふうに今答弁あつたとおりですけれども、専業漁業者や一本釣り、趣味で魚釣りをする人などを含めて、この海域には出れないということになります。補償は、専業漁業者で操業の実績がある人だけと考えられますので、そのほかの人は補償対象にならないというふうになります。そして、当然水揚げも少なくなるでしょうから、市場・鮮魚商・消費者などにも影響が出てくるというふうに私は考えます。

そこで1番目と2番目、前段・後段で申し上げたことを含めて私たちも防衛省に申し入れたいと思っていますけれども、水俣市も漁業協同組合や、あるいは周辺自治体と連絡をとり合つて情報収集をして、訓練の中止を防衛省に申し入れたらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

なお、鹿児島県知事は、離島の西之表市の馬毛島への米軍空母艦載機、陸上離着陸訓練移転に

反対する意向を防衛大臣に伝えております。こういう世界的な流れも踏まえて対応されたらどうかというふうに思いますけれども、どのようにお考えになるでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 掃海訓練について、訓練の中止を防衛省のほうに申し入れたらいかがかという御質問であったかと思っておりますけれども、現在のところ、訓練中止の申し入れについては、そのような対応について考えておりませんが、漁業協同組合や周辺自治体とともに訓練についての情報あるいはそういった情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 情報収集して、地方自治体にはこれを基本的には権限を与えられていないというのはわかります。漁業協同組合が周辺部の漁協が地先権を利用して、そこはだめだと言えば、それはもう自動的に1つでも出れば多分中止になるんだと思うんですけれども、それはわかります。自治体としても、漁業者の意向をしっかりと調査すると、それを踏まえて対応していただきたいというふうに思っています。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣市水道事業について答弁を求めます。

本山水道局長。

（水道局長 本山浩二君登壇）

○水道局長（本山浩二君） 次に、水道事業についての御質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、簡易水道が市水道に統合されたが、今後の設備投資計画についての御質問にお答えします。

平成24年度から28年度にかけて、久木野地区及び東部地区を対象に、約9億円をかけて大規模な簡易水道統合施設整備事業を実施いたします。平成24年度には実施計画を策定し、平成25年度から28年度までの4年間で施設整備工事を行う予定であります。

上水道区域におきましては、布設後70年以上経過している本市で最も古い第一水源地から古城配水池までの送水管の布設がえを、簡易水道統合と並行して実施する予定ですが、簡易水道統合が約9億円をかけての大規模事業となるため、その間、上水道区域に係る施設更新は必要最小限のものにとどめざるを得ません。

しかしながら、本市の水道事業は創設が昭和9年と古く、施設の老朽化率も高い状況にあり、老朽施設や配水管の更新事業及び施設の耐震化事業は待たなしで行っていかねばならず、簡易水道統合施設整備事業終了後は、おくれを取り戻すために、急ピッチで施設整備を行っていく必要があると考えております。

次に、水道事業の今後の経営見通しについてお答えいたします。

本市水道事業の主たる収益であります給水収益は、過疎化及び少子高齢化に伴う人口減少、大口需要者の環境配慮や経費削減策としての循環水の利用及び各家庭における節水機器の普及によりまして、平成13年度は5億1,000万円ありました給水収益が、平成22年度には4億2,000万円となり、約9,000万円近くが減少しております。今後も、このままの状態では給水収益の減少が続くものと予測せざるを得ません。

一方、費用におきましては、将来にわたる本市水道事業の経営全体の見直しを行うために、平成13年度に第一次、平成19年度に第二次の水俣市水道事業経営方針及び中長期計画を策定いたしました。この中で、新たな企業債発行の凍結による公債費の削減、職員数の削減、動力費及び公用車の削減など、さまざまな供給コストの節減合理化を行い、給水収益の減少を補ってきたところであります。しかしながら、今後は大きな経費節減策も期待できず、さらには簡易水道統合に伴う大規模な建設改良費や維持管理費が発生するため、今後の経営見通しは大変厳しい状況になってくるものと予想しております。

次に、使用水量が8立方メートル以下の使用量ごとの世帯数についてお答えいたします。

平成23年11月分の使用水量でお答えしますと、ゼロから3立方メートルの使用量の方は1,686件、4立方メートルは338件、5立方メートル333件、6立方メートル384件、7立方メートル360件、8立方メートル436件で、8立方メートル以下の計は3,537件であります。割合としては、給水件数1万1,006件の32.14%となっております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問に入りますけれども、市の水道を、例えば長野だとか渡野だとか深川だとか、長野から引くということも費用としてかかるでしょうから、初期投資としてかなりの金額がかかるというのは私も事前に説明受けましたし、そのとおりでんどうと思うんです。

それで、今後9億円近い投資だというふうにおっしゃったと思うんですけれども、それは設備の更新もあるでしょうし、設備投資は一定額必要になってくるというのはよくわかります。それをしないと、安定的に水が供給できないというのはそのとおりですので。それから、赤字になればいいんだということでもないと思います。ただし、現在は、年間約1億円近い経常利益を上げて、純利益になっていますよね。資本繰り入れとして8億円ちょっとの蓄積もあるというのも決算書で出てきています。そういうのを見計らって、これからの設備投資計画というのは、なかなか外から見て、どこをどの年度にどういうふうにしていくのかというのはなかなか物が言えないというか、わからないというのが実情なんですけれども、それはよく検討していただいた上で、今から申し上げます不合理になっている部分についてはぜひ検討していただきたいというふうにするんです。

今答弁ありましたけれども、ゼロから3立方メートルまでの件数が1,686件、4立方メートルが338件、5立方が333件、6立方は384件、7立方は360件でしたよね、8立方メートルまで入れて、今おっしゃった3,537件で、全体の1万1,000件くらいの水栓、水の元栓のうち、32%がこの8立方メートル以下の件数だというふうになるだろうと思います。

それで、基本料金はどうなっているかというところでは基本料金はみんな同じで970円になっていると思うんですね。基本料金は同じで、それに使用料に応じて加算されていく、積算されていくという形になっているというふうに思います。8立方メートルに満たない件数が3,101件、この3,101件の水栓の所有者は8立方メートルに満たないけれども8立方メートルの基本料金を払っていらっしゃるというふうになります。

それで、ひとり暮らしの高齢者がふえておりますし、水道使用についてもできるだけ辛抱しようというのも出てきます。ことしの特に春以降は、もう無駄な電気は使うまい、無駄な水道も使うまい、そういうふうにみんな節約を心がけていますから、使用量については皆さん考えられて、だんだん減っていくということも、まだずっとあり得るというふうに思います。

こういうことから、基本料金のところについての見直し、全体の負担を軽減するというのも必要だと思うんですけれども、基本料金のところで不合理になっている点の解消ができないのか。これについては、事前にヒアリングのときに申し上げていますので、検討されていると思うんですけれども、今すぐできることと、あるいはできないことと当然あるかと思いますが、そういうものを目指して研究するというところで、検討に入るということをされたらどうかと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山水道局長。

○水道局長（本山浩二君） 今御質問がありました基本料金で不合理になっている点ということでございますけれども、基本料金8立方メートル以下の方について、1立方メートルしか使わなかったという方の場合に、8立方メートルの同じ料金を支払うのはいかがなものかという、その辺で不合理だというふうにお考えだというふうにご理解をしておりますけれども、基本料金の8立方メートルと申し上げますのは、これは公衆衛生上の観点から、生活に一定程度の水を使っただけということで付与されているというものでございまして、基本料金といいますのは、固定費の回収、これが最大の目的でございますので、水使用の有無にかかわらず水を使用できる状態にあると、こういう使用者のすべての方に賦課させていただく料金だというふうにお考えいただきたいと思います。そういうことで設定算定されておまして、使用水量8立方メートルに相應する料金ではないということをお了解いただきたいというふうに思います。

それで、先ほど議員のほうから、今後その辺について検討しないかというふうな御質問だった

と思いますけれども、今後将来的には基本水量制の見直しとか、用途別とか口径別とかござい
ますので、その辺も含めまして、時代に即応した本市にとって最も適した公正で妥当な料金体系と
いうのを検討してまいりたいとこういうふうに考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 基本料金の考え方は、8立方メートルについては基本的には固定費だというふうな
発想だと思うんですけども、ただしそう考えると、今度、簡易水道が幾つかあって、市の水道
に統合しましたよね。その統合するに当たって、簡易水道のところで、これだけは少なくとも整
備しておかないと、事業をやっている市水道のほうにはなかなか渡せないということで、一般会
計からそれなりに金額は多かった、少なかったあると思いますけれども、一般会計から簡易水道
の部分を補強するというので、投入して整備した上で渡したじゃないですか。そう考えると、
固定費を含めて全部同じ料金でスタートするという考え方はちょっと私は違うんじゃないかなと
いうふうに理解しています。それも考え方の違いなのかもしれませんが、人が生活する上
で最低限必要なものについては、ちゃんとそれは、それこそ一般会計投入してでもちゃんと整備
すると、使った量についてはそれなりの料金を設定していくという考え方が僕はあっていいん
だろうというふうに思っています。それは考え方の違いですから、いろいろと参考にさせていただ
ければと思いますけれども、用途別のところ、あるいは本市の実情に合った形態でいろいろと研究
したいということですから、これは研究していただくということでこの質問を終わりたいと思
います。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣市の防災対策について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、水俣市の防災対策について、防災にはさまざまな対策が必
要だが平成15年の災害からどのようなことが整備されたのかについてお答えします。

平成15年の災害で課題となった点については、各部門の連携がとれておらず危機管理体制が機
能していなかったこと、日ごろからの災害への備えが万全ではなく、防災に対する意識が低かっ
たこと、連絡体制や参集手段が不十分で初動体制がおくれたこと、気象情報や災害情報の収集や
情報の提供先など把握ができておらず、消防署、警察署、熊本県などとの連携が欠如していたこ
とが水俣豪雨災害検証会で挙げられました。

これらの課題を踏まえて、警戒態制については、これまでの警報発表による待機開始の配備体
制から民間気象会社との連携のもと、独自の基準で待機を行う注意警戒態制の導入を図り、気象
情報などいち早く収集・伝達できるようにしたほか、待機を開始した時点で県、消防、警察に待
機した旨を連絡し、今後の情報の収集、提供など連携がとれるようにしています。

災害時の業務などについても、土砂災害、風水害、地震、火災といった災害種別ごとの対応マニュアルや避難勧告、水防警報、避難所開設、総務班マニュアルなどを作成し、災害時の業務を明確化し、年度当初に担当する職員に対し説明会を開催しています。また、待機班ごとの業務の確認や問題点などの協議も実施しています。

職員の招集体制については、平成15年までは勤務時間外においては、連絡を受けた宿直が職員へ連絡を行っていましたが、平成16年度からは待機基準を超えた場合に、気象情報の提供を委託している民間気象会社から24時間体制で各担当職員にメールが配信され、平成19年度からはメール及び電話連絡が直接入るようにし、自主的な参集を行うこととしています。また、待機班の班長へは、災害用携帯電話を常に携行させ、待機基準を超えた場合には民間気象会社から今後の気象情報の留意点など電話連絡が入るようにしており、この他にも待機時は班員同士で連絡をとり合うなど配備おくれがないよう自宅電話、携帯電話、メールなど複数の手段をもって配備連絡を行うこととしています。各課においても、複数の連絡手段を記載した連絡網の整備や、その連絡網による伝達訓練を毎年実施しており、職員が常に参集できるように台風の接近や週末など大雨になる予想が発表されたときは、全職員に対して庁内電子掲示板を活用し注意喚起を促すようにしています。

情報収集については、気象情報確認用端末を監視しやすいように1つのシステムにまとめたほか、市独自の雨量計を新たに2カ所設置し、現在では、国・県を合わせ市内7カ所で雨量観測を行っています。また、突発的な豪雨に対応するために、時間雨量や連続雨量などが基準を超えた場合に職員にメールで通知されるシステムも導入しています。

地域防災計画については、配備体制、避難所の体制、救助・救出・行方不明者の捜索、災害ボランティアの普及など修正を加え、避難勧告などの発令基準、土砂災害警戒区域の避難警戒態勢などを整備し、新たに追加しました。

防災意識が低かったという点では職員を含め地域においても同様であったため、全市に自主防災組織結成への取り組みを行い、結成を促進させたほか、リーダー研修会を毎年実施するなど地域の防災活動の活性化を図っています。職員に対しても災害をイメージした図上訓練などを行い、防災意識の高揚に努めているところです。このほか、災害対応を円滑に進める上では、近隣自治体を含めた他自治体、民間企業、各種団体などの協力なしでは行えないことから、災害協定の締結を促進しています。

次に、ことしの東日本大震災と原発事故から学び、進んだ対策は何かについてお答えします。

災害は過去に数多く発生しており、そのたびに多くの方々が犠牲となっています。先人の方々は同じ悲劇を繰り返さないように災害を記録に残し、後世に伝えていますが、意識の風化から同じ悲劇を繰り返す結果となっているのではないかと思います。やはり、その地に住み、自然の恩

恵を受けて生活している以上は、自然がどのようなときにきばを剥いてくるのか、過去の災害史やハザードマップなどで確認するとともに、その時々に応じた回避策・予防策を講じておくこと、また、悲劇を忘れることなく後世に伝えていくことが必要であると考えています。

本市においても平成15年に土石流災害が発生し、多くのとうとい命が奪われました。同じ悲劇を繰り返さないために、今回の震災を機に、改めて市全体の防災意識の向上、地域防災を支える自主防災組織の活性化が重要であると考えさせられました。そのための対策として、重要な気象情報などをいち早く正確に、住民の方々へ伝えていくために防災行政無線の保守点検、戸別受信機の交換や新規貸与、来る12月15日よりNTTドコモのエリアメールの開始、熊本県防災情報メールサービスによる市独自情報発信などを図っています。また、自主防災組織について、活動の把握や組織の活性化に向けた取り組みを自主防災組織と連携しながら市が積極的に関与し、進めていっているところです。

今回の東日本大震災では、これまで安全と言われてきた原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ、周辺地域のみならず50キロメートル以上も飛散して、大きな問題となっています。これまで本市において原子力発電所は安全との意識が強く、その対策について考慮されていませんでした。しかしながら、本市の大半が川内原子力発電所から50キロメートル圏内にあり、一たん事故が発生したならば、放射能の影響を受ける可能性があることも認識させられました。今後は、国の原子力安全委員会や県の地域防災計画検討委員会が検討している原子力災害対策についても、県などと連携し、地域防災計画に反映していきたいと考えています。

次に、NHKテレビが報道した東京電力の元副社長の発言は、地域防災では反面教師になると思うがどのように考えるかについてお答えします。

防災対策においては、まず過去のデータをもとにした地域に起こり得る危険、いわゆる災いを正確に把握し、それぞれの災いに対してその対策を講じていく必要があります。本市においても、平成15年の土石流災害について、あのような雨の降り方は二度と起こらないだろうなどと考えることなく、もう一度同じような災害が起こり得るということを前提とした対策などを十分考慮するとともに、それ以外のこれまでの災害や今後起こり得る災害も考慮し、本市の地域防災計画を見直していかなければならないと考えているところです。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 防災に関しては、非常に幅広くて、しかも市役所だけでなく地域住民も関係する、あるいはさまざまな機関だとか行政も関係するというところで、通常の行政一般事務作業よりもはるかに大きなものを抱えている。それだけ人の命がかかっているものだから、大切に取り組むようになっていくというふうになれば、よく理解できると思うんですけども、非常に幅広い対応策が要するというのはよくわかります。

その上で、答弁いただきましたので2回目の質問に入りますけれども、私たち6人の議員は10月に長野県松本市を訪問してきました。なぜここを訪問したかという、防災対策で目覚ましい取り組みが紹介されていた、これを学ぼうということで行かせていただきました。

松本市は、主に地震でした。あそこは台風がそんなにあるわけじゃない、大雨があるわけじゃない、考えられるのは地震だということで、しかも糸魚川、静岡構造線が市の真ん中を走っているということで、渇水確率も30年以内に14%、50年以内に20%、100年以内に40%というふうに文科相の研究会が言っているということで、この対策をされておりました。

この取り組みですけれども、1つは阪神淡路大震災で被災して、今、その教訓と対策を発信しておられるNPO法人の石井さんという方を招いて、役所の中心部分がよく勉強する、同時にモデル地区を設けて、モデル地区で講師になっていただいて学習すると、そういう取り組みをしていました。

それから、第2番目ですけれども、日本火災学会の資料も出していただきましたけれども、阪神淡路大地震のときに自力で建物から出られた人は35%、家族に助け出された人は32%、友人・隣人が28%、これだけで95%になるんです。通行人が2.6%、救助隊が1.7%です。これを見ると、隣近所で、家族の中でどう被災者を救うかということが最も大切だということを火災学会も出してありますし、長野の教訓でも言うておられました。そういう意味では、今部長が答弁された自主防災組織をどう機能させるかが大切だというのはそのとおりだということを私どもも思いました。

それから、平成16年に起きた新潟県の水害からも学んでおられました。ここは、新潟の水害ですけれども、死者・行方不明者203名中124名が65歳以上の高齢者であったということです。それで、18年からは福祉と連携して防災と福祉のまちづくりをしようということで進めてきたということです。これらを進めるために各地域で講座を開いて地域防災力向上を地域福祉計画策定・実施とセットで進めてきたということでもあります。

担当者はこう言っていました。消防は縦線命令で動く、福祉は横線の住民相互の助け合いで動く、これを組み合わせて機能させたいというふうに言うておりました。聞くところによりますと、水俣市でもひとり暮らしの高齢者だとか、そういうような調査は個人情報もあるんだけど、データの蓄積を始めているということを聞いていますので、これも活用するのも一つかと思えますけれども、なるほどというふうに思いました。

それから、こういうような文面もありました。日ごろの地域力が非常時の底力、なるほど、けだし名言だなというふうに私は思いましたけれども、そういうふうに進めてきたんだけど、しかし現実にはうまくいかなかったことがあるんだと、それはヒアリングの中で出てきたんですけれども、防災に対する意識が高まらない、防災組織が機能しない、防災組織の存在を知らない

住民がいる、訓練にマンネリ感があると、こういうのがどうしても出てきた。それに警鐘を鳴らしたのが3月の大震災と6月の松本での地震でだった。

松本での地震は、ことしの6月に発生したらしいんですけども、何と、朝みんなが出勤する前だったと、松本市内は情報を出そうにも市役所から伝達の仕組みがない、外の拡声機もなければ戸別受信機もない。合併した周辺の自治体はそれがあるんだけど、松本市内20万人にはそういう設備がなかったということでした。これが本当に教訓だったということで、今、松本市内でも屋外放送設備と難聴地区への戸別受信機の整備を進めているようですけども、時間がありませんので、かいつまんでいきますね。そこで4点についてちょっと質問をします。

津波と地震は屋外放送で対応できると思います。ただし、大雨と風、台風のときは屋外放送では情報が伝わりません。ですから、難聴地域などには戸別受信機入っていると思うんですけども、戸別受信機を年次計画を立てながら配備していくということを決断したらどうか、これが第1点であります。

第2点目、市役所からの放送も工夫したほうがいい。何とかが発令されただけでは伝わらない、紀伊半島で大きな災害がことしの夏ありましたけれども、川を挟んでこちらの地区は、あと何メートルで川がはらんします。あと50センチメートルまで来ましたという生々しい情報を住民に伝えた。一方のほうは大雨が降っていきまして、はらんする危険がありますので、住民の皆さん避難してくださいと言ったと、どっちがたくさん逃げたかという、生々しい情報を出したほうがたくさん逃げたというデータもあります。

3点目です。幾つかの災害が想定されるんですけども、机上訓練はされているということでした。もっと緻密に机上訓練をずっとされたらどうか。市長はどう動く、副市長どう動く、総務企画部長どう動く、総務課長どう動く、マスコミ対応だれがどうするのか、住民への電話対応どうするのか、そういうのも含めて訓練を繰り返す中で改善していく。

4点目は、住民への啓発なんですけれども、自主防災組織をつくることも必要だと思います。自主防災組織をうまいぐあいに軌道に乗せる上で、この地域ではどういう災害が考えられるんですよということを、具体的に総務課長を中心に地域に出かけて行って住民と一緒に懇談してくる、公民館に集まってもらって、そういう啓発活動も必要なんではないかと、これをやったらいいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

以上、4点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） まず第1点目が、戸別受信機の配布について、年次計画を立てても全戸配布していけばどうかということでした。

さきにお答え申し上げましたように、防災情報を的確に早く伝えるということは最も重要なことであるというぐあいに認識をいたしております。住民情報を確実に伝える上で、水俣の場合、地形的な条件とか、あるいは高齢化が非常に進んでおりますので、そういったことも考えますと、今後戸別受信機について全戸配布ということですが、検討は避けられないのではないかなというぐあいに私、今考えております。

ただ、現在のアナログ方式の受信機でございますが、部品等の製造が中止されるということが見込まれますので、今後はデジタル方式にこれを切りかえていくと、そういった防災行政無線の設備の更新ということも念頭に置きながら、全戸配布にかかわる費用等含めて検討を行っていきたいというぐあいに考えております。

それから、防災行政無線の放送の中身をもうちょっと考えたらどうかということでもございましたけれども、現在、市の防災行政無線で放送を行う場合は、スピーカーの反響というのがどうも避けられないということで、要点を手短に簡潔にまとめた内容でお送りをしております。さらに、それぞれ地域にありますスピーカーを指定して、警戒地域あるいは避難地域などに対する放送も対応しているところでございます。

議員が御指摘・御提案ございました放送の内容について、切迫性であるとか、あるいは緊張感を伝えるような放送内容、受け手にとりましても情報の伝わり方が非常に違いますし、大きく変化をしますので、そういった放送内容については今後、時々々の状況に合わせて検討していかなければいけないというぐあいに考えております。

○議長（真野頼隆君） 残り時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○総務企画部長（吉本哲裕君） それから、机上訓練・図上訓練の実施はどうかということでもございます。これまでも県や消防庁が行っている幾つかの研修には参加し、その訓練を続けてきたところですが、今後においても市長を初め、私ども市職員のスキルに合った訓練を実施してスキルをアップしていくということが必要であると考えております。

当面、災害をイメージするような災害状況を予測して、先々に、先手先手で対応できる能力を高めるような状況予測型の訓練を実施し、できれば全庁挙げて、机上と言われましたけれども、図上訓練というのを実施していきたいというぐあいに考えております。

それから、地域防災力を高めるためにということで、市役所から出向いて行って、そういった住民の意識づけをということでございましたが、御提案いただきましたように、私どもこれまで幾つか要望のあったところについては、地域に出向いて一緒になって訓練を行ってまいりましたが、引き続き積極的に出ていきたいというぐあいに思っておりますし、地域の皆様におかれても、市の情報であるとか技術・ノウハウというのを十分に使っていただきたいと、地域の防災意識の向上に努めていただきたいというぐあいに考えております。市のほうで出ていくことについて

ては、一向にやぶさかではないというぐあいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時46分 散会

平成23年12月7日

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成23年12月7日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時9分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教 育 次 長（浦下 治 君）	選挙管理委員会事務局長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第3号

平成23年12月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 塩崎信介君 | 1 産業と観光について |
| | 2 福祉について |
| | 3 行財政改革について |
| 2 谷口眞次君 | 1 環境モデル都市推進について |
| | 2 観光振興について |
| | 3 防災無線の活用について |
| | 4 教育環境の充実について |
| | 5 選挙投票時間短縮について |
| 3 川上紗智子君 | 1 再生可能エネルギーの活用について |
| | 2 子どもの健やかな成長のために |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、松本選挙管理委員会事務局長の出席を要求しました。

本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、おはようございます。

新政同友クラブの塩崎です。

では、通告に従い、登壇より質問します。市長及び執行部より明確な答弁を期待しております。

なお、先日行われました大川議員の質問と重なる部分がありますが、通告どおり質問をさせていただきます。

1、産業と観光について。

12月3日から東京ビッグサイトで第42回モーターショーが24年ぶりに開催されました。一般公開初日、三菱電気自動車ミニキャブ・ミーブの電気で沸かしたコーヒーマウ喫茶店の前で長い行列ができたそうです。また、日産自動車展示した電気自動車リーフのブースでは、大きな住宅が目をつけたそうです。リーフと住宅の太陽光パネルの間で電力を融通し合う仕組みで、10月に開かれたデジタル家電の展示会シーテックでも展示されたそうです。

水俣でも太陽光発電設備設置世帯がふえています。昼間は太陽光発電による電気で、夜は駐車してある電気自動車のバッテリーからの電気で賄える環境に優しい時代がすぐ目の前に来ていることを感じます。

そこで、下記のことについて質問します。

①、平成23年度一般会計補正予算第6号の中で、誘致企業立地促進補助金2,500万円が計上されているが、事業計画の詳細な内容と誘致した目的を教えてください。

②、株式会社蛍光灯センターの現在の状況を教えてください。

③、海と夕やけが開業して1カ月、営業状況を教えてください。

2、福祉について。

年金、医療、介護、福祉といった各分野の政策において、国・地方の財源の厳しさから、支出抑制が図られてきました。結果、社会保障・社会福祉のひずみ、人々の所得の格差、福祉サービス利用の格差等が拡大するという状況が生まれました。現在の福祉・介護人材の深刻な不足も、こうした財源不足の問題の影響を少なからず受けています。

また、これまでは家庭、地域社会、企業が人々の生活を支えるという面で大きな役割を果たしてきました。しかし、地域社会の変化、経済社会の変化、あるいはグローバル化等に伴い、家庭、地域社会、企業の機能は急速に力を失い、人々の生活を支え切れず、孤立化を生み出すという状況になっています。同時に、単身世帯、高齢者夫婦世帯、ひとり親世帯などが増加し、急激な世帯構成、人口構造の変化も進んでいます。

そこで、下記のことについて質問します。

①、市の福祉政策における社会福祉協議会の位置づけについて教えてください。

②、民生委員、児童委員の活動状況と手当等を教えてください。

③、地域包括ケアの取り組み状況を教えてください。

3、行財政改革について。

地方分権時代の到来により、地方自治体は多様化する市民ニーズや、新たな社会保障制度に対応し、時代に即応した行政サービスを自主的な力により提供する義務が生じました。一方、日本経済の低迷は地方経済にも及び、行政システムの簡素・効率化が求められるという相反した状態になっています。

そのため、地方行政はしっかりとした意思に基づいて行政サービスを選別し、計画的かつ確実に政策を実現させていかなければなりません。また、従来の手法や手順にとらわれず、広い視野と柔軟な発想により、常に業務を改善し、限られた予算と、人員を効率よく行政サービスに投入できるよう努めなければなりません。これには職員一人一人が日ごろから目標を持って業務を行い、その進行管理をしっかりと行っていくことが必要です。その中から、効率性や投入効果等に対して、連続的に検討する目を養うことができると思います。

そこで、下記のことについて質問します。

①、市民の目線で行政を行うとよく聞くが、具体的に教えていただきたい。

②、目標管理制度や提案制度の導入は、職員の意識改革に役立つと思うが、現状を教えてください。

③、接遇対策の一環として、OJT教育を実施したいとの発言があったが、現状を教えてください。

これで登壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業と観光については私から、福祉については福祉環境部長から、行財政改革については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

まず初めに、産業と観光について順次お答えします。

平成23年度一般会計補正予算第6号の中で、誘致企業立地促進補助金2,500万円が計上されているが、事業計画の詳細な内容と誘致した目的を教えてくださいとの御質問にお答えします。

今回、補正予算に計上した2,500万円は、水俣市誘致企業立地促進補助金の交付要綱に基づく補助金であり、誘致企業の立地促進のために交付するものです。

今回の事業につきましては、熊本市に本社を構える株式会社田中商店より、水俣市内に新たな古紙のリサイクル事業施設を建設し、新産業と雇用の創出に協力したいとのお話がありました。

市としましても誘致に向けた検討を進め、新たな立地企業として水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱の要件を満たすものと判断したものです。

事業計画では、工場敷地9,380平方メートル、延べ床面積2,400平方メートルの新工場を設置し、障がい者2名を含む5名の雇用を予定しております。

事業内容といたしましては、水俣市内外で回収した新聞、雑誌、段ボール箱等を田中商店が買い取り、リサイクル素材として圧縮処理をし製紙工場へ販売するものです。初年度に2,500トン、3,750万円の生産を計画されております。また、可燃ごみとして処理されているアルコール飲料の紙パック容器のリサイクルシステムについても考案中とのことで、実現すれば九州で初の取り組みになるとのことです。

次に、誘致の目的につきましては、今回の古紙リサイクル事業は、市民の衛生状態の改善、利便性の向上、ごみ処理経費の削減、クリーンセンター施設有効活用や、新たな事業展開が図れるなど、さまざまな観点から本市にとってメリットが大きいことから、去る9月26日に真野議長立ち会いのもと、水俣市と株式会社田中商店の立地協定を締結したところです。

また、今回、みなまたエコタウンが古紙のリサイクル施設という新たな内容を得たことにより、たくさんの見学者が水俣を訪れ、経済効果が生まれ、水俣市の活性化につながっていくことを期待しているところであります。いずれにいたしましても、今回の企業の誘致は本市の経済の振興、雇用の確保などに寄与いただけるものと考えております。

次に、株式会社蛍光灯センターの現在の状況についてお答えします。

株式会社蛍光灯センターは、昨年5月に行われた住民説明会で、同7月に工事着工、7月中旬に機械の導入、8月16日には工場を稼働したい旨の事業の説明をしておりました。その後、融資などの関係上、計画がおくれ出したこともあり、本市としましても、随時、同社に連絡をとり、情報収集に努めたところであります。本年10月には、再度、蛍光灯センターから立地に向けた具体的な融資等の相談を数回受けており、工場の操業に向け準備が進められていると認識いたしております。

また、廃棄物処理に関する県知事の許可手続につきましては、熊本県廃棄物対策課に問い合わせましたところ、昨年10月に同社より事業計画書の提出を受けたので、修正が必要なところを指示したが、その後、再提出があっていないとのことです。県としてはいつでも書類提出があれば審査をする準備があるとの回答でありました。市としましても、引き続き厳正かつ慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、海と夕やけが開業して1カ月たったが、営業状況はどうかとの御質問にお答えします。

湯の児海と夕やけ様にお聞きしましたところ、宿泊につきましては、当初の1カ月の目標であります1,000名を超えており、また、宴会の利用が予想より多く、来年3月までの目標をこの1

カ月に到達しているとのことでした。

しかし一方で、料理を出すタイミングが悪かったり、温泉の温度調整がうまくいかず、お客様に御迷惑をおかけしたこともあるとのこと、従業員一同、お客様にしっかりしたサービスを提供していかなければならないということもおっしゃっていただきました。本市としましては、引き続き、本市の観光振興にプラスになるようにアドバイスを行っていきたくと考えております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 2回目の質問に入りますけれども、その前に、一言お断りといえますか、今回、田中商店さんのお話、株式会社蛍光灯センターの話、海と夕やけさんの話ということで質問させていただくんですけど、これはあくまでも私が反対ということによって言うことじゃなくて、市民の方から、いろいろそういう心配されているということがありまして、期待の裏返しということで、私も市民の負託を受けた立場からお話をさせていただくということで、私自身はすごく応援しているということを理解の上、質問に答えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ではまず最初に、田中商店の件ということですけど、今、市長から御説明いただきましたけど、一応、今、現状ということで確認の意味も含めて、今どういう状況で処理をされているかということですけど、もともと川端商店というところが随意契約という形で、古紙のリサイクルと、こういうことで回収業者としてやられていたわけですけど、古紙として3つに分けてありまして、新聞、チラシとそれと雑誌、それともう一つ段ボールという形で分けて、平成20年ごろまでは川端商店でやられていたと。その後、川端商店がいろいろ事情がありまして、入札という形で回収業者の6者の入札によって、現在に至っているということで、3カ月に1回ずつ、相場価格に合わせて入札をやっているという現状になっています。

そういう中で、平成22年11月17日付で、水俣市に対して古紙類等に関する新規リサイクルシステムということで、田中商店から提案があったと。この内容としましては、今のそういうシステムを現実やっておるわけですけども、それから今、水俣市で分別をしますと、環境クリーンセンターまで持ってくるということで、その後はですね、きのうも田上副市長が言われましたけど、入札をされた方が、問屋さんのほうで取りにきてもらって、入札価格で出しているということなんですけど、今後は、田中商店に一括して集めるというふうな提案があつていまして。その中で、購入価格も一般紙問屋買い入れ相場価格とさせていただきますということまで書いてあるというのが提案書にあります。

その後ですね、平成23年3月24日に水俣市と田中商店の間で資源物、紙類の売り払いに関する覚書ということで、これもここにありますが、これもここにはありませんけれども、要するに、今言いますように、水俣市内に中間処理施設をつくって、そこで一括して処理をしますという形での覚書が取り交わされております。その後、23年9月26日に、先ほどお話ありましたように、

議長立ち会いのもとで、環境に配慮した工場等の立地に関する協定書を取り交わしたと。その後、今回の平成23年度一般会計補正予算の中で、誘致企業立地促進補助金2,500万円が計上されていると、こういうふうなところが、今までの流れということなんですけど、ここで質問ということで、2次質問をさせていただくんですけど、ちょっと数が多いものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1つは、こういう田中商店さんから出されました提案なり覚書とか、こういうやつが出されておるわけですけれども、そのときにほかの関係する回収業者さんにすべて情報は何も出てないということで、回収業者さんが非常に御立腹されていると。この回収業者さんにそういうふうな情報を流す、話をされたのか。されたということであれば、内容をお聞きしたいと。もし、されなかったということであれば、なぜしなかったのか、それを教えていただきたいと思います。

2番目としましては、今、問屋価格ということで、平均して大体9円から10円ぐらいということですね、問屋価格が。今、水俣の場合は非常に異常な状況といいますか、値段がもう上がってしまっていて16円から17円という形で買われていると。だから、田中商店さんも一緒なんですけど、要するに相場価格より高く、極端な話、7円ぐらい高く買って、売るときには7円ぐらい安く売っているということで、もう赤字覚悟でやらざるを得んという状況に来ているわけですけれども。

そういう中で、今、現在、23年度の12月ということなんですけど、23年10月から12月までの間は、新聞、チラシは白井商会さん、雑誌と段ボールは田中商店さんということで、これが大体16円から17円ということで取引されているわけなんですけど、この協定書とかいろいろ見てみますと、要するに相場価格で買いますよという書き方がしてあるわけですね。そうなると、今まで17円で買われていた田中商店さんが、10円で買えるという状況になれば、今までその分入ってました市に対する収入がやっぱり減るわけですね。その辺の金額は非常に大きいんじゃないかという気がします。メリットというのは、それも理解された上でのこういうお話に乗られたのかどうか教えていただきたいと思う。

3番目としまして、中間処理施設ということで書いてあるんですけども、内容的にはプレスするだけというふうな感じで私は受けとったんですけど、具体的にはその中間処理施設というのは何をされるのか教えていただきたいと。

あと、事業計画ということで出されているのがありまして、ここに立地企業概要ということで、御存じだと思うんですけど、こういうのがありまして、それにいろいろ書いてあります。その中で、4番目として、投資額が6,486万3,000円ということで書いてあるんですけど、内訳を、例えば機械は何を買うとか、そういうのは全然書いてないものですから、これはわかる範囲で教えていただきたいと。

5番目としまして、今お話がありましたけど、従業員さんは5名ということで、障がい者の方も2人ほどおられると。1人は元リプラ・テックにおられた方という話なんですけれども、その中にもう1人、田中商店の息子さんという方が1人入られると。これは信憑性はちょっと私もわからないですけど、その田中商店の息子さんは、もともと田中商店に勤めておったというふうな話を聞けば、じゃあ、本当にこれは従業員として5人ですね、確認されているのかどうか、そこをお聞きしたいと。

もう一つは、6番目として、生産数量は2,500トンという形で書いてあります。きのうからのお話の中で、田上副市長が言われたんですけど、今、水俣で出る古紙の全体量が1,000トンと。今、環境クリーンセンターで取り扱っているのは800トンということで、1,000トンがそのままいったとしても、この数量の差の1,500トンというのは、どこから来るのか、この辺がわかれば教えていただきたいと。

もう一つ、7番目としまして、水俣市企業立地条例ということで、これ見てみますと、いろいろ条文がありますけれども、第1条としては、工場の新設または増設ということで立地条例にかないますよと。第2条として、その中での意義ということで、最後の5番目に、「工場等の増設とは、市内に既存の工場等を有する者が、生産能力などを増加させるため、工場等を拡張することをいう」ということで、これに合致した場合には、企業立地条例に合ってますよということだと思んですけども、きのう田上副市長の発言の中で、田中商店は古紙は別事業であるというふうな発言されたわけですけども、市長のほうも、新たな事業として、田中商店の古紙リサイクルを認めたと。ところが、先ほども言いましたように、古紙に関しては、田中商店はもうずっと前から、平成22年の7月から入札業者としてずっと現在まで来ているわけです。そういう中で、新たな企業というか、新たな業者に認定したというふうな発言をされておるわけですけども、この生産能力を増加させるということの内容は、2,500トンに対して、1,000トンから2,500トン、1,500トンふえたから生産能力が増加したというふうに判断をされたのか、それとも2,500トンの、この1,500トンというのは、何を根拠にこの数量を認められたのか、そこを教えていただきたいというふうに思います。

以上、今回、田中商店の件は7件ですね。

次が、蛍光灯センターの話をさせていただきます。

今、蛍光灯センターは9月議会での高岡議員の質問がありまして、行政というか執行部側の返答があったんですけど、非常に不明確であって、よくわからないということがあって、私もちょっと納得いかなかったこともあるし、それと私の知り合いの息子さんも、13人採用された中の1人にいたんですけど、現在は解雇されたという形で、非常にその方も期待しておったということで、私も私なりにちょっと情報を仕入れてみました。

まず、熊本県内に処理業者があるかどうかということで、これは高岡議員も9月議会であるということと言われたんですけど、これはもうあります。これは株式会社和泉商事リサイクル事業所という、本社が熊本にあって、工場は八代にあるということで、ここは廃蛍光灯専門の処理業者と。今、人吉、菊池、合志、大津、荒尾、八代、牛深、水俣、県外からも搬入しているということでお聞きしております。

工場は二交代で、定員としては、正社員が2人、派遣社員が4人でやっている。処理能力としては50%程度と、非常に能力はまだ余裕がありますよと。その分だけ採算が余りとれないというか、とんとんといいますか、そういう状況で営業されていると。

クリーンセンターのほうの状況はといいますと、非常に発生量は減っている傾向にあると。ちなみに平成20年度は7,870キロ、平成21年度は6,845キロ、平成22年度が5,630キロと、23年度もまた減るような傾向にあるということで、クリーンセンターからの情報で教えていただきました。これは今、キロ80円を払って、八代のこの和泉商事のほうで処理をしていただいていると。あと、サワヤさんのほうにもちょっと確認はしましたが、これは宮本市長が工場を見にこられたということでお聞きしてはありますが、非常に今、赤字経営覚悟で蛍光灯の販売をやっておると。3人雇用をしているけれども、今、先々のことを考えて非常に不安だというお話があって、最後に和泉商事の社長さんと直接お話しさせていただきましたけど、水俣で事業はもうそれは事業にならなると、そういうお話をされておりました。

それとですね、事業者が今、先ほどもお話ありましたように、社長さんどこにいるかわからないとか、県の許可に関しても、修正を出しなさいということをお願いしているけれども出てこないということで、事業者としても非常に大丈夫なのかなというところがあるもんですから、ここで、質問を1つですね、八代市に処理場は存在するのに、何を根拠に事業化できると判断されたのか。もう一つは、今のこういう現状、私の知り合いの人の息子さんが入ったということもあるもんですから、今の現状を市民にどう説明されるつもりか、この2点をお聞きしたいと。

あと、3つ目ですけど、海と夕やけの現状で、いろいろお話しされました。これは私も、ある人から、副支配人の方が脳梗塞で倒れられて入院しておるというお話を聞いて、それで、じゃあ、ちょっと行ってみようということで、海と夕やけに行かせていただきましたけど、その前にですね、インターネット等で、利用された方の投書があって、いろいろいいことも悪いこともあるんですけど、今の現状をあらわしているのが1つあるなということで、ちょっと御紹介したいと思って、お話ししますが、湯の児頑張れという形で、2011年の11月6日に投稿されたということで、読ませていただきます。

きのう、湯の児温泉海と夕やけに行ってきました。三笠屋の跡ということで、とても期待して行ったのですが最悪でした。1つ、今どきテレビのBS放送がない。野球が見れなかった。2つ、

部屋までの案内がなかった。部屋の設備は不明。3番、露天ぶろは故障で入れない。朝は直ったということです。4番目として、部屋のサービスということで、お茶葉がないし、お菓子がなかったということです。5番目として、夕食会場がわかりにくいと。フロントに聞いたら説明が不十分と。あと、夕食がいまいち、イタリアンのバイキング、スパゲッティとあといろいろハムがあったけれども、よくわからなかったと。従業員の方は一生懸命にされたんですけど、プロとしての勉強が不足しているんじゃないかと。朝もバイキングでしたけれども、大した食材もなく、これでこの宿泊代金は余りにも値段が高過ぎると。同県人としてもっと他県の観光サービスを見習ってほしいと、こういうことで、きつい御意見等があったということで、私もちょっと気になったものですから、行きました、支配人とお話をさせていただきました。

支配人が言うことには、ここのホテルはリゾートである、リゾートホテルですよと、旅館じゃありませんと。言われるとおり、料理のニーズが合わずに苦情が多かったと。従業員の接客が悪い、これは今教育をしながらやっているということで、これはもう支配人さん、認めていらっしゃいました。

それで、事業計画の中では、30人でやりますということで書いてあるんですけど、実際は20人ぐらいで、それも研修は受けたけれども、もうほとんど素人さんがやっているということで、こういうふうな苦情があったということですね。

ここで1つ質問をさせていただきますけど、今の現状が続けば、湯の児温泉のイメージがダウンすると。まだ1カ月もたっていないのに、そういう状況ということで、もともと補助金5,000万円を出すということは、湯の児温泉の活性化という大義名分があったわけですけど、じゃあ、果たして今のままで市民の納得が得られるのかどうかお聞きしたいと。

もう一つですね、素人さんの従業員というふうに書いておるんですけど、一応、研修は受けましたということですけど、大変苦勞されていると。この中で協定書の中で、第8条に、健全で明るい職場環境の確立と、適正な勤務条件の保持に努めるということで書いてあるわけですね。これにちょっと違反するんじゃないかなというふうな気がするんですが、これについてはどうなのかということ。

3番目ですね、11月1日に一生懸命オープンを急いだというふうには私にとらえておるんですけど、まず、行政からのいろいろ圧力もあったと。これはもう支配人さんが言ったということではなくて、いろいろ私のほうの耳に入ってくるころからすると、そういうのがあったということで、何で11月1日にオープンをしたのか、その理由を教えてください。

あと、今後ですね、こういう状況の中で、行政としてどういう支援をしていかれるのか、そこをお聞きしたいという、この4点をですね。

きょうは数が多くなって、もう時間足らんのを覚悟の上でやっていますので、よろしくお願ひし

ます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 済みません、先ほど私の名前を指名されていまして、私のほうから第2質問の回答をさせていただきたいと思います。

本当にたくさんありまして、少し的を外さない答弁になるかと思っておりますけど、その辺はよろしくをお願いします。

田中商店の件ですけれども、まず、田中商店から提案されたが、他に情報が出されていない、なぜか。そうでなかったら、なぜかということでございますけれども、先ほども市長の答弁にありましたように、田中商店から提案が出されて、こういう中間処理の事業をして、そういう市の環境施策に資したいということで提案されたということだったんですけれども、ただ、立地に向けて、なかなか現実性があるかということで、我々としても十分検討したところです。ただ、その中で、他の事業者と協議しながらやっていくのが、今考えるとやっぱりそういうのも必要じゃなかったかなとは考えております。

ただ、実際本当に田中商店さんが言われても、いろんな提案をされるのはたくさんあるんですけれども、実際本当にそれができるかどうかというのは、なかなか難しいことかなと思っているんです。例えば、こういうことで事業をしたいというけれども、実現までこぎつけるのは、かなり時間と体力と、それで資金面がございまして、ある程度明らかになってから、他の業者の皆さんにもこういうことで田中商店さんがやりたいということで説明したほうがいいんじゃないかということで、現場としては考えていたということでございます。ただ、塩崎議員が言われるように、事前にそれはやはり、私が考えるには、少しやっぱり皆さんの御理解を得る必要もありますので、事前に協議というものはしていたほうがよかったのかなというふうに私は今考えております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 今の回答では、ちょっと納得できないです、私は。私は何でほかの回収業者さんに説明をしなかったのかと、説明をしなかった理由を聞きたいわけですよ。理由があつて説明しなかったわけですから、要するに、後からそうすればよかったということでは、ほかの回収業者は納得しないわけで、1年前、22年11月17日にこういう提案があつていると、その時点で何で話が出なかったのか。田中商店以上のもっと技術を持っているところがあつたかもしれません。こういうことですから、よろしくをお願いします。

○議長（真野頼隆君） 今の質問に、なぜしなかったのかという、その理由というか、答えられる範囲で答弁してください。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 我々も担当の者にも聞いたんですけれども、まず、それが実現するかどうか分からない、ただ提案事項であったということで、提案事項を皆さんにお知らせするには、逆に言えば、実現するかわからないということがあったんで、ほかの業者さんにかえって混乱を招くんじゃないかということも考慮して、お知らせしなかったということと聞いています。
（「え」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） それはもう、おかしかったら、3次でまたやってください。今はそういうふうに副市長は答えたわけですから。

○副市長（田上和俊君） それから、問屋価格の件で、問屋価格は今、キロ9円、10円という換金をしておりましたが、実際、大阪市場の、新聞にも出てますけれども、今キロ9円というふうになっています。実際、売買価格が16円、17円になってます。この開きというのは、やはり、今入札された人が、私は損をすることは考えてないです。中間業者の問屋さんが、多分、なりわいでやっておられますので、マージンを取られて、その問屋価格で引き取るんじゃないかと、16円、17円にある程度上乗せして多分売っておられると。実際9円と16円の差、例えば7円とありますけれども、これについては、今後、問屋価格に戻れば、市の歳入は減っていくものというふうを考えております。

それと、3番目の、中間処理業というのは、どういうことかということでございますけれども、議員おっしゃったように、プレスするだけというふうにありますけれども、基本的に古紙は今クリーンセンターのほうに集められておりますけれども、その中で計量、プレスですね、保管、これが大体中間処理業と私も考えております。今、市内には、紙を扱っているところは、プレスを規模的には小さいんですけど、1社ということでございます。

それと、田中商店さんの息子がその中に入っているか、今度、操業されるときに5人という雇用が発生しているけれども、その中に田中商店の息子さんが入っているけれども、これはカウントしてあるかということでございますが、基本的に5人という形で、内訳までは私たちもちょっと聞いてないんですけれども、ただ、もしそういうことであれば、実際、今の会社をやめられてというか、移られて、そういう形で雇用をするという形になると思います。

それと、企業の立地計画の中で、いろんな金額が出ているけれども、それは内訳はどういうことかということでございますけれども、基本的には、まだ立地の提案書でございますので、その内訳の機械が幾ら、例えば、計量台が幾らとか、そういうことまで細かいところまではこちらのほうは把握しておりません。

それと、6番目ですけれども、水俣の古紙については1,000トンぐらいと。2,500トンということで計画が出ているけれども、その差額はどうかということでございますけれども、今、田

中商店さんの計画は、古紙以外に、例えば酒パックとか、あといろんなそういうのを計画されているようです。酒パックは、熊本県内でも7,000トンから8,000トンの排出があるということですので、その例えば一、二割、水俣に集められたら、量的には十分じゃないか、これは熊本県だけではなくて、鹿児島県もございますので、そういう形で集められるというふうに聞いております。

それと、水俣市の企業立地条例、今回の条例に基づいた支援というのは、同じじゃないかというか、新たな事業じゃないんじゃないかという話なんですけれども、これは私がきのう申し上げましたのは、事業としては新たな事業というふうに考えております。事業というか、以前やられたのは、びんのリユースの事業がまず1つですね。新たな事業というのは、それと別の事業という。わかりますかね。結局、事業としては別ですよ、新たな事業を今回起こされるんですよという意味の、新たなという意味で、少し私の説明の仕方が間違っていたかもしれませんが、そういう意図で新たなという形でとらえております。

それと、蛍光灯センターの件ですけれども、熊本県八代市に、和泉商事という今お話がありましたけど、確かに和泉商事があります。それは蛍光灯を回収するという業務をされておりますけれども、今回の蛍光灯センターにつきましては、回収もありますけれども、蛍光灯を売っていくという事業もあります。確かに和泉商事さんがやられてまして、ずっと続けてられますので、事業としては私は成り立っているものだと思いますので、新たに事業を始めるとなると、少しやっぱり競合するところあるかもしれませんが、蛍光灯センターとしては、十分、生産性を考慮して立地されるということですので、収益的にも確保できるものと考えております。

それと、市民にどう説明するかということなんですけれども、言われましたように、なかなか、もう、一応したいということで申し出があつてから、大体2年ぐらいたっております。今、何がおくれている原因かといいますと、さっき塩崎議員が言われましたように、県の廃棄物対策課に許可申請を行われまして、項目が非常にたくさんあるんです。それと、非常に水銀を扱うということで、県としても半年か1年ぐらいはもっと見ていかないと、なかなか許可までは難しいということをおっしゃっていました。

その中で、6項目について、まだ十分こちらのほうに県としてもしっかり書類も含めて出されて、これは何かといいますと、施設設置に係る事業計画書、それと施設配置図、処理能力を明らかにする書類及び図面、それと、処理工程図、構造基準及び維持管理基準に対する対応状況を記載した書類、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類、この6点ということになっています。これは今言いましたように、非常に難しい案件ですので、少し時間を要するかなと私は思っております。それと、やっぱり資金面もございますので、資金の問題も今、十分検討、対応されているということで、少しおぐれてきたと私は聞いております。

それと、市民にどういうふうに説明するかということですが、これはやはり今、答弁しましたように、事実をはっきりきちんと何らかの時点で、例えば、これが県のほうでしっかり内容を審査されて、それで承認された場合には、そういう形で説明しなきゃいけないなと思っています。それと、その後、例えば内容審査があって、その後、市町村からの意見聴取がございます。それもさらに済みますと、今度は事前協議に入ります。これは事前協議というのは、今までの説明に対する要望・改善事項をしっかりとお伝えする事前協議でございます。それと、工事着工届、工事完了届、完了検査、これを終えて初めて産業廃棄物処理業の許可申請、それと、許可ですね、得られることで、すごいまだこれから何カ月も、もし、ここで通ったとしても何カ月もかかりますので、その時点である程度見きわめて、市民には説明しなきゃいけないなと考えております。

それと、海と夕やけの件でございますけれども、私たちがインターネットを割と調べておまして、今、議員おっしゃったことも、多分どこかのインターネットにあると思いますので、その辺は後で教えていただきたいと思いますが、くまナビで我々が見たところでは、余り批判的なことは一件もなかったということで確認しております。ただ、議員おっしゃるように、テレビのBSとかイタリアンとか、それはそれぞれのお客さんのニーズでかなり変わってくるなどは考えております。我々も東京出張なんか行ったときに、例えば我々の好みで泊っていきますので、少しその辺は、その方がどういう好みかということに影響すると思いますけど、塩崎議員や私たちの年になると、やはり畳とか、そういう部屋のほうが好む方が多いと思いますけど、そういう方はやはりこういうイタリアンとかそういうふうなのは、少し難しいかなと思います。

それと、プロとしての勉強が足りないのではないかとということで、確かにそうだと思います。この海と夕やけについては、新たにリゾート会社が別の会社をつくって発足したものですから、なかなか旅館とかホテルの経験ございませんので、その点については、支配人等々も非常に申しわけないということでは言われてました。今後、いろんな体制を変えながら、勉強しながら、やはり市民とかお客さんに喜ばれるようなことで前向きに検討して改善していきたいということで、ぜひ応援をお願いしますということでございました。

それと、当初の計画は30人で今二十数名ということで、もともと立地のあれには当てはまらないんじゃないかということでございますけれども、基本的には、今回の雇用については10名以上となっていますので、十分幅はあるということを考えていますけど、ただ、確かに何名かやめられているんです。これは過重労働だと聞いています。実際ホテルの中の宿泊の仕事をした後に、宴会なんかかぶった形でされているということです。これについては早急に改善したいということをおっしゃられていました。ただ、なかなか人が集まらないということです。ぜひ、海と夕やけのよさをPRしながら、従業員も確保できるようにやっていただきたいなと思います。

それと、何で11月1日にオープンなのかということをございますけれども、11月1日というのは、向こうのほうから11月1日にぜひオープンしたいということで、我々は決してプレッシャーも与えてないし、できれば余りそんな11月1日にこだわらないで、少し余裕を持ってしたほうがいいんじゃないかという逆に御意見を差し上げました。ただ、海と夕やけとしては、ぜひ11月1日にオープンして、それから改善して正月のシーズンの中で、本当にいいサービスができるような形で持っていきたいというふうにおっしゃってありました。

ただ、今後、どういう計画なのかということをお聞きしましたところが、実際は、こちらの手前のほうは洋館というか、ホテル形式のベッドにしていましたけど、奥のほうはまだ畳だけなんです。やっぱり今お客さんに喜ばれるのは、ベッドタイプだそうなんです。1月、正月過ぎて、10日過ぎに、少し10日ぐらい休ませていただいて、その2階と3階の部分、計12室あるんですけども、それについても変更したいということで、少し休業となるけれども勘弁していただきたいということでございます。だから、本当に我々としても、積極的にそういうことで、湯の尻全体にも溶け込まれようとしていますし、企業努力もされているのかなと思っております。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、塩崎議員の御質問に対しまして、塩崎議員の第2の質問をお聞きしながら、塩崎議員のお気持ちを十分受けとめさせていただいたつもりでおります。繰り返しになるかもしれませんが、そういう塩崎議員のお気持ちを十分受けとめながら、私なりの思いを述べさせていただきたいと思っております。

きのう大川議員の際にも申し上げましたけれども、まずは田中商店の誘致につきまして、今、非常に混乱を招いておりますし、議員の皆様方に対しまして、納得のいかない状況をつくり出しているのではないかと思います。そういうことに対しまして、まずもっておわびを申し上げたいと思っております。

昨日の大川議員に申し上げまして、少し触れさせていただきましたけれども、市内から回収されました紙類は、御案内のように環境クリーンセンターに持っていかれると。それを関係の業者の方で入札にかけられて、その後、熊本の取引先の業者がとりに来られるという形で、処理をされていると、そういう状況の中でございまして、田中商店からそのような状況の中に、古紙類等に関する新規リサイクルのシステムについてという提案が出されました。

私はその提案書を見させていただきながら、きのうも申し上げましたけれども、幾つかのメリットを考えました。まず、第1番目は、ゼロ・ウェイストのまちづくりに合致しているということをございました。ゼロ・ウェイストの趣旨でありますとか、あるいは行動計画でありますとか、それに合致していると、本市が望む循環型社会の構築のために、そのことは望ましい形であるというのが第1番目でございました。

そして2番目に、これまで古紙の計量でありますとか、処理でありますとか、あるいは保管等にクリーンセンターの事務や経費が軽減されるのではないかとというのが2番目でございます。3番目は、古紙類の保管が不要になります。そして、ストックヤードがあきます。そのあいたところに、これまで燃やしておりました草木類あたりを持ってきて、これを堆肥化すると、そういうことも可能になるのではないかと。あいたところに草木類を持ってこれないかということも考えました。

それから、きのうも申しあげましたけれども、固定資産税の税収があるということ。それから、これまで塩漬けになっておりましたリプラ・テックの跡地に新たな収入が入ってくる、使用料が入ってくるという、収入の面からの利益も出てくるのではないかとということもございました。それから、先ほど言われましたように、新規雇用が生まれる。お1人の方がというようなお話もございましたけれども、そこは押さえておりませんでしたけれども、新規雇用が生まれる。そして、田中商店のお話によりますと、今後も障がい者の方々、あるいは高齢者の方々、そういった方々の雇用にも力を入れていきたいと、雇用増を考えているというようなお話もございまして。これはおっしゃっただけですから、わかりません。さらには、古紙だけではなくて、先ほども申しあげましたように、酒パックでありますとか、あるいは紙パック、布リサイクル、そういったところまでもぜひ手がけていきたいというお話も承っているところでございます。

これらの考えとともに、新規立地として補助金の対象になるのかというようなことも、随分庁内でも検討させていただきまして、今回の判断に至ったわけでございます。ただ、議員おっしゃいますように、今回、私どもは、私が中心にももちろんなりますけれども、厳しく反省しなくてはならないというのは、提案書が提出されたときに、なぜ皆さん方に知らせなかったのかということにつきましては、その時点で関係者の方々に説明をすべきではなかったか、その点については本当に申しわけなかったと思っております。それは今副市長が申しあげましたけれども、そういった諸事情によりまして、やらなかったということは大変申しわけなく思っております。そういうものも含めまして、今後は業者の方々に経過を説明して、そして理解をしていただける努力を今後させていただきたいと思っております。

それともう1点は、一般廃棄物処理業の許可を得られた方が今後出るということであれば、もちろん覚書にも記入させておりますけれども、一般競争入札になるというように考えております。いずれにいたしましても、今御指摘いただきました部分を引き続き御指導いただきながら、頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 今回私が取り上げたというのは、まず、補助金を出すということは非常に大きなことであって、田中商店さんも一緒、海と夕やけさんも一緒です。これはやっぱり市民の税金と

ということで、非常に貴重な金であるということからすれば、行政は出すということで、まだ出されてないと思うんですけど、出すということでそういう話をされているということは、それなりの責任を持って市民の方が理解していただけるような使い方をしていただかないと、今言われた、22年11月のそのときに言えばよかったという、今さら言われても、それは取り返しつかんわけですよ。だから、ほかの業者さんは、そのときに言ってもらえれば、我々も補助金がかかるならできたというのはあるわけですよ。そこが道義的に許されんわけですよ。だから、本当に行政として民間の企業を支えていくという考えでやっていくのか、全然それが見えないわけです。今さら市長から謝られても、それは市民は納得しないわけですよ。これで補助金を出さないということであれば、私は何も言いません。それは田中商店さんなり、海と夕やけさんが頑張っていたいで、それで進めばそれでいいと思うんですけど、もう要するにその予算は一応通っていると。今回の田中商店はこれから審議されるわけですけども、今の流れでいくと、またそういう状況になりかねないということであって、その辺に対して非常に市民の方は不安があるということ。

水俣電子という会社があるんですけど、あそこも非常に厳しい状況で、もう何か今年度中にどうのこうのという話もあって、従業員の方も、今、一応休業ということになっているということを知れば、そういうお金を使うところの優先順位が違うんじゃないのと。確かに、田中商店さんはエコタウンという形で、エコタウン企業ということで、一生懸命頑張っておられるのは認めています。びんに関しては一生懸命やられていますという、それはわかりますけど、要するに、一生懸命やっても、そういうふうな助けが欲しくてももらえない人が結構あるわけですよ。だから、その辺が水俣市全体を考えたときに、どこに目が向いているのかというのが、ちょっと私は見えないものですから、もう時間がないものですから、最後に市長に、じゃあ、今後ですね、その辺に対して、どういう考えで取り組んでいかれるのか、そこをちょっとひとつ教えていただきたい。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 済みません、今の塩崎議員の第3の質問、その前に、ちょっと御説明したいと思いますけれども、まず、今、水俣電子さんの話が出ましたけれども、皆さんが誤解されるとまずいで、ちょっと今しますけれども、確かに水俣電子さんもそういう立地関係の優遇施策をこちらのほうに申し出がありまして、我々も何とかしてそれはかなえたいということで、大分検討いたしました。

その中で、一番問題なのが、条件の1つに雇用を発生するというのがあるんですよ。例えば雇用を発生するというのはプラスになりますよね。ただ、水俣電子さんの場合は、一つの部門をやめられて、ある部門をつくられるということで、雇用が逆に減った形になったものですから、ど

うしても、ここの部分が整理できなくて、我々も向こうに行ったり来てもらったりしながら、1年かけて検討したんですけれども、さらに、いろいろ何とかしたいと考えたんですけれども、雇用の発生というのが本当にもう見込めないということでしたので、申しわけなかったけれども、断念していただいたのが現実でございます。それと、我々としても、そういう何とか出す方向で常々考えておりますので、もしそういう機会がございましたら、ぜひ御紹介いただきたいと思っております。

それと、先ほど、海と夕やけの今後のスケジュールなんですけれども、これで我々としては本当にうまくやっていただきたいというのがもちろんのことですけれども、1月10日過ぎに休業して、またやりかえるという話を先ほど答弁で御説明しましたけれども、実は何とか休館をしないで、向こうのほうの島に近いところは改造しながら、何とか保っていきたい。全面休館は何とか回避したいということで、今検討されているということですので、少し間違った答弁になりましたけど、よろしく願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後どうするかということでございますけれども、私は、今回の反省事項として、個人的には水俣市全体を見ていくのに、情報が足りなかった部分があったのではないかなというような反省をしております。今、いろんな形で企業の訪問させていただきながら、企業の状況を見せていただいております。情報を的確につかむように努力をしていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、福祉について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 福祉についての御質問にお答えします。

まず、市の福祉政策における社会福祉協議会の位置づけについてお答えします。

水俣市社会福祉協議会にお聞きしましたところ、同協議会は、昭和28年4月1日に設立し、昭和47年3月24日に水俣市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法人水俣市社会福祉協議会として法人認可されました。また、社会福祉法では、市町村社会福祉協議会を地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけています。

水俣市社会福祉協議会の事務局は、総務班、地域福祉班、在宅福祉班、生活支援班の4班で構成され、総務班は法人運営を受け持ち、地域福祉班は地域福祉活動等の啓発、育成及び支援を実施する中、地域の中では地域リビングの拡充や、それを支援するふれあい活動員の資質向上に成果を上げています。また、民生委員、児童委員や婦人会、老人会、各障がい者団体等関係団体と

の連携や支援等を推進しておられます。在宅福祉班は、高齢者や障がい者の生活に必要、かつ利用しやすいサービスの提供を実施されています。生活支援班は、個々のニーズに合ったきめ細かいサービスのマネジメントや関係機関との調整等の総合相談等を主な業務とされています。その中で判断能力が不十分な人に対して生活支援をする権利擁護事業、さらに、今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加する中、財産の管理や必要な契約への支援を行う成年後見制度が非常に重要な事業になっていくものと思われます。

本市からの委託事業として、平成23年度は、障がい者訪問入浴サービス事業、認知症施策総合推進事業、水俣市後見推進事業など8事業、3,900万円を受託いただいています。このほか、社会福祉協議会が行う重要な活動として、被災者への支援があります。3月の東日本大震災においては、被災地社協もボランティアセンター運営や避難者の生活支援のためにいち早く立ち上がりました。本市では、平成15年7月の水俣土石流災害時には、水俣市社協がボランティアセンターを立ち上げ、災害支援を行いました。そのノウハウは、熊本県社会福祉協議会の災害ボランティアセンターマニュアルになっています。

このように水俣市社会福祉協議会におかれましては、個々人のニーズに合わせたきめ細やかな対応と、それに対するサービス開拓等、常に地域に密着した地域福祉活動の中核機関としての期待がかかります。

次に、民生委員、児童委員の活動状況と手当等についてお答えします。

民生委員・児童委員は、昨年12月に全国一斉改選され、本市では76の方が厚生労働大臣と熊本県知事の委嘱を受け、非常勤の特別職の地方公務員として活動いただいています。民生委員・児童委員の活動としましては、担当区域内の住民の生活実態や福祉需要を日常的に把握し、地域福祉において中心的な役割を担い、高齢者や障がい者、生活困窮者等からの相談対応、助言等を行っており、業務は多岐にわたります。また、平成23年度は、改選により初任者がふえたことなどもあり、委員のレベル向上のために研修を5回から6回にふやすなど積極的な活動を行っていただいています。

こうした民生委員・児童委員については、民生委員法第10条の規定により給与は支給されませんが、活動を行う実費分として、国から1人当たり5万8,200円の活動費が支給されています。本市としましても、地域の福祉向上のため活動している民生委員・児童委員の活動を補助するため、民生委員児童委員協議会への活動補助金として330万円を計上し、財政的な支援を行っているところであります。この中には、本市独自の活動費補助として、同委員1人当たり年間2万7,000円を、また、研修等への参加の際の交通費等の費用弁償も1回当たり2,000円を支給し、活動に便宜を図っているところであります。

次に、地域包括ケアの取り組み状況についてお答えします。

地域包括ケアとは、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが連携して要介護者等へ継続的に、かつ包括的に支援を行う仕組みです。住みなれた地域で要介護者の生活をできる限り継続して支えるためには、まずは、高齢者一人一人の身体状況や生活上の課題を把握することが重要です。その上で、さまざまな資源を活用しながら課題解決を図っていくことになります。

介護保険につきましては、ケアマネジャーがケアマネジメントを行います。在宅療養を支える医療との連携、生活支援サービスや権利擁護の問題など、多職種の役割分担と協力が必要となってくる場合があります。

水俣市におきましては、地域包括支援センターを中心として、関係職種の人的ネットワークの形成を支援しつつ、個別の事例への対応を検討する地域包括ケア会議を開催しています。平成23年度は3回開催しており、今後も定期的に、また必要に応じて会議を持つこととし、高齢者の自立支援、困難事例への対応方法など、縦割りではない、横断的な検討を行い、高齢者支援につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員に申し上げます。

残り時間が5分を切っておりますので、場合によっては、3番の行財政改革についての答弁が得られないことが考えられますので、そのように御承知おき、質問を続けてください。

塩崎信介議員。

○塩崎信介君 じゃあ、この件は要望にしたいと思います。

社協の話ですけれども、これは社協に所属されるあるヘルパーの方からいろいろ御相談受けて、非常にきつい状況だというのがあったものですから、それはもう私も社協の理事になっておるといことで、そっちのほうへ一応話を進めていきたいというように思っています。

あと、これも要望で終わりますけど、民生委員の方が非常に苦勞されておるといことで、幼児虐待から高齢者の安否確認まで、自治体からも期待される職務範囲が広がっていくと、職務範囲が広がるほど求められる労力も高く、ハードルを上げる形になってきていると、加えて、そもそも手が不足してるという状況で、なり手も減ってるといういことで、今御説明ありましたけど、今の実費弁償費2万7,000円という形でもらってるわけですけど、できれば値上げする方向で検討していただきたいという形で終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、行財政改革についてお答えします。

まず、市民の目線で行政を行うとよく聞かすが、具体的に教えていただきたいとの御質問にお答えいたします。

現在進めております第4次行財政改革の大綱には、多様化する市民ニーズに対応し、市民の皆様へ納得、満足していただけるサービスの提供を目指すということが記載されております。また、第5次水俣市総合計画には、市役所は市民の役に立つところであるという意識を職員に徹底させ、目標達成、職務完遂のために努力する職員の育成を図ることが盛り込まれております。つまり、職員一人一人が時代を先読みする能力を身につけ、常に企業感覚や危機感を持って、費用対効果を意識しながら業務を遂行していくとともに、市政運営や行政評価において、市民参加の機会を確保し、可能な限り市民の意見や考えを取り入れることが、市民の目線で行う行政ではないかと考えます。

これらの事柄を踏まえまして、今後も市民の皆様へ立場に立ち、親切で心のこもった対応を心がけ、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、目標管理制度や職員提案制度の導入は職員の意識改革に役立つと思うが、現状を教えてくださいとの御質問にお答えいたします。

この御質問につきましては、さきの9月議会で湧上議員にお答えしたところですが、目標管理制度については、現在、課長職以上で実施をいたしております。今後、職員個々の能力や実績等に基づく人事管理を推進していくために、本市にふさわしい人事評価制度を導入していく予定にしておりますが、この中で、おのおのの業績評価を行う際に、目標管理の手法が必要になってくると思われます。まず、組織としての目標を設けた上で、各人が職位に応じ、年度当初に目標設定をし、主体的かつ計画的に、みずからの業務に取り組むことになる目標管理制度は、非常に重要な役割を持つものであります。

したがって、人事評価制度との連動を念頭に置きながら、目標管理の全庁的導入に向け、その手法について、研究を進めてまいることといたします。

職員提案制度につきましては、本市において、以前実施していたことがあり、また、他自治体の事例を調査いたしまして、その枠組みは既に整備したところです。しかし、インセンティブや提案された事業を実施するための予算措置等の課題があり、まだ実施いたしておりません。

なお、新しい企画の立案実行、業務の改善等につきましては、チームで知恵を出し合い、相互に協力しながら進めていくことが不可欠であると思われまますので、現在は、自主研究グループによる提案や活動を促進しているところです。また、個々の職員による提案につきましては、それぞれに配置されているパソコンを用い、発信・共有することが可能な状態になっておりますので、積極的に行われていると認識しております。

今後も、目標管理、提案制度の導入を進める中で、職員の意識改革につきましても、さらに促進してまいりたいと考えております。

次に、接遇対策の一環としてOJT教育を実施したいとの発言があったが、現状を教えてください

だきたいとの御質問にお答えいたします。

○J Tにつきましては、これまでの取り組みに加えて、それぞれの課において指導、教育を行いながら、もう一步踏み込んだ形で接遇の向上を図っていくという趣旨で述べたものでございます。○J Tの現状につきましては、それぞれの課の通常業務を行う中で、指導や教育がなされておりますが、さらに徹底を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、近い将来、人事評価制度の導入を考えており、職場内での各個人ごとの指導や教育がさらに重要になりますので、その状況及び結果を検証し、人事評価につなげることによって、接遇を初め、職員のさらなる意識の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 制限時間が参りました。

以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 おはようございます。

無限21議員団の谷口です。

いよいよ、ことしも残すところ、あと20日余りとなりました。3月11日の東日本大震災の発生から、全国はもとより、水俣においても多くのイベントを自粛し、被災地の復旧から復興への願いを祈り続けた年でした。

福島第一原発事故はいまだ収束のめどさえ立ちません、私たちがやるべきことは、同情し過ぎたり、施し過ぎたり、やみくもに復興を叫ぶことではありません。まず、千年に一度の人災の痛みをシェアすること、そして原子力を選んだことに、何の責任のない子どもたちを守るため、あらゆる手だてを尽くして、すべての大人の責任として、この世界をきれいで持続可能なものにしていくこと。人と核とは共存できないことが証明されたわけでございます。人と人、人と自然とが真の意味でつながり合う社会をつくっていくことだと思います。そのために何をすべきか、すべての国民が考えさせられた1年であったのではないのでしょうか。そんな持続可能な社会と人と人、人と自然とつながり合う安心・安全な水俣を願って、通告に従い、以下質問いたします。

1、環境モデル都市推進について。

①、環境省は、ことし9月29日、水俣病で疲弊した水俣芦北地域の地域振興を図るため、来年

度から環境首都水俣創造事業を始めると新聞報道にあったが、具体的内容についてお尋ねいたします。

②、太陽光発電や太陽熱温水器・エコ住宅補助金などのエコ対策の今年度の予算額と執行額及び件数についてお尋ねいたします。

③、小水力発電や波力発電などの実証実験の経過や結果、今後の本格稼働の見通しはどうなっているのか、お尋ねいたします。

2、観光振興について。

①、湯の児観光振興計画に基づき、地元住民や観光関係者などで組織する委員会で具体策が検討されているとのことですが、特にどんがばちよ号・浮き棧橋・足湯、4つの公園や駐車場整備など検討された内容についてお尋ねいたします。

②、新幹線全線開通の1周年記念イベントとして、湯の児・湯の鶴を結ぶチェリーラインマラソンを開催する考えはないかお尋ねいたします。

3、防災無線の活用について。

①、現在の防災無線放送の規定はどのように定めてあるのか、お尋ねいたします。

②、時報を告げるチャイムについて変更する考えはないのか、お尋ねいたします。

4、教育環境の充実について。

①、東京都在住の絵本作家、三枝三七子さんの作品で、絵本「みなまたの木」が発刊されているが、内容等について把握されているのか、お尋ねいたします。

②、先日、水俣城史跡発掘調査の説明会が行われました。その内容についてお尋ねいたします。

5、選挙投票時間短縮について。

①、県下における投票時間短縮の現状及び水俣市における午後6時から8時までの最近の投票率についてお尋ねいたします。

②、水俣市における期日前投票の投票率の推移についてお尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境モデル都市推進については私から、観光振興については産業建設部長から、防災無線の活用については総務企画部長から、教育環境の充実については教育長から、選挙投票時間短縮については選挙管理委員会事務局長から、それぞれお答えいたします。

環境モデル都市の推進についての環境省の環境首都水俣創造事業の具体的内容についてお答え

します。

新聞報道等で御承知のとおり、環境省は平成24年度予算の特別枠、日本再生重点化措置で環境首都水俣創造事業として10億円を要望しました。その内容は、ゼロカーボン産業団地、心豊かな公共空間、低炭素型観光の3分野で水俣市の環境都市づくりを全面的に支援し、事業費の8割を補助するものとなっています。

具体的に、ゼロカーボン産業団地については、産業団地に新たなバイオマス熱電供給施設を設置して、各工場を熱導管ネットワークで接続し、太陽光発電等の個別機器を組み合わせながら、産業団地全体の温室効果ガスの排出量をゼロにし、日本初のゼロカーボン産業団地をつくとされています。

心豊かな公共空間については、市内中心部に水俣病被害者も利用しやすい環境保全を伝える展示等を行う地域交流拠点となる施設を最先端の環境技術を活用して整備するものです。低炭素型観光については、不知火海を観光資源として水俣市を含む水俣病発生地域を一体的に振興するため、肥薩おれんじ鉄道に一流のデザインと快適性を備えた車両を導入するとともに、同鉄道を活用した低炭素着地型観光商品の開発、関連施設の整備を行うとされています。

なお、日本再生重点化措置については、7,000億円の予算規模に対し、各省庁からの要望額の合計が約2.8倍、1兆9,788億円となっており、現在調整が行われているものと思われます。

次に、太陽光発電や太陽熱温水器・エコ住宅補助金などのエコ対策の今年度の予算額と執行額及び件数についての御質問にお答えします。

水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金につきましては、申請件数70件を見込み、1件当たり上限50万円、総額3,500万円の予算を計上しております。それに対し、11月17日現在で92件の申請があっており、執行額につきましては、2,843万円となっております。

水俣市住宅用太陽熱利用システム設置補助金につきましては、申請件数60件を見込み、1件当たり上限10万円、総額600万円の予算を計上しております。それに対し、11月17日現在で61件の申請があっており、執行額につきましては、594万円となっております。

また、水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業につきましては、総額3,000万円の予算を計上しており、11月17日現在で13件の申請があっており、執行額につきましては、1,412万円となっております。

次に、小水力発電や波力発電などの実証実験の経過や結果、今後の本格稼働の見通しはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

昨年度、国の補助を受け実施しましたこれらの実証実験のうち、市庁舎前の水路にて行いました小水力発電の実証実験につきましては、平常時の水深が5センチメートル程度という水量の少ない条件であっても、堰を設けることなどにより、最大で52ワットの発電を行い、熱帯魚水槽の

ポンプ2.5ワット、ろ過器4.5ワット、LED照明10ワットへの安定した電力供給が可能であることがわかりました。現在、本格稼働に向け検討を重ねておりますので、少しでも早く実現できるよう努力してまいりたいと思っております。

丸島新港にて行われております波力発電の実証実験につきましては、全国初の試みということでマスコミ等の注目も集めましたが、今年7月に接近しました台風の影響により、フロートをつなぐワイヤーが切断され、実証実験そのものが現在まで中断いたしております。実証実験当初から本事業に携わっておられる株式会社建設技術研究所様からは、水俣市での実験をもとに、フロートの形状等改良を行った2号機の実証実験を三重県桑名市で行い、一定の成果をおさめている。今後、高波にも強い改良型の機器の導入を検討していると聞いておりますので、水俣市での実証実験が早期に再開され、利用可能なデータが得られるよう協力していきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入りたいと思います。

太陽光発電、エコ住宅等も予算どおり、大方人気があるんだなというふうに感じております。そこで、①についてでございますけれども、振興計画について、9月30日に西日本新聞にも掲載してございましたとおり、水俣振興に10億円、環境省概算要求ということで水俣環境都市づくりと全面支援という大きな新聞記事が載っておりました。

これまでの水俣病を教訓とした環境に特化したまちづくり、まさに市長が目指した環境で飯が食えるという、水俣だからこぞできるこの概算要求をいただけるんじゃないかなと、テーブルの上にまだのったばかりで、相当な2.8倍の予算額が出てるということで、定かではございませんけれども、しかし、この件については高く評価をしたいと、そして生きた金にぜひ使っていただきたいなというふうに思っております。

そこでお尋ねですが、環境まちづくり検討委員会合同会議とか円卓会議の中で具体策等を今進めておりますけれども、そういったことの事業についてリンクして反映できるのか、環境省主導ということではないということか、予算の配分決定権、これはもう水俣が行うということか、これを1つだけ確認の意味でお答えください。

それと、②の各種補助金についてですが、太陽光発電、エコ住宅、太陽熱、平等性を持って、やはり補助金というのは出すべきじゃないかと、基本的にはそういうふうと考えております。ですので、薄く広くというのが一番大事じゃないかなということを感じておまして、全国的には、さまざまな補助金が出されております。例えば地元の企業向けだったら、その省エネの冷暖房施設に対する補助金とか、工場のLED照明を切りかえたときにまた出るとか、高遮熱性の塗装、または個人向けにはエコ給湯だったり、薪ストーブだったり、ペレットストーブだったり、それ

から雨水タンクにまで出してる自治体もございます。さらに、車から自転車で通勤した人に対しては自転車購入費の補助金を出すとかいうことで、もう日本全国それぞれいろんな補助金を出して施策を展開しておるところでございますけれども、また広く市民の方々がそういうことを利用することによって、エコ意識の向上にもつながってくるというふうに私も実感をいたしておりますので、ぜひ、幅広く検討いただけないかということで今回一般質問をさせていただきました。

現在検討中であるもの、あるいは近日実施予定のものは何か計画されているのか、これを1つお尋ねしたいと思います。

それと、③の小水力発電のエコ施策についてですが、きのうは大川議員のほうからも一般質問がありましたけれども、私どもも会派視察に長野市と須坂市の小水力発電の視察に出向いてまいりました。結果的にいえば、他市町村におくれているんじゃないかなという懸念があったものですから、今回取り上げたんですが、長野市の小水力発電につきましては、砂防ダムに小水力発電施設を設置して、これは信濃川の砂防ダムなんですけれども、農業用水放水管に水車発電機を設置して、最大6.7キロワットの発電を行っておりました。そして発電後の水は砂防ダムの副ダムに戻して、農業用水に影響を与えないような設計でございました。発電した電力は、実際、大岡小学校、大岡中学校へ供給されておまして、夜間とか長期休暇等には余った電力は電力会社に売電してるということでございました。実際、稼働しておりました。

それからもう一つは、23年度実施計画ということで、奥裾花自然公園というところで、ここはそもそも電気が通ってないところで、そこに公園の中にトイレとかちょっとした事務所みたいなのがあって、そこに小水力発電で電気を起こして、その施設のものを賄うということで、二十四、五年度には完成予定と、1億3,000万円ぐらい使って約12キロワットの電力を発電するということがなされておりました。

それと須坂市のほうは、同じく小水力発電所ですが、須坂市地域新エネルギービジョンということで、自然エネルギーを活用した有害鳥獣対策事業ということで、小さな5メートルぐらいの用水路ですけども、ここに米子水車というのを設置して、出力が150ワット、延長で1.2キロの電気さく、こちらにもよく水俣でもありますけれども、そこに電圧の6,000ボルトを流して、猿、イノシシ、カモシカ、クマですね、この被害から農作物を守っているということで、また、その近くにも急流工水車、ダリウス水車の準備が進んでおまして、もうすぐこれも近日稼働予定ということでございました。

水俣は環境モデル都市、そして環境首都ということで看板を高々と上げている感じもいたします。しかし、そのすそ野がどうなっているかという、まだまだ他市町村におくれをとっているのかなというふうに感じておりますので、この③については、ぜひ看板に恥じないような施設の展開をしていただくように、今後さらなる担当課の努力をお願いして要望にしたいと思っております。

で、2点だけお答え願います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、環境省の補助には、現在円卓会議で検討されている事柄が反映されるのかと、要は予算の配分の決定権は水俣市にあるのかというような御質問だったと思います。

環境省の要望をもとに国の予算が決定されますので、今年度の円卓会議におきまして検討されました結果が予算化された内容に合致するものであれば、当然その形になると思いますし、決定権は市にあるということでございます。

それから、再生エネルギーとして太陽光発電あるいは太陽熱の普及に努めておられるけれども、もっと広げるべきではないかと、新たに何か取り組もうとしているのではないかとというようなことございました。

現在、行動計画のアクションプランで、平成25年までは太陽光等を中心として取り組んでいくというような計画プランにのって今やっているところでございますので、今議員がおっしゃいましたように、広く広げるということも大変大切なことだと思いますので、ぜひ検討させていただければと思っております。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目の質問に入ります。いろいろ幅広く検討したいということで、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先ほども水俣市主導でいくということで、円卓会議あたりで、なかなか専門家の先生だったり大学の先生だったり、それに水俣の市民が入って円卓会議、合同会議がなされているんですけども、なかなかやっぱり専門用語とかが出てきて、水俣市民の、えてして発言ができにくいという意見もございますので、ぜひ、そこら辺は市が中に入っていて、この円卓会議等の市民の意見が十分に尊重されるような議論の場にしていただきたいということで、これは要望にしたいと思います。

それから、先ほど、幅広く検討したいということでございますけれども、特に水俣は森林が70%以上ございますし、間伐材の問題等もございまして、森林の活性化等も今問題になっておりますので、薪ストーブのですね、一昨年あたりまでは、国の補助金で二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということで10万円とか20万円とか出てたんですけども、途中で事業仕分けで打ち切られてしましまして、大分にあるこのNPO法人九州自然エネルギー推進ネットワークというところへ、私も直接担当の方に電話したんですけども、薪ストーブは最近非常にブームだということで、昨年はここのネットワークの補助金の窓口を通じて120件の申請があって、今年度

は100件弱の補助金の申請がありましたと、これ去年の件数ですけれども、そういうことで、かなりやっぱり補助金がここでも200件ぐらい受けられたということで、今ブームになっておりますので、ぜひ、こちら辺は率先して検討いただければなというふうに思っております。

ほかにもLED照明、さっき申しあげましたとおり、LED照明等もぜひ補助金の対象にしていただきたい。それから子育て支援策として、二人乗りの自転車ですね、前・後ろに乗る自転車、ああいうのにも補助金を出してるところも数多くございますので、ぜひ強力に進めていただきたいと思いますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 薪ストーブの補助金とか、あるいは子育て支援としての二人乗り自転車の購入助成金あたりも強力に進めていただきたいというお話でございました。

先日、石坂川の祭りがありまして、ふるさと祭りに行きましたら、薪ストーブのほうがもう既に展示されておりまして、業者の方が来られて、薪ストーブの紹介もされておりました。そういうのを見たときに、今議員からいただきました御提案、非常に今後私どもが進めていく中で非常に貴重な御意見だと思っております。

いずれにしても、本市の状況をしっかり見きわめながら、本市の状況に合った取り組みということで、今後前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、観光振興について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、観光振興について順次お答えします。

まず、地元関係者による委員会の現状と、どんがばちょ号、浮き栈橋、足湯、公園や駐車場整備の検討内容についてお答えします。

湯の児地区では、平成21年度に策定した都市再生整備計画に基づき、観光振興に必要なソフト事業やハード事業を実施することとしております。昨年度、都市再生整備計画の初年度事業として、湯の児地区を中心とした観光振興計画を策定し、現在、計画策定の際に協力いただいた地元関係者の皆様をメンバーとして推進委員会を設置し、ソフト事業を中心とした湯の児の観光振興策について協議を進めているところです。

またハード事業としましては、どんがばちょ号及びフィッシングパークの整備事業、太刀魚釣りや海上タクシー等の乗船場としての浮き栈橋整備、日本一長い足湯の整備、また湯の児地区にある4つの公園の整備等がございます。

まず、フィッシングパークにつきましては、利用者に快適な海釣り場を提供し、より安全で利

用しやすい施設にするため改築等を含め、利用者増につながる計画を検討しております。

次に、どんがばちよ号につきましては、平成6年度に整備され、既に17年が経過し、老朽化が進み、補修が不可欠な状態ですが、その補修には多額の費用を要することとなります。また維持費もかかることから、議会の決算委員会等でも、どんがばちよ号のあり方について指摘がなされております。現在、利用者や湯の児地区関係者にアンケートを実施した結果を分析し、廃止もしくは利活用の方針について所管課で検討しているところです。今後は庁内で方針案を作成し、関係者の意見を聞きながら方向性を見出していきたいと考えております。

次に、浮き栈橋整備事業は、県が湯の児公園高潮対策事業で整備をされた護岸と離岸堤の間に市が来年度事業で設置を行う予定でございます。

また、日本一長い足湯の整備につきましては、温泉の泉質、温度、維持管理など、費用面や体制面において実現可能か、慎重に検討したいと考えております。

公園の整備につきましては、湯の児海岸沿いにある大崎鼻公園、和田岬公園、温泉街入り口にある湯の児公園、湯の児のシンボルである湯の児島公園の4つの公園の整備を行います。これらの公園において、ユニバーサルデザイン化や展望所の整備等とあわせて、既存駐車場の整備も行うこととしております。

次に、新幹線全線開通1周年記念イベントとして、湯の児・湯の鶴を結ぶチェリーラインマラソンの開催についてお答えします。

以前、湯の児温泉と湯の鶴温泉では、1年交代で「さくらマラソン」を開催しており、マラソンとあわせて温泉と桜を楽しんでいただけるイベントでありました。しかしながら、各地でマラソン大会が開催されるようになったことで参加者が減少したこと、コースや受け入れ体制などの問題から開催が困難となり、平成12年度を最後に廃止されました。これまでも桜の時期のマラソン大会の実施について関係者にお話をお聞きしたことがありますが、大会運営に必要な体制的な問題、道路を横断するといった安全対策の面で開催することは難しいのではないかと御意見をいただいております。開催には、その他運営スタッフをどうするか、資金面もどのようにするかなど解決すべき課題も多く、開催は困難だと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入ります。

昨日も大川議員の質問の中でも湯の児の関係の問題が出てきましたけれども、絞り込んでいきたいと思っております。

まず、ハード面のところで、どんがばちよ号についてでございますけれども、かなり維持管理費が毎年必要になっておりまして、以前、委員会の中で議員も2人加わって検討されたという経過もありまして、そのときは、もう現状で海に浮かせておこうという結論だったと思っておりますけれども、

ども、ぜひですね、市民のアンケート調査を踏まえて、今後早急に検討しなければいけない問題じゃないかなというふうに思っております。

仮に陸上に船体を揚げるための金額の試算とか、これはされましたでしょうか。どれくらいかかるのか検討されたのであれば、金額をお示しいただきたい。それと、現状のままで今後5年間、今の現状のままで置いていたら、維持管理費がどれくらいかかるのか、総額の経費を示していただきたいと思います。

それから、浮き桟橋については、たしかもう長く経過がされて、昨年完成予定じゃなかったかなと記憶しているんですけども、離岸堤が完成してからということ聞いておりました。離岸堤は1月31日が引き渡しの期日になっておりますけれども、並行して着工できないのか、利便性を図るために非常に大きな不知火海沿岸の人たちのいろいろなイベントとかにも使えるんじゃないかなというふうに思っておりますので、もしおくれてるようでしたら、そのおけている理由、もう県から金もかなり早くおいてるんじゃないかなというふうに思ってるんですが、完成はいつになるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、足湯についてはさまざまな問題点があるということで、日本一じゃなくても、特色ある足湯を前回は提案しましたけれども、市長のこれはもう公約事項ですので、そんなに長く検討する必要もないと思うんですね。できるかできないか、やるかやらんのか、そこら辺はもう結論も早く出していただきたいというふうに思っております。

それから、公園整備、駐車場の問題ですけども、車社会ですので、駐車場は現状よりも減少するのではないかと住民の方の意見もごございますので、駐車台数についてはどうなるのか、これを1点お尋ねしたいと思います。

それから②についてですが、ことは東日本大震災の影響で3月12日、水俣も全線開通のイベントが行われる予定でしたけれども、やむなく中止になりましたけれども、水俣は何といても、全国の桜100選に入るような桜がごございます。そして桜守会の方々も一生懸命手入れをされておりますので、ぜひ、これまでも真野議長のほうからも数回、私も数回、これは検討していただきたいということで取り上げております。何がその最大のネックになっているのか、できるかどうか含めて再検討する考えはないのか、再度質問したいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、どんがばちよ号につきましてでございます。陸上に揚げる検討はされたのか、金が幾らぐらいかかるのか。あと、今後5年間でどれくらい経費がかかるのかというようなお話でございました。

どんがばちよ号につきましては、過去からいろいろ検討しております。その中で、陸上に揚

げる費用につきましてでございますけれども、例えば平成9年に埋立地の海の広場への移設案あるいは平成11年に海水浴場に移設して陸揚げして固定する案、そういったものが検討されておりますが、そのとき、海水浴場に移設して陸揚げして固定する案、このときに1億300万円というような金額が出ております。また、平成12年にフィッシングパーク付近の護岸を埋め立てて、また陸揚げして固定する案、これが2億1,600万円というような調査、以前の調査でございますが、そういった調査の結果が出ております。

また、今後5年間でどの程度の経費がかかるのかということでございますが、現状を維持するというだけでございますが、船舶検査や保険料、こういったものが必要になってまいりまして、こちらのほうで大体年間150万円から200万円程度かかっておりますので、およそ5年間で約850万円から1,000万円というような経費がかかるものと思われまいます。また、フィッシングパークの維持管理、これは指定管理で現在漁協のほうに委託しておりますが、こちらまた400万円かかっておりますが、これは別途でございます。

続きまして、浮き栈橋整備につきましてでございます。この浮き栈橋整備事業につきましては、平成22年度に実施する予定でございましたけれども、先ほども申し上げましたように、県が湯の児海岸高潮対策事業で整備されました護岸と離岸堤の間に、来年度整備したいというふうに考えております。

県が整備をいたします離岸堤につきましては、陸側に整備されます浮き栈橋、この周辺の波を抑えまして、浮き栈橋から船へ安全に乗りおりしやすくするというようなことを目的として、この離岸堤が整備されるものでございます。市におきましては、平成21年度から22年度にかけて設計を行っております、この離岸堤整備後の消波効果を見込んだ上での浮き栈橋の規模・強度を決定しているところでございます。

現在、県におきまして、この離岸堤工事が施工中でございまして、今年度には完成するというところでございますので、これを待って来年度整備するというような計画としております。

続きまして、日本一長い足湯にはこだわらなくても、特徴のある足湯ができないかというようなお話でございます。こちらにつきましては、昨日来お話ししておりますが、まず、温泉の泉質が湯の花という温泉成分が付着しやすく管理がちょっと大変なこと、それと温泉の温度が低いというようなことがありまして、整備後の維持管理とあわせまして、継続した予算の計上が必要になってまいります。さらには、市としまして泉源を有しておりませんで、地元温泉旅館等の協力をいただくか、市として新たに温泉を掘削しなければならず、大変多くの課題がございます。

しかし、現在、日本一長い足湯といえますのは、雲仙の小浜にございまして、国道沿いの周辺に整備されておまして、大きな経済効果が出ているということでございますので、こういった議員御指摘の特徴的な温泉が可能かどうかも含めまして検討してまいりたいというふうに考えて

おります。

湯の児の駐車場でございます。現在、湯の児の4つの公園の整備のうち、駐車場を整備する予定でありますのは、温泉街の入り口であります湯の児公園でございます。これまで5回検討しておりまして、うち3回、この湯の児公園の検討に充てております。昨日もお話しいたしましたが、11月14日に開催いたしました地元の検討におきまして、最終的に合意に至っております。具体の数字、台数でございますが、現在80台置けるということでございます。整備後は常設の駐車場として50台と臨時の駐車場として30台ということで、現在の80台と同じぐらいの台数が確保できるというふうに考えてございます。

それと、マラソン大会の実施に最大のネックになっている課題は何なのかということでございます。

これは先ほど申し上げましたが、近隣で多くの大会が開催されまして、参加者が減少しておるというようなことがございまして、また、運営体制などで市の負担が大きくなっているというようなことございます。また、マラソン大会というのが、日ごろ水俣を訪れたことのない人を水俣に呼び込むというPR効果があるものの一面、経済的効果は薄いというふうに言われております。周辺の大会の状況をお聞きしましたところ、実施規模、開催場所により異なりますけれども、大会当日は数百人体制の運営が必要でございますし、また、実行委員会が少なくとも3カ月以上前から準備を行っているということございまして、やはり最大の課題は運営体制であろうかというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目の質問に入りたいと思います。

どんがばちよ号についてでございますけれども、5年間で約850万円から1,000万円、費用、陸に揚げるときは1億300万円くらいかかるということでございます。実は私、昨日、船内のほうへ入ってまいりました。中に行くと、展示室があつて、喫茶店があつたのが2階のほうにありまして、そして下のほうに入ると8畳ぐらいの部屋に海の見える窓があつて、今だったら、何かまだ使えるんじゃないかなという、ある程度改修工事をしてですね。ただし、海の上ではちょっと今後ますます傷んでしまうんじゃないかなという感じがいたしました。

ぜひですね、1億300万円かかるかどうかかわからないんですけども、もう1回、やはりこれ見積もりを出していただいて、例えば今のコンクリートの広いところに陸揚げして、太陽光発電をつけて、それにどんがばちよ号をイルミネーションをつけるとか、そして中に広いところがありますので、そこに足湯を持ってくればいいんじゃないですか、どんがばちよ号の足湯ということで。私は、ユニークな方策も考えていいんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、あのままではもう、入場料を300円取るということで、これはもう入っ

た人はイメージダウンですよ、二度と来ないですよ。さびだらけだし、机はそのままほったらかしてあるし、釣り人の方も二、三人おられましたけども、何とかしてくれと、どっか持って行ってくださいと、釣る場所も困るというようなことも言われました。ぜひ、これはもう船内を整備して、展示室もありますので、再生した水俣の海中写真とか展示して、気軽にやはり入れるようなところに持っていかないと、あそこを渡って海に渡れというのは、これはとてもじゃないけど行けません。

そういうことで、やはり子どもたちが大人と一緒に集まるような、そういった活用ができないのか、ぜひ、これはもう早急に検討委員会を立ち上げて、もう後手後手じゃいけないと思います。あの状態にほっておくのは、全く言語道断だと思いますので、ひとつぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

それから、浮き桟橋につきましては、桜祭りや花火大会などのイベントの客動員に非常に貢献するんじゃないかなというふうに期待をしておりますので、早急に着工をしていただきたいというふうに思っております。

それから、さくらマラソンについては、本当前々から言ってますけれども、運営体制がどうこうということで、やはり担当課が明確じゃないというのが一番の原因じゃないかなと思うんですね。スポーツ振興課あるいは、いや観光課なんだなというような、ああでもないこうでもないという、どうしても縦割りの行政というか、そこら辺の悪い影響が出てるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これまで開催されてきたわけですから、ぜひですね、本気になれば、復活できるんじゃないかなと私も思っておりますので、地元住民あたりの運営体制については御努力を、御協力をいただきながら進めていけるんじゃないかなと。ことしが無理なら、2周年、3周年のイベントにぜひできればというふうに思いますので、そして、人がやっぱり滞在できるような湯の児の施設整備も必要ではないかなと思っております。あの広いコンクリートの広場に人工芝を敷いてグラウンドゴルフの整備をすとか、さまざまな客動員の考えはいろいろあると思いますので、ぜひ検討いただきたいなというふうに思っております。

どんがばち号については、もう早急な結論が必要だと思いますので、検討委員会を立ち上げていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） どんがばち号につきましてですけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたように、早急に検討委員会を立ち上げて検討を進めて、廃止も含めまして検討を進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（真野頼隆君） 次に、防災無線の活用について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

(総務企画部長 吉本哲裕君登壇)

○**総務企画部長(吉本哲裕君)** 次に、防災無線の活用について、現在の防災無線放送の規定はどのように定めてあるのかとの御質問にお答えします。

防災行政無線については、平成7年4月1日に策定した水俣市防災行政無線局管理運用規定に基づき運用を行っています。使用に関しまして、原則的には災害予防や災害応急対策、災害復旧等、市民の生命財産にかかわる情報の通信を行うこととしています。一般行政事務を効率的に執行する必要がある場合は、放送の対象者、放送内容、ほかの情報伝達手段がないか等を確認した上で、広く市民にお知らせする必要があると判断した場合、例えば選挙時における投票依頼や市の主催する各種スポーツ大会開催時の中止の放送などを行っています。

次に、時報を告げるチャイムについて変更する考えはないかとの御質問にお答えします。

防災行政無線設備については、平成6年から7年の2カ年かけて整備を行っており、整備後15年以上が経過しています。ミュージックチャイムについては、当初、設備内部の音声データが含まれたカードを交換することで変更できるようになっておりましたが、現在はそのカード自体が製造されておられません。また、チャイムを変更するためには、ミュージックチャイム機器自体を取りかえる必要があり、高額の費用がかかることとなります。現在のチャイムは市民の皆様にも長年親しまれてきていると思いますが、今後の防災行政無線線設備更新とあわせて、ミュージックチャイムについても検討を行っていきたいと考えています。

○**議長(真野頼隆君)** 谷口眞次議員。

○**谷口眞次君** 2回目の質問に入りたいと思います。

平成7年4月1日に施行され、そういった、もちろん防災主体で今さまざまに利用されておりますけれども、決して今回取り上げたのは、今が悪いかということじゃなくて、より市民のための規定を緩和して、より多くの情報提供等ができないかということで、水俣独自の防災無線の活用ができればというふうな思いで提案いたしました。

例えば、水俣出身者でスポーツや文化で活躍した個人や団体、一例を挙げると水俣高校であればコーラス部や新体操部、ここら辺が全国制覇をいたしましたし、工業高校で言うならば、エコ電でその県大の4連覇とか、それから各学校や市の庁舎によくどここの何さん出場と、おめでとうというような看板が立っていますね、ああいうのをぜひお知らせ等ができないものかということですね。

それと、きのうも西田議員のほうでイベント時に行事が重なってどうこうという話もありましたけれども、やはり人は忘れる動物であって、ちょっと前に言わないと忘れることがえてしてあるんですね。ああ、きょうだったか、忘れとったというのがよく行事のお年寄りの方々、特によ

く聞きますけども、そういったイベントも、水俣にはチツソや医療センターの方もいらっしゃるまして、三交代がありますので、ある程度時間を決めていただいて、金曜日の昼だったらそのイベント情報とか、あるいは土曜日の昼からだったらスポーツ情報を流すとか、そういったふうに市民の妨害にならないようなことも考えなければいけないと思うんですけども、そういうことをすることによって選手たちの励みにもなるし、意欲や元気にもつながってくるんじゃないかなと、明るい話題は私はどんどん使ってもいいんじゃないかなという考え方があるものですから、鹿児島県の鹿屋のやねだんの自治会長あたりは、全部その防災無線であらゆることを住民の方にお知らせをしているんですね。そこまでしなくていいんですけども、ある程度緩和していただいて、この防災無線を使うべきじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、そういうことが検討できないか。

それと、2番目のチャイムの変更については、やはりここも水俣らしいチャイムであってもいいんじゃないかなというふうに思っております。例えば、水俣出身で活躍した人あるいは現役で頑張っている音楽家、数多くいます。例えば、村下孝蔵さんとか、あるいは若手グループではケイタクさんも卓也君もおります。ボランティアで頑張っているシンガーソングライターのむたゆうじさんもいらっしゃいます。歴史的な著名人である徳富蘇峰先生の歌を吟詠のリズムをアレンジして、それも流しても私はいんじゃないかなというふうに思っております。それをしょっちゅう流すかどうかはあれですけども、生誕150周年のときにでも放送してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、文部省唱歌もいいんですけども、余りマンネリ化するのもよくないんじゃないかなというふうに思っておりますので、水俣らしいチャイムを採用する考えはないか、特に村下孝蔵さんの初恋あたりは全国的にも大ヒットしていますし、著作権などの問題点をクリアできれば、私は1日1回ぐらいはチャイムとしていいんじゃないかなというふうに思いますけども、そういったことで変更する考えはないか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 第1点につきましては、現在の防災行政無線を、いろんな市民向けへの情報を広くお知らせするという意味で活用できないかというお尋ねであったかと思いません。

先ほど、申し上げましたように防災行政無線では、災害予防あるいは災害応急対策等について、そういった情報を主として放送いたしております、それ以外の情報についてはそういったメインの情報の妨げにならないということを十分考慮して放送する必要があると、緊急性はあるのか、あるいはそういった広く市民に伝えていかなければならない情報なのか、ほかにホームペー

ジとか市報とか、そういった情報手段はないのか、そういったことも加味して、現在放送いたしているところですか。

議員のほうで申されましたように、広く住民の方々にタイムリーな情報をお知らせするという手段としては、防災行政無線は効果的であるというぐあいに考えておりますけれども、かえって住民の方々が放送に聞きなれて、あるいは災害予防や災害応急対策についての重要な情報を聞き漏らすと、そういったことにもなりはしないかと考えられますので、慎重を要するのかなというぐあいに考えております。

議員が申されましたように、明るい話題を市民に提供するという趣旨からは十分に御理解できますけれども、防災行政無線は市民の生命・財産にかかわる情報の通信を行うことが原則であるということですので、現在のところ、広くあまねくという意味合いでは活用は考えておりません。

それから、水俣にゆかりのある人の曲を流してはどうかと、あるいはそういった工夫も必要ではないかといった趣旨の質問だったと思いますけれども、先ほども御答弁いたしました、現在の設備が、非常に古くなっていると、チャイムの変更をするには高額の経費がかかるということもございます。今後、機器の更新等を考えておりますけれども、その際にミュージックチャイムについても検討を進めていければというぐあいに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、教育環境の充実について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育環境の充実について順次お答えいたします。

まず、東京都在住の絵本作家、三枝三七子さんの作品で、絵本「みなまたの木」が発刊されているが、内容等について把握されているかについての御質問にお答えします。

絵本「みなまたの木」は、平成23年9月に創英社から出版された作品で、作者である三枝氏が平成19年に水俣市立水俣病資料館を見学したことをきっかけに、公害の原点とも呼ばれる災いを将来を担う子どもたちにも知ってほしいと4年がかりでかき上げられたものと聞いております。

この絵本は、浜辺に立つ1本の松の木を語り部に、5歳の女の子とその家族の物語であり、楽しい家族の生活や人々が苦しみながらも病や公害と闘う様子、人々が環境再生へ向けて立ち上がり、美しい海になったことなどがストーリーとして描かれています。

次に、水俣城の発掘調査の説明会の内容についての御質問にお答えいたします。

教育委員会では、平成21年度から取り組んでいる水俣城跡の発掘調査の成果について、その都度、調査現場における現地説明会を行っております。これは、調査の成果に直接触れていただく

ことを目的に実施しているもので、平成23年度は7月23日に行い、市内外から約40名の参加をいただきました。また、先日は、1区自治会主催の文化事業にお招きをいただいて、約30名の皆さんにこれまでの成果報告をいたしました。これらの説明会では、水俣城の概要や発掘調査で新たに確認できた成果等についてお話をしております。

具体的な内容といたしましては、調査により現在5カ所の石垣が確認されており、水俣城は石垣を用いて幾層かに分かれて構築された重厚な構えを持った城であったと想定されること、特に今年度確認された大きな石材を隅石として用いた石垣からは、そのかたい守りが想定されます。また、慶長12年の年号の入ったかわらの出土により、このころ改修されたことが判明したこと。そして、この発見は、加藤清正が肥後領内を支配するために地方に置いた7つの城のうち、宇土城での慶長13年、佐敷城での慶長12年の年号がわら出土に続くもので、清正が慶長十二、三年ごろに各地方の城の整備を行ったことをより明らかにし、その領国支配のあり方を考える上でも貴重な発見であります。

また、水俣城は史料により江戸時代に2度の破壊を受けたことが判明していますが、その方法は、石垣を一定の高さまで壊したのち、残りを石垣の背面に合った裏込め石で覆い、石垣があった痕跡を地表面からなくしていることなどであります。

水俣城跡の発掘調査の成果につきましては、これまで、以上のような内容で説明をいたしております。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入ります。

①の絵本の件ですけれども、「みなまたの木」ということで発刊されております。東京在住の絵本作家が4年がかりで作り上げられたということで、客観的な目線で中立の立場で水俣病を見詰めて描いていらっしゃるんです。私も直接面識はないんですけれども、熊本の知人から電話がありまして、こういうのが出ているなど、すばらしい絵本だなということで初めてそこで知りまして、その後、11月21日の西日本新聞にも掲載されております。「絵本原画展始まる、熊本市のギャラリー竹下景子さん朗読も」ということで、11月21日付の新聞紙上でも見ましたし、その後テレビでも放映されておりました。ほとんどが黒鉛筆で描かれておりまして、最初と最後のほうだけはアクリルの絵の具で繊細に描かれております。環境絵本としては本当にすばらしい絵本だなというふうに私も感じました。最後には、痛みを経験として生きた人たちがここにいることを私は誇りに思うということで結んであります。

水俣病の学習図書資料については、先日教育長のほうが御尽力をいただいて、水俣市環境学習資料ですか、これが作成されておりますけれども、ぜひこの絵本もこの水俣病教育の一環として取り入れていただければなという思いで今回質問をいたしました。

また、水俣の絵本大賞を受けた「ひよっこり地蔵」もございますけれども、同じようにやはり市立図書館や各学校図書館、幼稚園や保育園あたりにも、この絵本を購入していただく予算化をできないものか、2回目の質問にしたいと思います。

それから、②の水俣城跡についてもですけれども、7月の説明会に私も参加をいたしました。新たに確認された5カ所の石段が本当に宇土城みたいな大きな隅石があつて、そのかたい守りを、私も目で実感したわけですが、水俣の歴史を知る上で非常に貴重な財産であるし、貴重な発見であるというふうに実感をいたしましたので、ぜひ後世に伝えていただきたいという思いで今回は質問をさせていただきました。

私たちもちょうど小学校のころは通学路だったんですけれども、城山があるといつても、何かただ普通の山に遊びに行った感じで、何がここにどういうふうなのがあつたのかということも想像だけで終わってしまっていましたので、ぜひこれからの子どもたちには歴史の資料として、子どもたちが気軽に行けるような看板等の設置も含めて、今後の教育や環境にどう生かしていくつもりなのか、1点お尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、「みなまたの木」の絵本、これを水俣病教育の一環として取り入れることはできないかということでございますけれども、昨年、水俣病の差別発言がありまして、先ほど御指摘いただきましたように、水俣市の環境学習の資料集というのを急ぎつくりました。これは、先生方がこれまでみずからの水俣病学習の経験あるいは体験を資料集にまとめて、小学校1年生から中学校3年生卒業するまで、水俣病を含めた環境学習が学べるようにということで作成をして今活用しております。

この「みなまたの木」の絵本につきましては、先ほどもありましたように、作者が水俣病の資料館を訪ねたことで一念発起されまして、4年間みっちり取材を重ねられて、真剣に取り組まれたというノンフィクションの絵本というふうに我々も思っております、現在の目から過去の水俣病のありようを振り返り、じっくり見詰めて、本当にすばらしい絵本になっているというふうに思います。

水俣病教育に取り入れられないかということでございますけれども、すぐすぐ、どういう形でということ是非常に難しいかなと思っておりますけれども、まずは、学校図書館の蔵書として子どもたち、あるいは先生方に読んでいただけるように、そして読んでいただいて、その絵本を理解していただくということがまず先決じゃないのかなというふうに今思っております。

それから、絵本の購入のための予算化の質問がございましたけれども、今、各学校では学校図書費ということで予算も組んでございますけれども、今月早速校長会、教頭会等もございませ

で、まずこの絵本を知っているか、あるいは知らないなら、この紹介をまずやってみたいというふうに思っております。予算化等につきましては、今後ちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから水俣城跡地についてでございますけれども、子どもたちが行けるような施設あるいは看板の設置などをして、今後教育や環境にどう生かしていくかということでございますけれども、3カ年の調査をやりました結果、いろんな御指摘のように課題も出てまいりました。24年度においては、丘陵地がございまして、全体の城の丘陵地なんですけれども、北東部の裾部がございまして、その石垣の状況を精査していきたいというふうに思っております。その後、どのような整備が可能なのか、どの範囲まで整備できるのかということもまず把握をしていきたいというふうに思っております。

そして、今後水俣城の文化財としての価値あるいは観光施設としての価値というのを、やっぱり市民を初め市内外にアピールしていくということが必要ではないかというふうに思っております。そのためにまず、石垣の復元というのは無論なんですけれども、あわせて先ほどありましたように場内を見学するための遊歩道とか、あるいは城の歴史がわかる説明の看板というものがぜひ必要だというふうに思っております。

そして、ことし近々だと思っておりますけれども、文化庁の調査官も非常に現地に興味を示していらっしゃるようで、来ていただくということになっております。城としての歴史的価値あるいは整備手法等についてもいろんな示唆がいただけるんじゃないかなというふうに思っております。24年度には水俣城の全体的な整備計画をぜひ策定して、石垣の復元・調査と並行してやっていきたい。また、継続して整備をしていくことで、将来的にはやっぱり教育的な価値あるいは観光施設としての価値を高めていきたいというふうに今考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、選挙投票時間短縮について答弁を求めます。

松本選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 松本幹雄君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（松本幹雄君） 次に、選挙投票時間短縮についてお答えします。

まず、県下における投票時間短縮の現状及び水俣市における午後6時から8時までの最近の投票率についてお答えします。

現在、県下14市中3市におきましては、投票時間の短縮を行っておりません。本市を含め11市においては、投票所閉鎖時刻を一部または全投票所において繰り上げを行っております。投票所閉鎖時刻の繰り上げは、公職選挙法の規定により特別の事情のある場合に限りできるとされておりますが、事務局の経費削減や開票を早くしたいといった理由は不適切であると、総務省からの指導がっております。

次に、本市における午後6時から8時までの最近の投票率につきましては、昨年の市長選挙からことしの統一地方選挙まで、4回の選挙が執行されておりますが、いずれの選挙におきましても7%前後、約800の方が投票されております。

次に、水俣市における期日前投票の投票率の推移についてお答えします。

2003年に創設されました期日前投票制度の当初の投票率につきましては約4%、翌年約8%、その後も増加して、最近2年間の選挙におきましては13%前後となっております。なお、ことし4月に行われました市議会議員選挙での期日前投票は16.64%、3,749の方が投票されております。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2回目の質問に入ります、時間がございませんけれども、県下14市で3市はしていないと、11市が一部、または全投票所でやっているということで、特別な事情がない限り、総務省からの通達があっているという状況だというふうにお聞きしました。

それから6時から8時までは7%で800人ぐらいということで、期日前も徐々に努力によって年々上がっているという状況でございます。

そこでお尋ねですけれども、もうちょっと詳しく分析いただければと思います。午後7時から8時までの投票数は全体の投票数の何%か、それとさらに午後7時から8時までの投票数は、6時から8時までのうちの何%かですね。もう1点は、水俣では現在3投票所が繰り上げをしていますけれども、投票率への影響についてどう把握されているか、これをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

松本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本幹雄君） まず、午後7時から8時までの投票率ということで質問だったかと思いますが、午後7時から8時までの最近の2年間の平均ですけれども、約260の方が投票されておまして、当日の投票者数に占める割合は約2%台ということになっております。

その中で、今度は午後6時から8時までのうちで7時から8時までの投票率についてということだったと思いますが、午後6時から8時までが約800人ですので、約260人というのは約33%ということになると思います。

もう一つの、今繰り上げを行っている久木野方面3カ所あるんですけれども、その投票率の影響ということなんですけれども、久木野方面、今3カ所、1時間繰り上げをしておりますけれども、これは投票所から開票所まで遠いと、万が一のことがあったときに開票時間に間に合わないというような事情がありまして1時間繰り上げをしておりますけれども、その投票率への影響と

というのは、現在のところ目に見える影響というのはないものというふうに思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 今、ほとんど2%とその2時間のうちでも後半は33%ということで、玉名の例を挙げますと、投票日の前日までに投票ができる期日前投票の普及によって期日前投票をされる方が多くなったと、これは水俣も一緒ですけれども、投票日当日の投票終了1時間前の投票率が低いということで、開票事務の開始時間を早くして、市民の皆さんに開票結果の報道を早く伝えるため、投票時間を1時間短縮しますということで、市内全投票所で投票時間を1時間繰り上げています。また、阿蘇でも朝7時から午後6時までということでやっているんですね。それと武雄市ですけれども、ここももう2時間、全投票所で短くしています。

最近の選挙で投票率がアップしていないと、期日前は上がっていますけれども、時間的には6時から8時までの時間帯が少ないということで、ここも私も各選管の方にお尋ねをいたしました。総務省からの指示で、なかなか特別な事情がない限りできないんじゃないですかということでしたので、これは市町村の判断で届け出ということになっていきますと、もう自信を持って言われるんですね。自分たちはもうこれで短縮してやっているんだというような何か意欲が、10分以上話をされましたけれども、やはり自分たちの職場で何か、この大震災後に節約・節電ができないのか、やっぱり先ほど冒頭でも言いましたように、1年考えさせられた年であったということで、もうちょっと意識があってもいいんじゃないかなと。

今、答弁を聞いてますと、もうどうしようもないというような感じで、今聞こえましたけれども、やはり、有権者がそれでもいいんじゃないですかというような風潮と申しますか、そういったのがあれば、市町村が決定して、県に選管に届け出ればいいことですよというような、私たちはもうそれでやっていますというようなことで電話もいただきました。本当に短縮をしている選管に電話で尋ねても、そういった返答をしてくれましたし、また、要は期日前投票の周知徹底をして、投票率を上げることが一番肝要じゃないかというふうに思っております。

時間短縮を実施して不都合だからといって、もとに戻した市町村はないわけですから、自信を持ってやっておられるんだろうというふうに思います。要するに、経費面と職員の健康面、それから、開票結果を早く伝えるということで、インターネットでちょっと調べて、直接電話もしたんですけど、そういったことで、実際できているわけですね。要するに、選管の取り組みの努力と、あるいは決断じゃないかなというふうに私は思うんですね。決して、投票率を下げるという大きな影響がないということであれば、私は大震災以後、節約や節電ブームがふえている中で、検討すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、ぜひ意識をもうちょっと考えていただきたいというふうに思いますけども、そこら辺を一言、お願いします。

○議長（真野頼隆君） 制限時間が参りました。以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは。日本共産党の川上紗智子です。

私は、先日、福岡で開かれました、なくせ原発1万人集会というのに参加してきました。1万人どころか1万6,000人を超える人たちが集まっていました。若い人からお年寄りまで、多種多様な人たちがたくさん集まっていっぱい集まっていたけれども、その中に福島から子どもを連れて避難をしてきているお母さん方のグループに出会いました。ママは原発要りません、そういう会をつくって運動されていましたけれど、お母さんたちは本当に子どもたちのことが心配なんだ、夫を残して来ているのも心配だけど、でも、矢も楯もたまらずに避難してきている、そういうお話をされていました。福島のお母さん方だけではなく、今、全国の日本のお母さん方、子育てをされている方々にとって、福島原発の事故によって放出された放射能の心配、不安、大きくなっているのではないのでしょうか。

そんな中で、原発でつくられた電気は要らない、再生可能エネルギーをどんどん使っていくような社会にしなきゃいけないんじゃないか。そんな動きが大きく広がっていると思います。私も原発をなくしていく方向での運動に、多くの皆さん方と一緒に力を合わせていかなければならない、これこそいろんな違いを乗り越えて、党派を超えて、思想信条を超えて、日本全国で手を合わせていかなければ解決の道は開けてこないというふうに思っています。同時に、自然エネルギーへの転換も、国レベルの大きな動きの転換が必要だと思いますが、それを待たずに、地方自治体で私たち一人一人ができることをしていかなければならないと強く感じた集会でした。

また、先ほどお話もありましたけれど、私も長野県に小水力発電の視察に行っていました。その中で感じたことなども含めて、まず、1番目の質問をさせていただきたいと思います。

1、再生可能エネルギーの活用について。

①、昨年度及び今年度の太陽光発電、太陽熱温水器設置補助件数はどうなっているか。

②、小水力発電の可能性調査は実施をされたのか。

③、湯の鶴物産館の使用する電力を小水力や太陽光発電などで供給することは考えられないか。

④、小水力発電の活用を進めるために、専門家の協力を得たらどうか。

2番目に、子どもの健やかな成長のためにと質問項目を起こしました。

ある母子家庭のお母さんが、こんなことをおっしゃいました。母子家庭だから児童扶養手当ももらっているし、子ども手当ももらっている。でも、生活費が足りないんだ、子どものために使わなきゃいけないというのはわかっているけど、生活費にどんどん食い込んでしまう。生活費に使うということは、子どものために使うということだと私は思うんですが、お母さんはさも申しわけなさそうにそんなふうにおっしゃるんです。パートで働いて、毎月毎月安定した給料が得られない。そんな中でもやりくりして、何とか子どもを育てていこうとしていらっしゃる。そんな方のそういう言葉を聞いて、子育て中のお母さん、お父さん方をもっともっと応援するような、そんな施策ができないものだろうか、強く思いました。そういう思いを込めて、2つ目の質問をいたします。

①、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの接種状況はどうなっているか。

②、子どもの医療費助成について、水俣市より助成対象年齢を引き上げている県内の自治体はどれくらいあるか。また、その助成対象範囲はどうなっているか。

③、水俣市で小学校6年生までの医療費助成実施後、市民からどんな反応があったか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

再生可能エネルギーの活用については私から、子どもの健やかな成長のためには福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、再生可能エネルギーの活用について順次お答えします。

まず、昨年度及び今年度の太陽光発電、太陽熱温水器設置補助件数はどうなっているのかとの御質問についてお答えします。

太陽光発電につきましては、平成22年度は47件、平成23年度は11月17日現在で92件、太陽熱温水器につきましては、平成22年度が14件、平成23年度が同日現在で61件となっています。

次に、小水力発電の可能性調査は実施されたのかとの御質問にお答えします。

平成21年度に小水力発電による市民共同発電実現可能性調査業務を環境省の委託事業として実施いたしました。調査の内容としましては、1つ目が導入可能性のある特定、当該地点における小水力発電導入モデルの設定、2つ目が導入モデルに基づく事業の可能性評価、3つ目が導入モ

デルに基づく住民参加手法の整備であります。

具体的な成果としましては、市内7地点における工事費及び発電計画等の取りまとめを行っております。

次に、湯の鶴観光物産館で使用する電力を小水力や太陽光発電などで供給することは考えられないかについての御質問にお答えします。

まず、太陽光発電につきましては、温泉街に街路灯を再整備いたしますので、太陽光発電が利用できないか検討いたしました。湯の鶴温泉街、温泉保健センター周辺は、山がすぐそばまで迫っており、山影となる時間が長く、日照が不足することから利用は厳しいと考えております。

次に、小水力発電につきましては、原則として河川の管理上、梅雨時期などの増水のため、河川の中に構築物を建設することは難しいところがありますが、湯の鶴観光振興計画の中で、自然を活用した発電の推進の中で、具体的な取り組みとして示しております。地域関係者の協力を仰ぎながら、引き続き、粘り強く実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、小水力発電の活用を進めるために専門家の協力を得たらどうかの御質問にお答えします。

さきの議会でお答えしましたように、現在、熊本県小水力発電所研究会に加入し、研究会での調査研究等の情報収集に努めているところであります。水俣の置かれている地理的条件等をこれから検討し、どのような水力発電が適合するのかの研究の必要がありますので、必要な場合には専門家の協力をお願いしたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

太陽光発電、太陽熱温水器の補助件数が本当にふえているなというのを実感をします。今現在の数ですから、昨年度と比べて太陽光発電は2倍近く、そして、太陽熱のほうは4.5倍ぐらいになっているということを見ても、本当に市民の意識が変化をしているなというふうに感じます。やっぱり自然エネルギーを少しでも使いたいという、そして、その思いを市の補助が後押しをしているというふうに思います。

そういうふうに市民の皆さん方が少しでも自然エネルギー、再生可能エネルギーにできたらいいなということとされている、その思いを持っていても、補助があってもできない人ももちろんいらっしゃると思うんですね。そういう方々についてどうするかというのは、1つの課題ではあると思うんですが、そういう市民の皆さんの中に広がってきている、この思いをしっかり受けとめて、環境モデル都市という、この名に恥じないと言ったら、ちょっと言い方がおかしいですけども、受けとめて、積極的に市として再生可能エネルギーが活用できるような施策をちゃんとビジョンを持って、そして、着実に前に進めていかなければならないなと、そういう責任を感じ

るような数字でもあるかなと思います。

それで、小水力発電の可能性調査の件ですけれども、7カ所について工事や電力計画の取りまとめを行っているということなんですが、実際、それを受けて、今これからの計画として、どういう計画があるのでしょうか。もっと大々的に実証実験をどこどこですとか、そういう計画があるのでしょうか。

聞くところによりますと、なかなか条件が厳しいというお話を聞いているんですけれども、熊本県の小水力の研究会のほうで、実際にモデル事業みたいなのをやっているようなんですが、そのモデル事業の1つとして、水俣のどこかの地点が採用されたということにはなっていないようなんですね。熊本県の研究会で、これは有望だと言われている地域の小水力発電というのは、どんなものなのかというのを、2回目の2つ目の質問としてさせていただきたいと思います。以上2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、御質問のありました第1点ですが、小水力について大がかりな実証実験をしたかどうかということでございますけれども、現時点では、この実証実験ということは考えておりません。

それから、もう1点でございますけれども、小水力発電による市民共同の発電実現可能性調査の議論の結果というのがございましたけれども、本市も小水力発電の建設候補地として要望いたしました。しかし、その候補地にはなりませんでした。その理由は余りはっきり私も把握していないんですけれども、1回目の建設ということで、建設後の施設への視察者に対して、ぜひ訪れやすいとか、近いところといいますか、そういう建設費用が少ないところを選定したというようなふうに、その件については伺っております。よろしいですかね。じゃあ、もう一度。

建設候補地として本市も申し込んでおりますけれども、要するに本市が建設候補地にならなかった理由としては、今回は1回目の建設になるということで、建設後の施設への視察者とか、あるいは、そういう訪れる方々に対して、熊本市近郊を、いわゆる建設費用といいますか、そういういったものが少ないところを選定したと。だから、具体的にどこになったということは聞いておりませんが、要するに、熊本市から近いところで、それを採用したということでございます。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 近いか遠いかだけで決まったということですか。熊本市から近いか遠いかという、それだけで候補地が決まったって、最初から応募しても意味がなかったとは言えないですけど、建設地点が妥当かどうかという、そういう評価もあったんですよね。建設費が高つくとい

うことだったんでしょうかね、水俣は。そこのところを聞いたかったんですけど。

聞くところによると、水俣の地点は、建設費用に比べて、発電量がちょっと少ないということで、1キロワット当たりの単価がとても高くなるというんですかね、そういうのがあったとお聞きしています。それは発電をして、売電をして、そのお金を計算しての数字のようなんですけども、やっぱり売って一定の利益が上がる規模の発電のようなことを私は聞きました。

それで、今のところ実証実験の予定もないと。では何をやられるのかな、小水力に関しては、というのが疑問として残るんですけども、その上で、私、提案をさせていただきたいんですけども、先ほど前の谷口議員の質問の中にありました、私も見てきました長野県須坂市の小水力発電の話をしさせていただきたいと思うんです。専門家の協力という点でも、ここでは学ぶべきものがあるかなと思うんですけども、ここは市で環境に優しい自然エネルギーの導入や、地球温暖化防止の普及啓発の指針として、地域新エネルギービジョンというのをつくっているんですね。そのつくるときに、信州大学の池田教授という専門の先生の力もかりつついているようなんですけども、この須坂市は、農業用水路、幅50センチ、そして落差が1.2メートルの小さい用水路に、先ほどもお話ありましたように、出力150ワットの水力発電機を設置、水車発電機を設置して、電力を起こしています。この水車というのが、流れに置くだけで発電できる自然に優しい水力発電システムと言われていまして、構造が単純なために、保守・点検がとても容易だと、それで維持コストも抑えられるということで、その地域にあった水車を、池田敏彦教授とおっしゃるんですが、信州大学の先生たちが開発をして、そこに設置をしているという事例なんですね。

そこはリンゴとかをつくっていて、先ほども言われましたように、サル、イノシシ、クマまで出るというようなところで、ちょうどそこで起こした電力によって、里の片側には全部、電さくが設置をされています。そこで発電した電気でも電さくに電気が流れているんですね。その片方設置しただけでも、随分農作物の被害が減っているということで、農家の人たちからも喜ばれているし、地区の人たちからも喜ばれている。水車発電機を増設して、もう片側にも電さくをつくって、里全体を電さくで囲むという、そういう事業に取り組もうとしていらっしゃるんですけども、大学の先生たちの協力と、それから地区の住民の方々の協力、それから水利組合の協力で設置をされ、運営をされています。

市役所前で小水力の実証実験をやられましたけど、ごみがたまって大変だったという話がありましたが、やっぱり小水力発電にはそれはつきものということで、この須坂市のところでは、地区の人たちが係を決めて、定期的にそれをきれいにする、維持管理の仕事をされていました。そういう中で、1つ、2つと発電機がふえているというような様子でした。

私は、確かに設置をして、そして電力を起こして売ってお金が入ってくる、利益が上がるとい

うふうに一度になればそれにこしたことはありませんけれども、まだまだ市民の中には小水力発電が何なのかというのもよくイメージできない方々も多いだろうし、本当に役に立つのかということも思っている方もいるかもしれません。ですから、最初はそういう利益が上がらなかったとしても、小さい規模で水路などを綿密に調べて、この須坂では毎秒100から200リットル流れているところの水路だったんですけども、そういうのを調べて、そこに設置をして、近くで使う。例えば電さくですね。あとは、近くに公民館があれば、公民館の電気に使うとか、街灯に使うとか、そういう方法で設置と活用を一体化したような実証実験をぜひ取り組んでいただいて、そして、どんどんそれを広げ、地域の活性化に役に立てると同時に、本格的なことができるかできないのかというのを同時に研究していかれたらどうかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほどの件で、ちょっともう一回繰り返させていただきますけれども、今年度の建設候補地とはならなかった、その理由でございますけれども、第1回目の建設になりますので、建設後の施設への視察者に対してや、あるいはそういった訪れる方々に対しても熊本市の近郊を優先したということと、もう一つは、建設費用が少ないところを選定したということで、さっきおっしゃったように、水俣は建設費が高いということでございます。

それから実証実験、それとまた実施も兼ねてやってはどうかというような御質問だと思います。いろいろ問題点もたくさんあるんですけども、今現在、2カ所、どうだろうかというので、具体的に詳しい方と一緒に同行させていただきながら、その現場も見させていただいて、検討しているところでございます。

いろんなまだ課題がたくさんありまして、今すぐということではなかなか難しいところもございますけれども、その詳しい方によりますと、何とかできるんじゃないかなというような御意見もちょっと伺ったりもしておりますので、そういったところを含めながら、粘り強くそのことについては進めてまいりたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、子どもの健やかな成長のためにについて答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、子どもの健やかな成長のためにについてお答えします。

まず、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種状況はどうかの御質問についてお答えします。

本市においては、平成23年4月から、これらの予防接種に助成していますが、小児用肺炎球菌

ワクチン及びヒブワクチンについては、生後2カ月から満5歳未満の子どもに対して実施しており、接種回数は接種開始年齢により異なり1回から4回です。10月までの期間で、小児用肺炎球菌ワクチンは延べ201人、ヒブワクチンは延べ195人が接種しており、1回目接種者で見ると、小児用肺炎球菌が135人で、対象者の14%程度、ヒブワクチンについては131人で対象者の13%程度が接種しています。

子宮頸がんワクチンについては、接種回数は3回で、7月からワクチンの充足により本市でも接種可能になりましたが、中学1年生から高校1年生については、10月までで延べ678人が接種し、1回目の接種者数で見ると361人で、対象者の74%程度が接種しています。また、高校2年生については、9月から市が独自に助成を開始しましたが、10月までで延べ75人が接種し、1回目の接種者数は52人で、対象者の37%程度が接種しています。

次に、子どもの医療費助成について、水俣市より助成対象年齢を引き上げている県内の自治体はどれくらいあるのか、また、その助成対象範囲はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

現在、水俣市では子ども医療費助成事業において、小学6年生までの子どもを対象に医療費の助成を行っております。熊本県内においては、45市町村のうち21自治体が中学生以上を対象とした医療費助成を行っております。助成対象範囲の内訳は、中学3年生までが20自治体、高校3年生までが1自治体となっています。

次に、水俣市で小学6年生までの医療費助成実施後の市民の反応はどういうものがあるかについてお答えします。本市では昨年の10月から小学6年生までに助成対象を拡大したところですが、窓口でも子育てには学費や保育費などいろいろお金がかかるので大変ありがたいですなど御意見をいただいております。子どもの健やかな成長につながっているのではないかと考えております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 このヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンですけれども、特に子宮頸がんワクチンは、市独自に高校2年生まで広げていただきまして、それが決まった後、私は高2のお子さんを持つお母さんから、もうすぐ連れていったという話をされました。大変歓迎をされているなというふうに思います。

あと、子どもの医療費のことですけれども、その前にこのワクチンの関係でいえば、国の補助があってやられていたということなんですけれども、国の補助は単年度の補助だというふうに当時聞いていましたが、ぜひ引き続き国に対して補助の継続をするように求めていただくと同時に、市のほうも引き続き助成をしてほしいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、子どもの医療費に関してですが、小学校6年生まで引き上げていただきまして、本

当に歓迎の声が多くありました。中には惜しかった、ことしから中1だったという人もいらっしやって、そういう反応も返ってきています。とにかく、収入が減っているにもかかわらず、教育にかかわるお金は負担がふえる。同時にこの医療費も病院に行くとやっぱり高くつきますので、本当にありがたいという声があちこちで聞かれているところです。

私、改めて一番新しい県内の自治体の実施状況を見て、実はちょっと驚いたんです。水俣市が去年の10月に小学校6年生までやったと思って、はっと気づいたら、中学校3年生以上までやっているところが45自治体のうち21も出てきたというのが、すごく驚き、驚いてはいけませんけど、驚きだったんですね、早いと。やはり、要望が強いというのが一番あると思うんですけども、何で驚いたかという、もう一つ理由があるんです。それは熊本県、都道府県レベルでも、子どもの医療費の助成は全国でやられていますけれども、熊本県は全国的にとってもレベルが低い、助成レベルが低い県になっています。47都道府県のうち37の県は、就学前まで以上なんです。ところが、熊本県は4歳未満にしか助成をしていないんですね。4歳未満にしか助成をしない県は47都道府県のうち4県しかありません。その4県の中の1県なんです。それぐらい県の手当が薄いにもかかわらず、財政状況はどこも大変だというのはわかっていますから、そんな中でも頑張って子どもの医療費助成するために予算を使っているところが非常に驚きでした。驚きと同時に、本当にこういう動きが広がるのが、子どもの命や健康を守るためにも、子育て中の方々をうんと支援していくためにも必要なんだというふうにすごく思っています。

部長はこれを見て、どのように最初思われましたでしょうか。今、先ほども言いましたように、収入が減っているというのはあります。首切りだったり何だったりして、不安定な収入になっているというのものが広がっています。やっぱり非正規で働いているところは特に、仕事があるだけでもいいというふうな考え方もないこともないと思うんですが、やっぱり不安定な収入のもとで、月ぎりぎりの生活をしている。これとこれとこれは今月要るからってということで、何とか調整して払っているけれども、突然の出費があったり、突然子どもが病気したりしたときに、財布にお金が入ってなければ、病院に連れていく前に、財布の中身を見ないといけないっていうお母さんがいらっしやいました。もう情けないんだけど、そうするんだよねっていうふうにおっしゃっていました。だから、本当にお金の心配しなくても、受診できるように、子どもたちが安心して病院にかかれるように、やっぱりしていけないといけないんじゃないかなと思うんです。

小学校、中学校、義務教育です。中学校までぜひ広げることにはできないだろうかと。市町村が率先して今やっていますから、県に対して中学校卒業まで医療費を無料にしてほしいという署名が、先ごろ5万7,000人分の署名が県のほうに提出をされました。それだけ多くの方々が願っていらっしやることだと思えます。ちなみに、そのうち水俣関係が6,000人分あったと言いますから、水俣関係で集められた署名の一つ一つに込められた思いも大きいものがあるというふう

に思います。ぜひ無料化に向けて中学校卒業までの無料化に向けて踏み出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目が、予防接種の国に対する要望はどういうふうにするのかということですが、ぜひ、現在の補助をやっていただけるようお願いをしていきたいというふうに思っております。それと、来年度以降も継続してやっていけないかということですが、国の補助事業が決まるのが今年度末ということで、どういうふうになるのかわかりませんが、現在、現時点で平成24年度以降については、市としましては、まず、子宮頸癌ワクチンについては、中学1年生のみに助成対象を縮小させていただきたいということと、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンについては、今年度同様に生後2カ月から満5歳までを助成対象とする方向で検討をいたしております。ですので、先ほど言いましたけど、国の補助がもっと膨らむようであれば、もっと子宮頸がんワクチンのほうが広がれば、まだ年齢を多くとれるのかなという気はしております。

それと、子どもの医療費を中学まで拡充できないかということですが、私もこれを見ておりまして、県内の自治体の広がりといいますか、15自治体であったのが、21自治体にまで増加しているということで、やはりそういう医療費体制に対しては、何か各市町村とも活発に動いていращやるのかなという感想を持っております。

しかしながら、議員もおっしゃいましたけれども、熊本県の補助が47のうち4番目ぐらい、下から4番目ぐらいというような状況で、かなり市としましても、やはりそういう単独事業となると、かなりの財源不足になるのかなというふうに思っておりますし、やはり、医療費助成じゃなくて、市全体の保険行政の中で、どういうふうにそういう取り組みをするのかというのも、今後、考えていかなければいけないかなというふうに思っておりますので、しばらく状況を見守らせていただければなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私、県のことを申し上げたのは、そんなふうにしてもらうためじゃなかったんですが、これだけ県が至らないのに、直接住民の命や暮らしに責任を持つ自治体は頑張っているんだということを、ぜひ受けとめていただきたかったんですが、それはぜひ受けとめていただきたいと思うんですけど、見守っていくのではなくて、実現に向けて検討を始めてほしいと、すぐ、すぐっていうふうにはならないかもしれませんが、見守るじゃなくて、検討を始めてほしいというふうに思うんですけど。本当に収入の割には子育てにお金かかるんですよ。子ども少なくなっているじゃないですか。水俣だって、1カ月生まれる子どもたちの数と、亡くなっていく人

の数が一目瞭然に毎月わかりますけれども、そういうことを見ても、やっぱりあってはならないけれども、治療がおくれたためにとかいうことがないようにやっぱりしなきゃいけない。そんな低いレベルじゃなくて、本当に安心してひどくならなくても、ひどくなるのを待ってから病院に行っているんですよね、みんなね、大変なところは。ひどくなる前に病院に行けるように、そして、もう一つどこかに頭の隅に置いていただきたいと思うんですけど、子どもたちは自分が体のぐあいが悪くても、どの程度の悪さかわからないですね、頭痛いとか、腹が痛いとかあっても。もし、家の事情がわかっているならば、言わない、親にも言わない、人にも言わないということで、じっと我慢している子だっているということが、全国的には保健室の先生からの報告で出ています。水俣だって、ないはずはないと思うんです。そういう思いをさせないためにも、ぜひ検討し始めていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 市長のほうもどうしようかということによっておりますけど、検討を始めていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時9分 散会

平成23年12月8日

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成23年12月8日（木曜日）

午前 9時30分 開議

午後 1時34分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教 育 次 長（浦下 治 君）	選挙管理委員会事務局長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第4号

平成23年12月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 中村幸治君
- 1 防災について
 - (1) 水俣市地域防災計画について
 - (2) 自主防災組織について
 - (3) 消防団について
 - 2 湯の鶴地区の活性化について
 - (1) 湯の鶴観光振興計画について
 - (2) 観光物産館について
 - (3) 湯出中学校跡地利用について
 - 3 徳富蘇峰生誕150年について
- 2 牧下恭之君
- 1 防災対策について
 - 2 投票率向上について
 - 3 節電対策について（LED化）
 - 4 教育問題について

(付託委員会)

第2 議第87号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について (総務産業)

第3 議第88号 水俣市暴力団排除条例の制定について (総務産業)

第4 議第89号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について (総務産業)

第5 議第90号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について (各委)

第6 議第92号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第7 議第94号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第8 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第9 議第96号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号） (各委)

- 第10 議第97号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（厚生文教）
 第11 議第98号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）（厚生文教）
 第12 議第99号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（総務産業）
 第13 議第100号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）（厚生文教）
 第14 議第101号 市道の路線認定について（総務産業）

平成23年12月第5回水俣市議会定例会陳情文書表（2）

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町1丁目708-2 田形 隆一		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 おはようございます。

未来みなまたの中村幸治です。

一般質問の最後の日になりました。

きょうは気合いを入れて質問したいと思いますので、執行部の明快な答弁をよろしく願いいたします。

12月に入り、ようやく冬らしくなってきましたが、東日本大震災の被害者の方々はこれからが大変な季節になると思います。あれからもう9カ月が過ぎようとしています。国のほうも、どうか復興関係の法案がまとまり、被災者の方々に希望が持てる状況になっていくのではないかと思います。今回の私の質問は、水俣市の防災についてと今後の水俣市のまちづくりについての質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

6月議会で災害予防工事・地域防災計画の見直し・自主防災組織について質問をいたしました。あれから6カ月がたちましたが、水俣市地域防災計画の見直しはどうなったのかを中心に以下の質問をいたします。

(1) 水俣市地域防災計画について。

①、6月議会で平成24年度に見直すとの答弁があったが、現在見直しに対しての進捗状況はどのようなになっているのか。

②、どのようなことを見直すのか。

③、見直しに当たって国・県以外に水俣市として独自に見直すことができるものとしては、どのようなものがあるのか。

(2) 自主防災組織について。

①、6月議会以降、組織強化に取り組まれたのか。取り組まれたとしたら、どのようなことをされたのか。

(3) 消防団について。

①、消防団の必要性についてどのように考えているのか。

②、団員数が年々減少していると聞いているが、そのことについてどのように認識されているのか。また、増員の考えはあるのか。

③、地域防災計画の中で、消防団の出動、任務等が明確になっていないと考えるがどうか。

④、消防団の年間予算はどれくらいか、過去5年間の推移と内訳はどのようになっているのか。防災については以上です。

次に、湯の鶴地区の活性化について質問いたします。

私は、この質問は水俣市の観光あるいは湯の鶴地区の今後にとって大変重要なことだと思っていますので、執行部は本音で明快な答弁をお願いいたします。この質問に私の思いをぶつけたいと思っています。それでは質問いたします。

(1) 湯の鶴観光振興計画について。

①、平成22年3月に振興計画書を作成され、具体的な取り組みを計画されたが、その進捗状況

はどのようになっているのか。

②、この振興計画は何年ぐらいで完成するのか。

③、第5章、観光戦略の中で「川へおりたり遊んだりできる空間整備」とあるが、計画は進んでいるのか。

(2) 観光物産館について。

①、観光物産館建設の目的は何か。

②、管理は指定管理者になるのか。もし指定管理者となるなら、選定基準はどのように考えているのか。

③、管理運営を行う職員として何人ぐらいを考えているのか。

(3) 湯出中学校跡地利用について。

①、跡地利用について現段階でどこまで進展しているのか。

②、跡地利用をどのような方法で検討されているのか。

③、結論をいつまでと考えているのか。

最後に、徳富蘇峰生誕150年について質問いたします。

蘇峰先生は、1863年3月14日水俣の地に誕生されました。そこで質問いたします。

平成25年に徳富蘇峰生誕150年になりますが、現在、水俣市として何らかの計画はあるのか。あるとしたら、どのような動きをされているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、防災については総務企画部長から、湯の鶴地区の活性化については私から、徳富蘇峰生誕150年については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 防災について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） まず、防災について順次お答えします。

水俣市地域防災計画について、6月議会で平成24年度に見直すとの答弁があったが、現在、見直しに対しての進捗状況はどのようになっているのかについてお答えします。

水俣市地域防災計画の見直しについては、さきの6月議会、9月議会の各議員の質問においてもお答えしておりますが、地震・津波の被害想定、住民の避難体制、避難場所、災害対策の拠点

となる災害対策本部の機能の喪失・低下、防災事務等に従事するものの安全確保、原子力発電所の問題などを検討し、反映させていくこととしています。

国においては、平成23年9月の中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会からの報告で、提言された内容に対応する政策を検討し、津波対策に関する記述を大幅に拡充するなど見直しが必要とされています。熊本県においては、熊本県地域防災計画検討委員会を設置し、地震・津波被害想定検討部会、広域連携・情報等検討部会、避難支援検討部会を設け、それぞれの部会で議論を進めているところです。

このように東日本大震災を受けて課題となった項目について国・県が検討を進めており、その検討結果や調査結果が今後市町村へ示されるため、その結果をもとに計画の見直しを行うこととしています。

次に、どのようなことを見直すのかについてお答えします。

現在、熊本県地域防災計画検討委員会の地震・津波被害想定検討部会においては、県内で所在が明らかになっている断層に関連する地震のうち、文部科学省地震調査研究推進本部において地震に関する評価が実施されているものを対象に、地震動、液状化、土砂災害、津波予測やシミュレーション、人的被害、建物被害、ライフライン被害などの地震・津波による被害推計の調査がなされています。

県の広域連携・情報等検討部会においては、情報伝達・情報収集体制、広域避難への対応、自主防災組織の活動促進等を含めた地域防災力の向上、原子力発電所事故への対応体制、災害時の行政機能の維持について検討がなされています。また、県の避難支援検討部会においては、住民避難体制、災害時の緊急救助・保健医療体制、ボランティアの活動支援及び協力体制、復旧に向けた取り組み体制の検討がなされているところです。

これらの検討項目について、県の検討結果を踏まえ、市の地域防災計画と照らし合わせながら見直しを図っていきます。

次に、見直しに当たって国・県以外に水俣市として独自に見直すことができるものとしては、どのようなものがあるのかについてお答えします。

市として独自に見直すことができる項目としては、NTTドコモのエリアメールの活用、熊本県防災情報メールサービスの活用、防災行政無線など住民への多様な情報伝達手段の検討や、同時に被災する可能性が低い自治体間との災害時応援協定の締結、災害の種別に応じた避難所の見直し及び表示、自主防災組織の育成、庁舎被災を想定しての災害情報機器のバックアップなどの検討や非常電源の確保、ハザードマップの見直しなどを考えています。

これらについては、直ちに実施できる項目から随時実施しており、予算が伴うものについては予算確保後に実施していくこととしています。

次に、自主防災組織について、6月議会以降、組織強化に取り組まれたのか。取り組まれたとしたらどのようなことをされたのかについてお答えします。

6月以降の自主防災組織強化の取り組みにつきましては、まず、組織の活動状況や地域が抱える課題など実態を把握するとともに、今後の自主防災組織活動の支援に役立てていくため、6月に自主防災組織の代表者へアンケート調査を行い、7月にアンケート結果に基づくヒアリングを実施しました。アンケート調査の結果などについては、9月の自治会長会で報告し、活動に対する意見交換を初め、今後の自主防災組織の活動支援策の検討資料として活用しているところです。

また、自主防災組織の情報伝達手段として、自治会長、自治協力員、難聴地域へ戸別受信機を配布していますが、役員の交代や転入・転出などにより引き継ぎ漏れなどがあれば、確実な情報の伝達ができないため、現在の保管者、機器の受信状態など各自治会長へお願いし、調査していただきました。機器の紛失や故障などがあれば、その都度、受信機の交換や配布を行い、対応しているところです。

地域からの要望を受けては、牧ノ内地区、第1区、初野小野川内地区にて防災についてのお話をさせていただいたほか、8月に宝川内地区での避難訓練のお手伝いをさせていただきました。

地域の自主防災組織活動に役立てていただくため、平成23年度版自主防災組織リーダーハンドブックを、自治会長または自主防災組織の代表者へ配布し、要望があった地域には必要部数配布しております。自主防災組織の活動支援につきましては、今後も地域の実情を勘案しながら、引き続き実施していきたいと考えています。

次に、消防団についてお答えします。

まず、消防団の必要性についてどのように考えているのかについてお答えします。

消防団については、日ごろから火災時の消火活動はもちろんのこと、風水害時の警戒や行方不明者捜索など、市民の生命・財産を守っていただいておりますことに深く感謝しております。また、近年の多種多様化するあらゆる災害の対応・対策に関しましても、地域防災の核となる存在であり、本市にとってなくてはならないものであると考えております。

次に、団員数が年々減少していると聞いているが、そのことについてどのように認識されているのか。また、増員の考えはあるのかについてお答えします。

当市の消防団員数については、平成18年度510人から平成22年度486人と年々減少しておりましたが、今年度については506人と、昨年度の486人から20人増加しております。今年度は増加しておりますが、団員数の減少、団員の確保は全国的な問題となっており、本市の条例定数は530人でありますことから、消防団各部における新入団員の勧誘活動について地元自治会の協力を得ながら積極的に行い、団員数を確保していきたいと考えております。

次に、地域防災計画の中で消防団の出動・任務等が明確になっていないと考えるがどうかについてお答えします。

水俣市地域防災計画において、消防団は、第1号配備体制のときは、各分団長及び各部長は、各地区の実情に応じ活動を行うことができるものとする。また、第2号配備体制発動のときは、水俣芦北広域行政事務組合消防本部において定める動員計画に基づき、消防団各分団長は、災害活動に従事するため、あらかじめ消防団員の動員、待機の体制を整えておくものとする」と記載しております。

そもそも、消防団の任務については、消防組織法第1条の「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災、または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」にあるように、明確に定められております。

次に、消防団の年間予算はどれくらいか、過去5年間の推移と内訳はどのようになっているのかについてお答えします。

消防団に係る予算については、一般会計予算の消防費の中にある非常備消防費が主な予算となります。過去5年間の予算額の推移を見ますと、平成18年度は5,563万4,000円、平成19年度は6,209万8,000円、平成20年度は6,315万6,000円、平成21年度は6,548万4,000円、平成22年度は6,389万7,000円と推移しており、昨年度を除き、年々増加傾向となっております。内訳といたしましては、消防団員報酬や活動に対して支払われる費用弁償、はっぴや作業服など団員の装備等に係る経費、消防車両の購入費などを計上しております。また、今年度より消防団員報酬と活動に対する費用弁償を上げさせていただいているところでございます。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問に入りたいと思います。

まず、地域防災計画の関係なんですけれども、私はこれは、不備だったら毎年見直すというのは基本的な部分だと思うんですよね。今回の災害があったから、これを見直すということじゃないんじゃないかなというところ、まず1点、そこを申し上げてから質問に入りたいと思います。

私、6月にも地域防災計画の見直しについて質問しました。これ、なぜ地域防災計画の見直しが必要なのか。実は、今回の東日本大震災で、これは指摘をされた、地域防災計画の見直し、これは重要ですよということを指摘された。だから、そういう部分で、今部長の答弁は、地震とか津波とか、そういう部分の中で国・県に基づいて、その見直しをやっていきたいと思いますというようにこの考えかなという気がします。

しかし、これ、被災された仙台の議員から聞いたんですけれども、議員が訴えられたことは、国・県かかわる見直しもあると言うんですけども、やっぱり自分たちが使える地域防災計画を、

その防災計画を見直していくんですよというようなことを訴えられてました。だから、私はこの件は本当に今後大切なことだということで、これについての質問をずっとしているわけなんです。

やはり水俣市で独自に見直すことを早急に取り組む、これが本当の水俣の姿勢じゃないでしょうか。だけど、そのことで私は質問しているわけなんです。先ほどちょっと地震のことで部長は答弁の中に入ってますけれども、水俣市で今後起きると予測される地震、これについては、国の地震調査研究室本部の資料を見てもみますと、今後30年間に起きると予想される震度6弱以上の確率、これは少ないですよ、0.1%から3%ということになってますけれども、実際、原発事故というのか今回起きた。安全神話が崩れてしまったんですね。ということは、0.1%から3%でも起こり得る可能性があるということの証明だと私は思ってるんです。それで、水俣のほうにも大規模災害の起こり得る可能性があるということで、この大規模災害の計画を詳細に早々に見直す、これが大事じゃないかなと思っております。

そこで、詳細に質問したいと思えますけれども、まず1番目に、各地区の避難ルートというのはできているんですか、それを質問します。2番目、応急仮設住宅の設置予定場所、これは決まってるんですか。3番目、医療救護所の設置は決まっていますか。4番目、食糧供給計画は立てられていますけれども、今のままでそのままいいのかどうか。

それと防災計画、私、平成22年、それと23年、これは市でもらってます。この中身すべてチェックさせてもらってます。そこで、防災計画の11ページなんですけれども、第3節、各種災害種別ごとの災害予防の2項目になります。台風、暴風雨、浸水対策の中で、危険区域の巡視責任者は資料編に記載してありますということを書いてあります。この危険区域の巡視責任者が資料編にあるということで、私ずっと資料編を見てみたんですけれども、私が見つけれんのかどうか知りませんが、そこはどうも記載されていないんじゃないかなという気がします。もし記載されてなければ、こういうのも見直しの一つなんです。これは水俣でできることなんですね。

それと、6月議会で私は誘導責任者、防災計画には明記されていないということを質問しました。これはどういう方が誘導責任者なんですかということも6月議会で質問しました。そのときに部長の答弁は、消防団、自治会長あるいは自主防災長ということで答弁されましたけど、これについては平成23年度には載ってませんよね、当然。そういうのも早急に見直すところがあるならば、本に書いてあるんじゃないんです。私はこれでもらってますから、パソコンの中で即、こういうのはできるはずなんです。だからそういうことをどう思われているのか、その部分を質問したいと思えます。

次に、自主防災組織強化についてですが、先ほども仙台の議員が言われましたことを話をしました。同じ議員が次のようなことを訴えられています。まず、行政ですべて行うのは限界がある

と、だから地域で行う体制が必要でありますよということを言われています。それともう一つ、中・高生徒の皆さんですね、これの防災教育をどう行うのか。それと権限と財源の問題で、市として何ができるのか、やっぱりここが一番の問題だということを指摘されています。このような被災された生の声を聞いてみますと、やっぱり根本的には自主防災組織の強化が重要だということを私改めて認識をさせてもらっています。

そこで、先ほどもちょっと部長から答弁があったんですけど、来年度、自主防災組織の強化計画というのは何か考えておられるのかどうか。もし考えておられるのであるならば、これにはやっぱりお金がかかりますから、予算というのはどれくらいというか、計上される予定なのかどうか、それを質問したいと思います。

次に消防団についてなんですけど、消防団は、防災組織法で市町村が設置をするということになってます。これはNHKの放送で大規模災害の対策ということで、一番大切なものは何ですかということのテレビ放送があったんですけど、その中で言われたのは、消防団員の活動マニュアルの整備、それと消防団の装備の充実、それと水門閉鎖等の自動化、それと消防団員の増員、それと消防団活動環境を魅力あるものにする。それと最後に住民の防災意識を高めるということを専門の方が言われてました。

先ほどの部長の答弁で、消防団の団員数、今年はふえてますという答弁がありましたが、私もこれは大変結構なことだと思っています。しかし、実態がどうなのかですね。要するに中には消防団員、名前だけというのは失礼なんですけど、実際活動できない、そういう方もいらっしゃるということも伺ってます。だから、そういう実態があるということなんですよ。

それと消防団についての国の目標という格好の中では、全国の総消防団員数を100万人以上、うち女性消防団員数を10万人以上と設定されるということを伺っています。現段階では、平成22年度4月の段階では、全国で88万人となっているということなんです。

そこで質問したいと思いますけど、先ほどもちょっと触れましたが、活動できる消防団員という数ですね、そういうのは市として把握されているのかどうか。それと女性の消防団員、これ私必要だと思っています。だから、水俣では現在何人いらっしゃるのかですね。それと、先ほどの答弁の中でも、消防団員をふやすということを言われましたので、これについては、ぜひ、そのような方向で消防団員、また地域含めて頑張っていただきたいと思っています。

それと、消防団員の予算についてなんですけど、私がちょっとお聞きした段階の中で、これ一般団員の年額報酬の交付税の単価、これは一応3万6,500円ということをお聞きしたことがあります。これが事実かどうか。それと出動手当の交付税の単価、これは1回7,000円ということをお聞きしてますけど、これが事実かどうかですね。それと、その単価をもとにして交付税というのが配布されているのか、このことについて質問したいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 中村議員の第2回目の質問、幾つかありましたので、答えていきたいと思えます。

まず、各地区の避難ルートはできているのかということでございましたが、各地区の避難先や避難経路については、防災計画の中に一通り示してございます。ただ、地域の状況や特性あるいは災害の種類などによってそれぞれでございまして、各世帯や各地域については、市のほうで厳密に把握できているとは言えません。やはり細かな避難先や避難ルートについては、各個人であったり御家族であったり、地域内で考えていただくとともに、地域の自主防災組織の活動として経路の確定を行っていただきたいと思っています。ただ、その際、市といたしましても、自主防災組織などでの話し合いの場に出向いてノウハウを伝えていく必要があると考えていますので、職員の積極的な活用をお願いしたいというぐあいに思っております。

それと仮設住宅の設置予定場所についてでございますが、地域防災計画に設置予定場所の記載はございません。被災した場所や状況によって、確保する場所は変わるものというぐあいに考えております。まずは、公共施設のグラウンドあるいは駐車場などの比較的広いスペースが確保できる場所になるかと思えます。また、仮設住宅の設置に関しては、被災者への早急の提供が必要となりますが、重要なことは、以後の復興に向けた地域のコミュニティが崩壊しないように配慮し、入居していただくと、そういうことではないかと思えます。

平成15年の土石流災害におきましても、地域の要望を踏まえて集地区内のグラウンドに仮設の住宅を建設いたしております。仮設住宅を建設する戸数や場所などにもよりますが、設置に当たっては、やはり被災者の意見、そういったことが重要となりますので、一概に設置予定場所をあらかじめ決定しておくというはできないのではないかと考えています。

医療救護所の設置場所でございますけれども、医療救護所は負傷者が多発し、病院への搬送が間にあわない、そういった場合、被災地の現場で応急手当などを行うために設置するものでございます。災害の種類あるいは被災の状況、そして負傷者の数、負傷の程度、それから二次被害の危険性など、設置に関しては総合的に判断すると、そういった必要がございます。事前に場所を特定することは難しいと考えております。

食糧供給計画の御質問ございましたが、食糧供給計画については、現在のところ問題はないというぐあいに考えております。

それから、巡視責任者は資料編記載のとおりと、資料編への記載がないがということでございましたが、現在の計画においては、議員御指摘のように記載が漏れています。記載漏れでないかと思われまますので、24年度の計画において記載及び修正等を行ってまいりたいというぐあいに考

えています。これについては、以前に急傾斜地区危険区域の警戒態勢の中で記載されておりましたけれども、その後の見直しで本文修正なされる際になされてなかったということでございます。

それから、誘導責任者について、同じく明記されていないということでございます。これについても明記していきたいと考えていますが、ただ、誘導責任者という言葉が妥当であるのかどうかという点も考慮して今後考えてまいりたいというぐあいに思います。

それから、自主防災組織についてのお尋ねがございました。来年度自主防災組織計画の強化の計画はあるのかということでしたが、平成24年度に計画している自主防災組織強化の取り組みといたしましては、大きく分けまして3つほどございます。まずは、自主防災組織活動の活性化を図ると、それからやはり強力なリーダーを育成していくということ、それから3つ目に自主防災組織の連絡協議会の設立に向けた取り組みを行っていききたいとそのように考えております。

もう少し述べますと、自主防災組織の活性化につきましては、活動等に関する補助金を新たに設けるなど、あるいは平常時あるいは緊急時の活動に係る備蓄品の装備をどうするかと、それから避難訓練や図上訓練などの各種訓練に必要な経費、啓発活動や先進地の視察に係る経費の補助を行うほか、地域で作成した防災マップの表示看板の設置であるとか、海拔表示、土のう袋、海砂の配布等を計画いたしております。

そして、自主防災組織のリーダー育成につきましては、これまでも実施してきておりますが、リーダー研修会のほかに、火の国防災塾というのがございますが、参加希望者に対するその送迎であるとか、防災士の取得にかかわる経費の補助であるとか、自主防災組織連絡協議会の設立に向けては、組織の代表者による視察、設立に向けた協議を計画していきたいと、そのように考えております。なお、予算につきましては、自主防災組織の強化に係るものとしては、予算要求の段階でございますが、200万円程度ということ考えております。

次に、消防団についてでございますが、先ほど、活動できる消防団員の数はということでお尋ねがございましたが、そもそも消防団員は仕事の傍らに活動していただいておりますので、曜日や時間帯などで活動可能な人員というのは変わります。ただ、常に100人から200人程度の人員が活動できるものというぐあいに考えております。実際、最近では桜井町で火災がございましたけれども、その際は消防団員218名が出動いたしております。また、ことし8月に牧ノ内で行方不明の捜索がございましたけれども、その際は120人の消防団員の皆さんが出動して捜索に当たっておられます。

それから、女性消防団員については現在6名の方がいらっしゃいます。主に消防点検への参加であるとか、火災予防啓発、そういった広報活動あるいは各訓練への参加などを行っていただいております。

体制ということで担当消防団と対象地域、これが明記をされてます、地域防災計画の中に。それと除雪計画、それと救助・救出、それと部長の答弁には行方不明捜査、これが出てました。それと水防連絡計画、こういうのは任務が消防団の出動とか、そういうのがはっきり明記をされてるんじゃないかなと思ってますけど、急傾斜地等崩壊危険区域の警戒避難体制に関する計画、それと土砂災害計画区域の警戒避難体制に関する計画、この中の危険区域における情報の収集という部分があるんですけど、ここを見てもみますと、これについては災害対策本部長、これは市長ですよ、は災害が発生するおそれがあると認めるときは、消防班、この消防班というのは消防本部なんです、を派遣し、情報の収集を行うものということになってます。ということは、消防団というのが、この中でもはっきり明記をされてないんですね。

ところが、こういうときにこそ、先ほど言いましたように、消防団は出ていくんですよということなんです。だから、こういうところを毎年毎年見直していくというのが自主防災計画を地域に本当に根差して、そういう防災計画になるんじゃないかなということなんです。だから、今言ったこの指摘、これは消防団の自主性に任せてあるかどうかですね、それを1点質問したいと思います。

それから見直しなんですけど、この見直しというのは、実際どういう格好で指示を出されているのかですね。そして、見直しという場合には、上司の、多分これは担当がこれについて作業すると思うんですけど、それについて具体的な作業内容の見直し、そういうのを上司として指示をされているのかどうか。それと見直しについての方法、それはメンバーというのはだれなのか、担当者だけに任せているのか、それとも月に何回程度、こういうことについて会議をしますよというようなそういう明確な指示、そういうのがなされているのかどうか、そのことについて質問したいと思います。

それと、先ほども言いましたように、消防団の分が明確にされてないということであるならば、消防団の活動マニュアル、これが作成をされているのかどうか。作成をされてないということであるならば、今後それを作成する考えがあるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それと、私はこの地域防災計画について、今いろんな格好で話をしましたが、先ほども申しましたとおり、これは機能して初めてこの防災計画書というのが生きてくるんですね。ということは、役所、消防署あるいは消防団、企業、病院、福祉関係あるいは学校、市民、これがそれぞれこの連携がとれて初めて防災というのはなり得るのかなという気がいたします。そのために、水俣市として防災計画書にも載ってるんですけど、災害対策総合訓練が載ってるんですけど、水俣市としてそれをされているかどうか、私はされてないんじゃないかなと思ってます。されてるのかどうかですね。もし、されてなければ、今後、その総合防災計画をやりますということ、やるかやらないかですね、そこの部分をはっきり答弁をしてもらいたいと思います。

最後の災害対策総合訓練、これについては、このトップリーダーは市長ですので、この件については市長のほうで答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 消防団の団員の出動について、自主性に任せてあるのかというようにしたことであったかと思いますが、消防団員は通常であれば団長の指示命令によって活動するということになってはいますが、災害発生時あるいは特に非常時においては、各地域の実情によって分団長及び部長の判断で活動を行わなければならない場合もございます。各地域の実情に合った活動をするためには、各分団長及び部長の自主性を尊重する必要があるというぐあいに考えております。

それと土砂災害警戒区域等の警戒避難体制に関する計画では、情報収集は消防班、いわゆる消防本部のほうに派遣をお願いするというので、消防団のほうには出動については明記されていないというようなことでしたが、現在の計画では、そのように明記はしてございません。議員御指摘のように、次年度、24年度の計画に明記をしまいたいというぐあいに考えております。

それから防災計画の見直しについて、だれがということでしたが、水俣市の地域防災計画、これはどこもそうなんですが、国の防災基本計画に基づいて水俣市の防災会議が作成するというのが、原則的にはそういうぐあいになっております。それで、毎年検討を加えまして、必要がある場合には、これに修正を加えるということになっております。ただ、その際、県のほうにも地域防災計画がございますけれども、そちらのほうとの兼ね合いであるとか、計画に盛り込まれている内容に抵触してはならないといったこともございますし、策定項目も、あらかじめ、ある程度定められているというのが当防災計画でございます。

今回の東日本大震災を受けての問題点、課題などが現在挙げられておまして、国・県の防災計画も見直しが行われています。その際、水俣市の地域防災計画においても、国の基本計画であるとか、県の地域防災計画に沿った形、見直しに沿って見直しする必要があると、そのように考えますので、検討を進めているものでございます。

それから、見直し内容についての作業であるとかその指示でございますが、具体的に見直しに係る項目については、今申しましたように、国や県が東日本大震災を受けての問題点、課題などを検討されています。それらの問題点、課題を整理された上で、水俣市の計画へどのように反映していくのか、また当面の対応として市でどのようなことが実施できるのか、実施できるものについては随時行いながら、また予算などの関係で検討が必要なものについては引き続き検討を行ってまいりたいと思います。

したがいまして、県や県内自治体などとの意見交換あるいは会議、研修などで収集した情報の中から市の防災対策として活用できる部分などを見出しながら、現在進めているところでございます。

それから、地域防災計画の見直しについては、県に設けられました防災計画の検討委員会に防災危機管理室の担当職員が出席をいたしまして、国であるとか県の情報を参考にしながら、市として取り組むべき項目も含め、必要に応じて適宜見直し作業を行っているところでございます。

それから、消防団活動マニュアルについてお尋ねがございましたが、現在、市において消防団活動マニュアルというものは作成しておりません。本市消防団は、市の各種訓練や分団各部における地域の実情に合わせた活動を行うため、消防水利の巡回点検や訓練等を通じて、各団員の資質の向上が図られています。また、消防団員からも消防団活動マニュアルといった、そのような作成の要望も今のところは出ておりません。また、マニュアルの有無で活動に支障を来していると、そういった報告も聞いてございません。ただ、消防団のほうからマニュアルを整備する必要があると、そういった要望がありました場合には、作成を検討していきたいというぐあいに考えております。

災害対策に伴う総合訓練については、市長のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、災害対策総合訓練について実施すべきだというような御質問でございます。これは平成17年に関係機関を交えまして総合訓練が実施されております。それ以降、この総合訓練は関係機関を含めての総合訓練というのは実施されておられません。したがいまして、関係機関との連携を図っていく上でも、あるいは総合訓練の反省を生かして防災計画に生かして行くと、そういう意味からも、できるだけ早い時期に実施しなければならないと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、湯の鶴地区の活性化について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、湯の鶴地区の活性化についてお答えします。

初めに、湯の鶴観光振興計画についての御質問に順次お答えします。

まず、湯の鶴観光振興計画の進捗状況についてお答えします。

現在、平成22年3月に策定いたしました湯の鶴観光振興計画に基づき、湯出地域に地域住民で組織する湯の鶴観光振興計画実行委員会を設置していただき、協議を重ねております。計画では、具体的な施策として14のハード整備、11のソフト施策を示しており、短期、中期、長期の3期に分けたスケジュールと行政と地域などの取り組み主体を提示しております。短期はおおむね3年程度、中期は5年程度、長期は10年程度としており、短期で行政が行うものには、温泉保健セン

ター及びその周辺整備、泉源の調査・検討、温泉街の雰囲気づくり、ほたる橋の改修、案内板等のサイン、川におりたり遊んだりできる空間整備、空き旅館の整備・活用、矢筈岳トレッキングの誘導サイン整備、レンタサイクルの導入が示してあり、このうち、温泉街の雰囲気づくり、ほたる橋の改修、案内板等のサイン、空き旅館の整備・活用は今年度で着手する予定であり、そのほかも来年度から順次着手したいと考えており、おおむね計画どおりに進んでいるものと思います。

また、ソフト施策では、短期として新幹線開通に伴う新規交通手段の検討、旅行商品の開発やPR、活動の推進、散策ルートの検討、環境モデル都市施策に呼応した観光地づくりが示してあります。

新幹線開通に伴う新規交通手段の検討につきましては、昨年から新水俣駅から湯の鶴温泉間を1人当たり500円で乗れる直通タクシーの実証実験を実施しております。あわせてみなくるバスの運行ルートにつきましても、今後の検討課題としてとらえております。

また、旅行商品の開発やPR活動の推進については、モニターツアーの実施による旅行会社への商品開発の働きかけや、現在実施中のみなまた恋せよキャンペーン、熊本、鹿児島など他地域へのPR活動などを積極的に進めております。さらに、散策ルートの検討につきましては、湯の鶴観光振興計画実行委員会と連携して、実際に湯の鶴温泉街等を歩き、散策ルートを検討するなど、観光資源の再発見を始めております。

環境モデル都市施策に呼応した観光地づくりにつきましては、本田技研工業株式会社、熊本学園大学と協働で水俣市内から湯出地域にかけて電動バイクを利用した社会性実証実験を行っており、ソフト事業につきましても、おおむね計画どおりに進んでいるものと考えております。

次に、この振興計画は何年ぐらいで完成するのかとの御質問ですが、先ほども申し上げましたが、計画上、長期の位置づけはおおむね10年程度としておりますので、平成31年度の完成ということになります。ただ、観光を取り巻く状況は常に変化しておりますので、この変化に対応できるよう見直しを常に行いながら、湯の鶴地域の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、川へおりたり遊んだりできる空間整備の計画は進んでいるのかについてお答えします。

湯の鶴温泉は、周囲の緑深い山々と湯出川の清い水が特徴的な温泉地であり、観光客が今一番求めているいやしを与えるためには、湯出川を効果的に活用することが大変重要と考えています。このため、現在、河川管理者である県と湯の鶴温泉街の湯出川におりることができるポイントの整備や路地を含めたまち歩きの中で、観光客が水に触れたりできる空間の整備ができないか協議を進めているところです。

次に、観光物産館についてお答えします。

観光物産館建設の目的については、湯の鶴温泉を訪れる観光客等に良質な休憩場所を提供する

とともに、市の農産物等を生かした飲食物の提供、観光情報の発信、地域の特産品の展示販売を行うことにより地域の振興を図ろうとするものです。

戸岡鋭治氏のデザインと相まって、情緒あふれる里山の雰囲気を生かした温泉街、棚田、湯出七滝、矢管岳など地域内を回遊する湯の鶴観光の中心拠点施設が完成するものと確信しております。

次に指定管理者の選定基準についてお答えします。

湯の鶴観光物産館では利用者にこれまでにない良質のサービスを提供したいと考えておりますので、管理運営については、民間の経営能力やノウハウ、創意工夫を生かす必要があると考え、公募による指定管理者での管理運営を想定しております。その選定基準につきましては、観光客の誘致と地域活性化及び市のイメージアップのため、いかに利用者の立場に立ったサービスと質の高い公共空間を提供し、心地よい空間を維持できるかを重点的に選考したいと考えております。

次に、管理運営を行う職員として何人ぐらいを考えているのかについてお答えします。

これまで申し上げてきましたように、湯の鶴観光物産館は、利用者の立場に立ったサービスと質の高い公共空間を提供するため、民間の指定管理者に管理運営を委託するものであり、その選考に当たっては公募としたいと考えております。このため、職員の人数は応募者の提案にゆだねたいと思います。

なお、当然ながら指定管理者に委託するものの、市として管理運営につきましては確認を怠らないようにしていきたいと考えております。

次に、湯出中学校跡地利用についての御質問にお答えします。

まず、跡地利用について現段階でどこまで進展しているのかとの御質問にお答えします。

学校跡地の利用については、市役所庁内メンバーで構成される学校跡施設活用検討会でこれまで検討しており、昨年度は深川小学校跡地の活用などについて検討しております。湯出中学校などを含む学校再編成が行われたことし4月以降は、まだ検討会は開催しておりません。

次に、跡地利用をどのような方法で検討されているのかとの御質問にお答えします。

湯出中学校跡地の活用につきましては、平成22年3月に水俣市が策定しました湯の鶴観光振興計画書の中に記載しており、例えば湯の鶴クラフトビレッジ構想における作品展示やアートスクールとしての活用や学生サークルなどのスポーツ合宿時の宿泊施設としての活用等を計画しております。このような計画が実現可能かどうかを含め、今後、地元関係者等の意見をお聞きしながら、学校跡施設活用検討会等で検討していきたいと考えております。

次に、結論をいつまでと考えているのかとの御質問にお答えします。

湯の鶴地区におきましては、議員御指摘のとおり、湯の鶴温泉センターを初め、現在建設中の

湯の鶴観光物産館などの施設や周辺の整備を進めておりますが、それとあわせて湯出中学校跡地は地域住民の活動拠点としての役割を担う施設と考えておりますので、今後、地元湯出地区住民で組織されている湯の里村きずこう会のメンバーを初め、関係者等の意見を聞きながら整備をしていきたいと考えております。

跡地利用に関する結論を出す時期につきましては、出された意見の内容にもかかわってきますが、中・長期的に5年から10年を目標に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 戦略的に川を生かすという格好の中で答弁を受けたんですけど、基本的には、水俣は環境首都の称号を受けた都市ですので、環境というのは常に頭の中に入れていかなければいけないということを考えますと、1つお尋ねなんですけど、湯の鶴の生活排水について、これは現在川に流れている分があるのかなと思いますけど、これをどのように考えておられるのか、1点質問したいと思います。

それと物産館についてなんですけど、物産館の館長の役割、仕事ですね、これは先ほど市長の答弁でも少しあったんですけど、これは物産館の管理運営だけということなのか、それともう1点は、物産館のイメージとして、お客様は地元の農産物を求めてこられるというイメージで来られるというのが多いのかなと、私たちもそうなんです。物産館と聞けば、地元の野菜とかそういうようなものを求めていくということなんですけど、そのニーズにこたえられる農産物の加工というのはどのように考えておられるのか、その点を質問したいと思います。

それと、学校跡地利用については、これは沖縄の総合計画を私1回見せてもらいに行ったんですけど、この中で、やっぱり地元との話し合いの中には、そのときには助役が常に参加をされていたと、それで地元との話し合いがうまくいったということをお聞きしていますので、この跡地利用について、水俣の役所のトップクラスの方がそこに参加するという意思があるのかどうか、それだけについて質問したいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、湯の鶴の生活排水について、どのような考えを持っているのかということでございます。

生活排水の処理につきましては、基本的には下水道事業認可区域内は下水道事業でと、区域外につきましては、さきに大川議員の御質問にもお答えしましたように、本年度から自己負担が軽減されておりまして、新たに有利な補助制度で合併処理浄化槽をできるということにしておりますので、合併処理浄化槽の設置での処理を推進していただければと考えております。湯の鶴地域は、認可区域外に当たりますので、合併処理浄化槽で対応していただくということになるのでは

ないかなと、そのように思っております。

それから次に、この物産館の全体のまちづくりということも考えていく必要があるのではないか、したがって、そのリーダー、いわゆる物産館の館長はどうするのかというような御質問でございます。

さきの答弁の中で申し上げましたけれども、まず、この物産館の目指すところでございますけれども、湯の鶴観光物産館という名称になりますと、どうもまっぼっくりでありますとか、あるいは久木野の愛林館のような地域づくりの拠点施設と受け取れるようなニュアンスが非常に強いのではないかなと思っておりますけれども、私どもが今意図しておりますのは、さきの答弁で申し上げましたように、観光客に良質の食事と、あるいはくつろげる空間というのを提供したいと。そして、よかったと、もう一度行ってみようと、ロコミとなって、あるいはマスコミの方々に取り上げられて、たくさんのリピーターの方々が湯の鶴の観光物産館だけでなく、湯の鶴温泉の各旅館あるいは自然、そういったものに親しんでいただきながら、ひいては水俣に訪れていただくようになってほしいと、そういう思いで観光客増加をまずは目的としてやっているところでございます。このために、この前から申し上げておりますけれども、水戸岡さんにトータルコーディネートをお願いしております。この水戸岡さんにつきましては、今度の日曜日でございますが、11日になると思っておりますけれども、湯の鶴の温泉センターで講演をしていただきますので、もし機会があったら、そのお気持ちも聞いていただければありがたいと思っております。

いずれにいたしましても、観光客の皆さんに最上にくつろげる空間を提供したいということで頑張っておりますので、そういった状況にこたえられることのできるリーダー、そして同時に地域の活性化を図る能力ある、そういった方をリーダーとして、ぜひ来ていただきたいと、そのように思っているところでございます。

それから、次に農産物を求められる方が多いと思うけれども、そのニーズにこたえられる農産物の確保はどうするのかというような御質問だったと思います。

観光物産館の管理運営を委託するのは指定管理者でございますので、指定管理者に販売していただくということでございますけれども、農産物の確保につきましては、指定管理者だけでなく、本市も含めまして、また地元農家の方々あるいは農業委員会の方々あたりにも広くお話をしながら、連携をして努力をしてみたいと思っております。

それから、学校跡地の件で、地元との話し合いのときは責任のある者が出るように、今後十分注意をしてみたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 この物産館の指定管理者という格好で、選定の基準についてなんですけど、市長も今答弁の中にありましたけど、私、この中ではやっぱりまちづくりという観点の中で重要な拠点

じゃないかなと思うんですね、物産館だけじゃなくて。そういうニュアンス的な部分の中で、いろんなことの企画ができる、その実行ができる人、それと地元と一緒に活性化、これは市長言われましたですね、ができる人、そういうことを選定基準の中に入れてほしいと思うんです。ここが私は本当に一番の拠点だと思ってるんです。だから、ぜひ選定基準ということを確認にしっかりして、その選定をやっていただきたい。それが一番これが大事なことだと思います。その点を質問したいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 選定基準を明確にしてということでございます。まさにそのとおりだろうと思っておりますし、まず、やっぱりこの物産館が地元にあふれなければ、まずは基本的には話にならないと思っておりますので、地元にあふれる物産館としてまず頑張らせていただきたいと思っております。同時に、そのことによって観光客が訪れられる。そういったことも含めながら、両方をこなしていける、素晴らしい人材をぜひ努力して探していきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、徳富蘇峰生誕150年について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、徳富蘇峰生誕150年について、現在水俣市として何らかの計画はあるのか、あるとしたらどのような動きをされているのかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、1863年に生まれた蘇峰は、平成25年には生誕150年を迎えます。また、蘇峰記念館も開館30年を迎えます。そこで、これを節目として、人々が改めて蘇峰に興味を抱き、学び、後世に語り継いでいく絶好の機会となる顕彰イベントなどができないかを考えているところであり、水俣市蘇峰会からもお話をいただいているところです。

また、平成25年のNHK大河ドラマは、蘇峰が4人の恩人の人に掲げる新島襄の妻である八重が主人公になると聞いております。蘇峰がドラマの登場人物になるかはわかりませんが、新島襄と交流のあった人物として改めて注目をされるのではないかと期待しております。

生誕150年事業の具体的な内容についてはこれからでございますが、今年度早急に水俣市蘇峰会を初め、市民の皆様とともに準備委員会組織を立ち上げ、概略の事業やイベント等を検討しながら、平成24年度に市民全体での実行委員会組織を立ち上げ、事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

まず初めに、防災対策について。

東日本大震災をきっかけに、災害情報の発信機能の確保が重要なテーマになっています。役所が甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバーも使用不能になる可能性もあり、そうした非常時に住民への情報発信手段が断たれることを防ぐ有効な手段として今注目されているのが、災害時に遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらう仕組みであります。大規模災害では、むしろ離れた自治体のほうが頼りになる可能性が高く、姉妹都市、友好都市など、遠隔地でありながら定期的に人が行き来して交流を深めている自治体と災害時の協定を調べていくことが重要であることは、今回の震災で得た教訓の一つでもあります。災害情報の発信機能の充実・強化を図るために災害時に遠隔地の自治体にホームページを代理掲載する契約を進める考えがないかお尋ねいたします。

我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に女性の参画・男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。しかし、今回の東日本大震災でも、例えば着がえる場所がない、授乳スペースがないなどの声を耳にしました。また女性用衛生品や化粧品、乳児のおむつなど支援物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っています。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子どもや高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが災害時の担い手として、その力が発揮できるような仕組みが必要であります。

防災会議への女性委員の積極登用ができないか、女性の意見を地域防災計画に反映させる取り組みができないか、お尋ねいたします。

緊急の災害時に避難を優先すべきは、障がい者や高齢者等、いわゆる災害弱者です。本市の災害弱者の緊急時の対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

さきの大川議員が提案した海拔表示シートの掲示はどうなっているのか、お尋ねいたします。

調査では土砂災害警戒区域等が指定されている地区では、指定されていない地区に比べて、避難勧告や避難指示に対する住民の避難率が高いことが判明しています。水俣市における土石流災

害、急傾斜地指定箇所はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

次に、投票率向上について。

昨年の7月の参議院選挙で投票率向上に向け、創意工夫を凝らし、期日前投票の取り組みを強化する対策を進めた自治体が幾つかありました。入場券の裏側に宣誓書を印刷し、事前に自宅等で期日前投票の宣誓書が記入できるようにしたものです。秋田市を初め今回実施した選管では、受け付け時間が短縮され、投票所での手間を省けます。ぜひ利用をと呼びかけて取り組みの推進を図りました。

入場券の裏側に印刷された期日前宣誓書兼請求書にあらかじめ氏名、住所、生年月日を書き、該当する理由を丸で囲んで期日前投票所に行くだけです。投票所入場券を持って期日前投票所に入場することで、宣誓して投票用紙の交付を請求する署名が不要になり、投票日の選挙投票とほとんど違いがなくなります。

法令によると、宣誓書の記載をする場所の指定はなく、自宅で宣誓書に記入することに全く問題がないと考えます。入場券の裏側に印刷された期日前宣誓書兼請求書は、高齢者や障がいのある方など、その場で記入に戸惑いやすい人たちに配慮をした手続と自宅で記入できるように簡素化し、期日前投票の利便性を高め、さらに選挙の投票率を上げる取り組みとして実施すべきと考えるが、いかがか。

さきの衆議院特別委員会で公明党は、投票所で高齢者特有の戸惑いの行動を紹介をしながら、投票するときに、あらかじめ投票しようとして決めてきた候補者の正確な氏名を記載したメモや法定ビラを投票所に持ち込み、投票することを可能にすべきと主張いたしました。このことに対し前片山総務大臣は、法律上、有権者が文書、メモを持ち込むことは妨げられていない。公選法上、特段の制限はない。法定ビラも同じだと述べています。水俣市の対応はいかがか。

次に、節電対策について。

水俣市は平成4年に日本で初めて環境モデル都市づくりを宣言し、日本のみならず、広く世界の低炭素社会のモデルとなるまちづくりを進めてきました。温室効果ガスの削減目標に2005年を基準年として、2020年に33%削減、2050年には50%の削減を掲げて取り組みをされています。取り組み状況と成果はどうか。

資源エネルギー庁では、とりわけ照明に係る電力は、平均的なオフィスビルの電力消費のうち、実に24%を占めると推計しており、照明の節電は目標達成のために極めて重要であります。こうした照明の節電のために、即戦力とでも呼ぶべき大変有効な手段が照明のLED化であります。資源エネルギー庁の推計によれば、従来型蛍光灯をLED化することで、約40%の消費電力削減につながるのとことでもあります。さらに、LED照明は従来型蛍光灯に比べ、室内温度が2度下がるとの効果もあり、なおかつ軽量であります。空調設備の更新などに比べて軽易な工事で導入

できることから、節電の有効な対策の一つであると認識しております。

水俣市も、市庁舎照明のLED化を図れば、消費電力の大幅削減を実現できるとともに、市が率先して節電に取り組んでいる姿勢を市民に大きくアピールでき、市内全体における節電の取り組みを推進していく上でも極めて効果的と考えるがいかがか、お尋ねいたします。

また、公共施設すべての蛍光灯をLED化すると、削減効果、金額及びCO₂換算はどうなるのか。LED防犯灯につきましては、電気代が安いこと、また寿命が15年程度と長いために、蛍光灯型防犯灯では、約2年に1回必要なランプ交換が不要であります。自治会での既設の防犯灯をLED防犯灯へ交換する際に助成ができないか、また新設も含めてお尋ねいたします。

次に、教育問題について。

特別支援教育は、平成18年6月に学校教育法が改正され、小・中学校等に在籍する教育上、特別の支援を必要とする障がいのある児童・生徒に対して、障がいによる困難を克服するための教育（特別支援教育）を行うことと、法律上明確に位置づけられました。水俣市では、さまざまな障がいを持つ児童・生徒に対する学校生活や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の教育的意義は大きいものがあるとして、支援員の拡充をされてきました。

特別支援教育支援員の現状と成果について、学校からの支援員の要望数と支援を必要とする児童生徒数の現状について、支援員の研修は行われているのか、お尋ねいたします。

次に、学校トイレの問題ですが、近年、住宅のトイレ環境が向上し、商業施設や駅などの公共トイレの改善が進み、学校のトイレについても、近年整備された学校では魅力的な実例が見られるようになってきました。これに対して既存の学校施設については老朽化したまま改修が進んでいないものが多く、総体的に取り残された存在になりつつあります。学校トイレは、汚い、臭い、暗いの3Kと言われてきました。排せつ行為自体が恥ずかしいと無理に我慢する子等々、健康を損なうおそれが指摘されています。学校トイレが、学習の場、生活の場である学校としてふさわしい快適な環境整備が必要であります。学校トイレの現状についてお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、防災対策については私から、投票率向上については選挙管理委員会事務局長から、節電対策について（LED化）は福祉環境部長から、教育問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

防災対策について、災害情報の発信機能の充実・強化を図るために、災害時に遠隔地の自治体

にホームページを代理掲載する契約を進める考えがないかについてお答えします。

現在、市では熊本県内の市町村及び14市、鹿児島県出水市、伊佐市との間で災害時における相互応援に関する協定を結んでおります。また、熊本県においては九州各県及び山口県との災害時相互応援協定が結ばれており、さらに九州地方知事会において、去る11月21日に関西広域連合との災害時相互応援協定が結ばれ、広域的に災害時相互応援協定が結ばれているところです。

庁舎が被災し、市民への情報発信ができなくなった場合などは、伊佐市、出水市の災害時相互応援協定の項目の中に、ホームページ等による対外的情報の提供に関する事項が記載されており、それに基づきお願いすることになります。また、特に項目での記載はございませんが、情報発信についても協定を結んである自治体をお願いしていくことになります。さらに、東日本大震災のように広域的に被災した場合は、近隣の市町村も被災している可能性があることから、遠隔地の自治体との協定を進めていく必要もあるのではないかと考えております。

次に、防災会議への女性委員の積極登用と女性の意見を地域防災計画に反映させる取り組みができないかについてお答えします。

水俣市防災会議委員の構成につきましては、市長、副市長、教育長、市の職員、熊本県の職員、指定地方行政機関の職員、陸上自衛隊の自衛官、熊本県警察の警察官、消防長及び消防団長、指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員、その他市長が必要と認める者となっております。現在、女性委員は水俣市地域婦人会連絡協議会の会長1名となっております。防災関係機関の代表者として委員を任命している性質上、女性委員を特定して任命するというのは難しいのが現状ですが、防災対策を行っていく上では、女性の視点や女性の力は重要であると考えております。そのためには、地域管理の避難所運営や炊き出しなど、実際の現場で対応に携わっていく自主防災組織への女性の参画について働きかけを行っていくほか、自主防災組織リーダー研修会、火の国防災塾などへの参加についても幅広く呼びかけを行っていきたいと思っております。

次に、緊急の災害時に避難を優先すべきは、障がい者や高齢者等、いわゆる災害弱者です。本市の災害弱者の緊急時の対応はどのようになっているのかについてお答えします。

豪雨や台風などで避難勧告の発令基準に至るおそれがある場合に、事前情報としての避難準備情報が発令された段階で、介護保険施設、高齢者福祉施設、保育園、幼稚園などの要援護者施設にファクスや電話で避難準備情報を伝達いたします。その後、避難行動を開始すべき段階である避難勧告が発令された場合には、同様にファクスや電話で避難勧告情報を伝達します。特に市内介護サービス事業所82カ所に避難勧告を伝達する場合には、在宅で介護サービスを利用されている方への避難誘導及び避難完了をお願いしています。

また、平成18年3月の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、水俣市における災害時要援護者の避難支援体制を確立するとともに、平常時からの支援対策を含めた支援策を隣保共

同の精神を軸とした地域の助け合いの精神を基礎に、行政と住民が協働して実施することを目的に、平成19年3月に水俣市災害時要援護者避難支援計画を策定しております。この計画に基づき民生委員に御協力いただき、平成19年10月から災害時要援護者名簿を整備し、要援護者の把握に努めております。

さらに、現在、災害時要援護者支援システムの構築に向け、総務課、福祉課、健康高齢課及び社会福祉協議会と協働で作業を進めております。ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者などの自力で避難できない方を対象に住民基本台帳システム、総合福祉システム等と連携し、最新情報のもとに要援護者、支援者の把握に努めていきたいと考えております。

突然の災害発生時には、行政だけの対応では十分ではなく、消防団、自主防災組織等の活動も大きな力であり、日常の活動も含め頭が下がる思いであり、常に感謝申し上げているところです。

今後、本市では災害時の要援護者避難支援個別計画を整備する予定であり、その中で市民に自助・共助に対する啓発を行い、市民同士の支え合いについてもお願いしてまいります。

次に、海拔表示シートの掲示はどうなっているのかについてお答えします。

本市においては、これまで津波による被害は起こっていませんが、台風による大雨、高波・高潮、豪雨による洪水などでは多くの地域が浸水し、被害を受けています。日ごろから市民に見える形で浸水や水害に関する意識啓発を行うとともに、被害が起きた場合、その被害を最小限に抑えるためにも、議員の皆様方から御提案いただいている海拔表示について、特に低い土地の多い市街地や沿岸部の主要な場所について、平成24年度設置に向け、現在検討しているところです。

次に、土石流災害、急傾斜地指定箇所はどのくらいあるのかについてお答えします。

平成23年度水俣市地域防災計画にも記載しておりますが、土石流危険渓流が110カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が249カ所となっております。土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所359カ所のうち土砂災害警戒区域については、既に115カ所指定されており、今年度新たに熊本県において37カ所を土砂災害警戒区域に指定する予定となっております。

指定に向けては、本年6月に市内関係地域において、土砂災害や指定について熊本県とともに説明を行ってきたところです。指定後は、現在の水俣市ハザードマップに修正・加筆を行うとともに、全世帯にハザードマップを配布しながら、市民の方々へ周知を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 自治体におけるホームページ代理掲載する契約というのが本当は別にありまして、先ほど言われました災害応援協定というのは、大まかな協定でありまして、本当にこれでできればいいんですが、まず、できるとした上でちょっと質問したいと思うんですが、東日本大震災で

はかなりの期間において電話が不通になりました。そのかわりにインターネット回線が十分に機能を発揮した。防災時の情報伝達手段としての有効性が証明をされました。そして、今後、災害時の際にアクセスしてもらうサイトを住民にいかに周知徹底するかが問題だと言えます。どう対応されるのか、まず1点お尋ねいたします。

被災地の一つである宮城県大崎市では、平成12年に姉妹都市の締結を結んだ北海道当別町との連携協力によりまして、震災当日から当別町のウェブサイトで大崎市災害情報、大崎市災害対策本部ページを開設してもらいました。被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報を途絶えることなく毎日発信し続けることができたそうでありまして、災害当日から機能するよう段取りをよろしくお尋ねしたいと思います。

防災会議に女性の視点を取り入れることが重要だと震災を通してわかりました。男女共同参画第二次計画、平成17年12月閣議決定において、政策方針決定過程の女性の参画拡大、2020年までに30%の目標が掲げられております。東日本大震災後の中央防災会議が5月にありましたが、そのときは2名のみで女性でありました。10月開催では3名にふえております。女性登用率の高い岡山市では、委員の中に日本赤十字社岡山支部参事、看護協会会長、婦人会会長、婦人防火クラブ会長、大学教授、民生委員理事、ボランティアグループ会長、NPO法人理事、事務局長などの多数の女性を登用しております。市区町村の地方防災会議においては、条例改正で対応ができます。条例改正で、その女性の登用を図る考えがないか、お尋ねいたします。

災害弱者対策では、実際には災害が起こった場合には、電話・ファクスは使えません。そういった意味で、支援個別計画整備をいつまでにつくる考えなのか、それができないと、本当の意味で隣近所、地域の自主防災が成り立たないと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

海拔表示シート掲示ですが、那覇市では8月中旬から公共施設など、人が集まる場所を中心に海面からの高さが一目でわかる海拔表示シートを掲示しています。保育施設や銀行、コンビニエンスストアなど400カ所に配布済みであります。今後、自治会の掲示板や小・中学校、電柱などにも掲示する方針で、1,000カ所ぐらいの掲示を目指して取り組んでいるそうではありますが、また、市職員みずからシートを作成したために、ほとんどお金がかかっていないそうであります。平成24年度と言わずに、これは早急に取り組むべきと思いますが、いかがかお尋ねいたします。

危険箇所359カ所のうち、既に115カ所、今年度新たに37カ所を指定されるということで、関係地域で説明をされました。問題なのは、指定されていない207カ所、残りですね、において地域住民の皆様が危険箇所として認識をされているのかが重要だと思います。いざ、避難勧告が出て、認識している、認識していないでは差が出てくる、命にかかわる問題ですので、どう対応されるのか、お尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは答弁させていただきたいと思います。

まず第1点でございますが、災害時にアクセスしてもらおうサイトを住民に周知徹底するかが課題と言えるけれども、不通になった場合、どう対応されるのかという質問でございます。

市が何らかの形で被災をいたした場合でも、インターネットのサーバーは福岡県にもあるということでございますので、ホームページによる情報の発信は可能であると考えております。市が被災した場合でも、他自治体と連携を行うことで情報が発展できるということでございます。さらには携帯電話も大変進化しておりまして、インターネットサイトなどで情報収集できる環境は以前よりもよくなってきております。

今後も、個人がみずから情報を収集するというのも非常に防災対策上、大変重要なことだと思っておりますので、今後も引き続き、地域での講演等を含めながら周知徹底をしてまいりたいと思っております。

それから、防災会議条例を改正して女性の登用を図る考えはないかということでございます。議員の御指摘のとおり、防災対策を行っていく上では、女性の視点でありますとか、女性の力というのは大変重要であると考えております。現場での女性の意見を取り入れていくためにも、自主防災組織活動への女性の積極的な参加を働きかけていかなければならないと思っておりますし、防災会議委員の構成につきましても、今後検討していく必要があるだろうと思っております。その中で、女性の登用についても考えていきたいと思っております。

それから、災害時の要援護者の避難支援個別計画はいつまでに整備するのかということでございます。現在、要援護者の名簿を最新の状況で把握しておりまして、管理していくために電算システムの構築作業を今始めております。このシステムには地図情報等連携をしながら、個別の要援護者あるいは避難支援者、避難所、民生委員などの情報、そういった位置が即座に把握できるようになります。システムは本年度じゅうには構築いたします。

それから、那覇市では海拔を示したシートの掲示をしていると、今すぐにこれはできるのではないかとということでございます。私も先日、長島町にちょっと行きましたときに、もう既にそういうのはできておりました。日ごろから目にする場所などが非常に効果的でありますので、それらの地域の主要な箇所に電柱あるいは電話柱とか、そういったところに置いて海拔標識を設置することを今計画しております。

今すぐできるのではないかとということでございますので、公共施設につきましては、職員によるシート作成で早速対応してまいりたいと、そのように思います。

それから、土砂災害の警戒区域でございますが、指定されていない箇所についても住民の周知

を含め、避難経路等を周知していく必要があるのではないかと考えております。

来年度には最新の土砂災害計画区域の情報をハザードマップに反映するとともに、全世帯へ配布し、周知を図ってまいりたいと思っております。自主防災組織の活性化も含めまして、職員をそういったものに積極的に活用していただき、みずから避難先、避難経路が徹底していきますように努力をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、投票率向上について答弁を求めます。

松本選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 松本幹雄君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（松本幹雄君） 次に、投票率向上についてお答えします。

まず、入場券の裏側に印刷された期日前宣誓書兼請求書は、高齢者や障がいのある方など、その場で記入に戸惑いやすい人たちに配慮した手続と自宅で記入できるように簡素化し、期日前投票の利便性を高め、さらに選挙の投票率を上げる取り組みとして実施すべきと考えるがとの御質問についてお答えいたします。

投票所入場券の期日前宣誓書兼請求書の印刷は、県内では14市中4市で行っております。しかし、限られた紙面のために宣誓書の文字が小さくて読み書きづらい、記入方法がわからないとの有権者からの苦情も多いとのことでございます。また、これまでののはがきでは対応できず、シーラーを利用した圧着はがきのため、これまで以上に費用もかかるようでございます。

以上のような状況を踏まえ、投票所入場券への期日前宣誓書兼請求書の印刷につきましては、どうしたら有権者の利便性を高められることになるのか、県内を初め先進地の状況を見きわめながら、今後さらに検討していきたいと考えております。

次に、前片山総務大臣は、法律上、有権者が文書、メモを持ち込むことは妨げられていない。公選法上、特段の制限はない。法定ビラも同じだと述べています。水俣市の対応はいかがかとの御質問にお答えします。

有権者がメモやビラ等を投票所に持ち込むことにつきましては、投票所内の秩序を乱す行為等を除き、特段問題はないものと考えております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 障害者基本法の一部を改正する法律が本年8月に施行されました。その中で、選挙等における配慮、第28条に「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない」とあります。

期日前投票に来て、職員の見るところで宣誓書に細かく記入するその煩わしさがなくなり、自宅でゆっくり書いていけるということは、投票所のバリアフリー化にも適しております。障が

い者の方のみならず、多くの方が期日前投票に行きやすくなることは間違いないと思います。名前や生年月日、投票日当日に行けない理由等を記載するだけでありますので、来年の知事選から実施できるのかどうかお尋ねいたします。

確認をしますが、当然メモを投票所に持ち込むに当たりましては、公職選挙法上、問題がないようにきちんとした形で持ち込むわけではありますが、その際の禁止事項、注意事項についてお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

松本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本幹雄君） 初めに、宣誓書兼投票用紙請求書が知事選から実施はできないかという御質問ですけれども、今の入場券につきましては、はがきの大きさということでございまして、そういう限られたスペースのために、文字が小さくて読み書きしづらいというような、先ほども申し上げましたようなデメリットもございます。また、圧着はがきへの回収費用等もございますので、その辺の検討もあると思います。それと、皆さんがなれ親しんだ形を変えとなりますと、かなりの周知期間も必要となりますので、多分、3月にも予定されております知事選というのは、仮に実施するとしても困難ではないかというふうに思っております。

続きまして、投票所内でのメモですけれども、投票所で交付をしたところの名前を忘れないようにということで、有権者の方がそのメモを投票所内に持ち込むことは、もちろんそれはできると思います。ただし、メモとしての常識を越える以上に大きな紙に書いたものでありますとか、メモと称するものといって選挙運動まがいの行為を行う、そういうことは余りないと思いますけれども、そういうことをして投票所の秩序を乱す行為でありますとか、投票の監視を行う行為でありますとか、選挙の自由を妨害する行為などと見間違えるようなことにもなりかねませんので、そこは注意が必要であるというふうに考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 きのう、きょうと、かなり気に入ったフレーズというかがありました。やるのかやらないのかというのが、きのう、きょう出ておりましたけれども、まさに、この市民の利便性を考えた上で、投票率向上のために早期に実施できるよう、やるのかやらないのか、最後にお尋ねいたして終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

松本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本幹雄君） 確かに利便性もあるとは思いますが、先ほども申し上げましたように、デメリットもありますし、いろんな検討事項がたくさんありますので、今後の選挙管理委員会での検討事項にさせていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、節電対策（LED化）について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、節電対策についてお答えします。

まず、温室効果ガスの削減目標に2005年を基準年として、2020年に33%削減、2050年には50%の削減を掲げている。取り組み状況と成果はどうかとの御質問にお答えします。

温室効果ガス排出量の削減目標については、環境モデル都市の実現に向けて、平成21年3月に策定しました水俣市環境モデル都市行動計画の中で掲げております。これまで公共施設への太陽光発電システム導入支援や中小企業省エネ総合サポート支援、住宅用太陽光発電・太陽熱利用システム導入支援や家庭版ISOの普及啓発等により電力消費量の減少に努めてまいりました。

これらの市民協働による取り組みの結果、基準年度との推計方法に違いはございますが、2010年度の年間温室効果ガス排出量は、およそ14万トンと見込んでおります。基準年度の年間温室効果ガス排出量が23.8万トンですので、これらを比較しますと、約41%の削減を達成していることとなります。

次に、市庁舎照明のLED化を図れば、消費電力の大幅削減を実現し、市の節電姿勢を市民に大きくアピールでき、市内全体における節電の取り組みを推進していく上でも極めて効果的と考えるがとの御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、多数の市民が御利用になる市役所庁舎の照明をLED化することは、節電に対する市民の意識の普及・啓発の契機になるものと思われまます。現在、庁舎の建てかえ、または耐震補強についての検討部会を開き、方向性の検討を行っておりますので、その結果も踏まえ、LED化を検討してまいりたいと思ひます。

また、節電への取り組みにつきましては、みなまたエコダイアリーへの取り組みを含む広報等による呼びかけはもちろんのこと、市役所全体が実践し、市民の意識啓発に努めてまいりたいと思ひます。

次に、公共施設すべての蛍光灯をLED化すると削減効果はどうかとの御質問にお答えします。

議員御質問の公共施設すべてにつきましては、全体の把握には時間を要しますので、市庁舎のすべての蛍光灯をLED化した場合についてお答えさせていただきます。

市庁舎には、現在162台、324本の蛍光灯がございます。これらすべてを現在と同程度の照度のLEDに交換した場合の電気料金としての削減効果については、照明以外の使用電力を含めたとこで電気料金を支払っておりますので、お示しすることができませんが、一般的に照明のLED化を行った場合、消費電力の約40%の削減効果があると言われております。CO₂削減効果につ

きましては約27%で、年間約1.896トンの削減が見込まれます。

次に、自治会での既存の防犯灯をLED防犯灯へ交換する際に、または新設の際に助成ができないかとの御質問にお答えします。

防犯灯につきましては、地域に必要な箇所を選定の上、設置を行っていただいております。現在、市では地域で防犯灯を設置される場合、1灯当たりの設置費用の2分の1、1万3,000円を上限に補助を行っております。LED防犯灯につきましては、通常の蛍光灯タイプの防犯灯より価格が高額であるため、設置に関して地域の負担がふえてしまうこととなります。ただし、長期的に見ると、消費電力が低く、ランプの寿命も長いので、ランニングコストは蛍光灯よりも安くすることができます。そして、何よりCO₂の削減につながりますので、環境モデル都市の実現に向けた施策の一つとして、環境負荷の少ないLED防犯灯の普及を図るため、補助金の補助率や限度額の見直しについて現在検討しているところでございます。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 2008年から2010年の2年間で1.4万トンが削減できたということで、およそ今現在14万トン、22年度ですね、になったということですが、取り組みの成果が出ていると私は思います。さらなる取り組みをどう計画をされているのかお尋ねいたします。

また、市庁舎のLED化でも大きく削減効果が見込まれる。全公共施設を計画的にLED化への計画をすべきと思いますが、いかがか、お尋ねいたします。

LED防犯灯の補助金等の見直しを早急を実施すべきだと思いますが、これもまたさらにかが、お尋ねいたします。

今年度、第三次補正予算が成立し、7月末で打ち切られた住宅エコポイント制度が東日本大震災の復興支援につながる形で復活をしました。これを活用することによって大きく低炭素化が進むと思うがいかがか、お尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 牧下議員の第2の御質問にお答えいたします。

まず、CO₂削減のさらなる取り組みができないかということでしたけれども、これまで市民の皆さんには、ごみの高度分別であったり家庭版ISOであったり、高い環境意識のもとに取り組んでいただいておりますけれども、現行の取り組みをさらに推進していくということと、新たな取り組みにつきましては、今議論をしておりますけれども、円卓会議等の御意見も参考にしながら取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

それと、次が全公共施設へのLED化につきましては、先ほども申し上げましたけど、現在、庁舎につきましては、方向性についての検討を行っておるところですので、その他の公共施設に

つきましても、今後、費用などとの比較も必要になりますので、今後の検討課題ということにさせていただきたいというふうに思います。

それと、LED防犯灯の補助金の件ですけれども、先ほども申しましたけれども、防犯灯の補助金につきましては、新年度予算のほうで関係各課と協議をしております、できれば24年度から実施できればなというふうには考えております。

それと、住宅エコポイントの件ですけれども、やはり水俣市としましても、太陽光発電、太陽熱利用システム、浄化槽の設置補助金などの……

済みません。住宅エコポイントにつきましては、エコ住宅の支援事業とか太陽熱利用システムの補助金であったりいろいろ取り組みをやっておりますので、相乗効果によってCO₂削減が進むのではないかとということで期待をいたしております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市が市民に勧める支援策、太陽光発電とか太陽熱利用システム、あと浄化槽設置補助等の一覧表を配布して、環境問題に水俣市はこういうふうに取り組んでいるというのができないかいかがか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） アピールの方法だったのかなというふうに思っておりますけれども、やはりこれまでも広報、ホームページ等でお知らせしておりますので、どのようにすれば、もっとわかりやすくできるのかということも検討していきたい、そういうふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教育問題について、順次お答えいたします。

まず、特別支援教育支援員の現状と成果についてお答えいたします。

本市における特別支援教育支援員の配置は、平成19年度、当初4名から始まりましたが、平成20年度には8人の支援員を、平成21年度には14人に増員いたしました。さらに平成22年度には22人の支援員を小・中学校の11校に配置しました。本年度は昨年度と同数ですが、小・中学校10校に配置しておりますので、支援員の配置につきましては、年々手厚くなってきているという状況にあります。

成果といたしましては、それぞれの学校で支援を必要とする児童・生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援が充実してきたことが挙げられます。具体的な内容といたしましては、学習活動において理解や作業がおくれがちな児童・生徒や多動傾向にある子どもが支援員のかかわ

りによって学習に集中できるようになり、気持ちや行動の安定にもつながっていることがあります。また、体育や校外での学習において事故等の未然防止につながり、安全に学習活動を行うことができるようになっていきます。さらに、複数で指導に当たることで、ほとんどの児童・生徒が落ちついた状態で集中して授業に臨めるようになったことで、授業そのものの充実につながっております。

このように特別支援教育支援員の配置によって、支援を要する児童・生徒のみならず、学校全体へのさまざまな教育効果がもたらされていることが最大の成果であると考えております。

次に、学校からの要望数と支援を必要とする児童・生徒数についてお答えいたします。

各学校からの平成23年度の特別支援教育支援員の要望数につきましては、小学校25人、中学校10人、合計35人の要望がありました。平成24年度につきましては、小学校25人、中学校9人、合計34人となっており、平成23年度とほぼ同様の要望数となっております。

支援を必要とする児童・生徒については、文部科学省の平成23年度特別支援教育に関する調査によりますと、水俣市の場合、小学生が111人、中学生が51人、合計162人となっており、小学校で8.2%、中学校で6.8%、合計7.7%の児童・生徒が支援を必要としている状況でございます。

次に、支援員の研修は行われているのかについてお答えいたします。

現在、特別支援教育支援員の研修につきましては、市教育委員会では、1学期と3学期に1回ずつ、年間2回実施しております。今年度の1回目の研修では、長く特別支援教育に携わってきている教員を講師に迎え、特別支援教育の理念や障がいのとらえ方から、支援者としての視点や支援の工夫など、幅広く具体的に学ぶ機会を持ちました。その場では、同じ立場からの悩みを出し合ったり、意見交換やグループ協議も行っており、有意義な研修を実践できたと思っております。また各学校では、特別支援教育校内委員会等で、特別支援教育コーディネーターが中心となり、支援を必要とする児童・生徒の共通理解や、よりよい支援のあり方等について研修を深めております。

次に、学校のトイレの現状についての御質問にお答えいたします。

小・中学校の洋式トイレの設置状況につきましては、現在、11校中6校で順次整備を進めており、約50%の整備率でございます。全国的にも学校トイレの洋式化が進められてきており、また各学校からの要望も上がってきている状況ですので、教育委員会といたしましても、洋式トイレの整備を今後とも進めていきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 特別支援教育支援員の拡充についてでありますけれども、文部科学省の調査によりますと、全国の小・中学校の児童・生徒に約6.3%の割合で発達障害の子どもが存在する可能性があると報告をされておまして、水俣市では、全児童・生徒数が2,098人、支援を必要とする

児童・生徒数は162名でありまして、何と7.7%であります。全国を上回る状況であります。特別支援教育支援員の拡充がいかに必要であるかわかると思います。

学校からの支援員の要望数は34名、現在22名でありまして、この前、3校ぐらいの小学校を訪問させていただきまして、本当に大変だなということを思っておりまして、この34名の学校からの要望数と、現在22名ということで、この12名のこの差にどう対応されるのか、支援を必要とされる児童・生徒に対して、特別支援教育支援員の拡充と環境整備にどのように取り組むのかお尋ねいたします。

支援員の研修ですが、支援員の皆様は大変な御苦労と心労もあると思います。ですので、支援員としての希望、また使命感あふれるを感じられるような研修が必要ではないかと思いますが、いかがか、お尋ねいたします。

学校教員を対象とする調査では、最も多く不満を感じているのは、トイレを含む水回り、全体の47.1%に達することがわかりました。計画的に順次トイレ改修計画を組めないか、お尋ねいたします。

東日本大震災において避難所となった学校は622校であります。学校施設の防災機能向上が必要であります、その中で公立学校施設整備事業を活用してトイレ改修ができないのか、お尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、特別支援教育支援員の拡充、環境整備については非常に要望が高いというふうに思っております。その要望に沿って年々、先ほども答弁いたしましたように、支援員の配置も手厚くしてきている状況で、県下でも非常に高い充実した支援員数になっているところですよ。来年度以降も、新入生が来年も入ってきますけれども、支援を必要とする子どもが実はおります。支援の配置の増員を希望している学校もあることも重々私どもも理解をしているところでございます。ただ、支援の配置に係る市の予算というもの、単独予算ということで非常にかなり多額になってきている状況も一つございます。それともう一つ、支援員の確保というのが非常に難しい状況で、かなり募集をやっても応募が少ないので、非常に、個人のつてを使って探している状況もございます。そういうことから、当面、学校のいろんな状況を見きわめながら、適正な配置を行うことで、まず対応をしていきたいというふうに思っております。

それから環境整備につきましては、支援員の研修機会をもうちょっとふやす、あるいは充実するという形で、今も機能しておりますけれども、そういう形でやっていって、資質の向上を図っていきたいというふうに考えております。

それから、支援員としての使命感等が感じられる研修が必要であるという御質問でございましたけれども、現在は各学校でそれぞれ子どもたちの個性がございますので、その子どもたちに対して効果的な支援ができるように、子どもの実態に応じて具体的にそういう指導を学校でも行っているところでございます。

最近ですけれども、ある保護者からは、こんなに丁寧に一人一人に寄り添っていただいた支援があるんですねということで、実は学校にお褒めの言葉も寄せられたということで、非常にありがたいというふうに思っております。今後、3学期の研修も予定をしておりますけれども、特別支援への理解あるいは支援の方法について、今言いましたように、実態に即して具体的に学んでいく、そして次に生かせるような内容で研修をやっていければなというふうに思っております。

それからトイレの改修につきましては、現在計画策定はされておられませんので、今後早急に改修計画を策定して、順次取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから公立学校施設整備事業を活用したトイレの改修はできないかということでございますけれども、現在、トイレの改修は有利な補助金ということで、学校環境改善交付金というのがございます。それが一番今のところ有利な補助金として、それを使って今整備を進めておりますので、多分、同じような、議員が言われた事業と同じことだろうと思えますけど、なるだけ有利な補助金を使ってトイレの改修を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 では、よりよい教育環境を整えて、特別な配慮のもとに適切な教育が行えるように支援体制に努めていただきたい。また、さらなる拡充のためにどう決意をされて取り組むのか、お尋ねいたします。

トイレ改修を実施した学校においては、子どもたちの間に快適になったトイレを汚さない、大切に使うといった意識が生まれたとの声も聞かれます。改修されたトイレを大切にするという意識は学校施設全般を大切に使うという心もはぐくんでいるとも言われます。葦浦教育長のトイレ改修の熱意をお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） お答えさせていただきます。

まず最初に、支援員のさらなる拡充のためにどう決意をするのかという、どう取り組むのかというお尋ねでございましたけれども、すべての児童・生徒が楽しく充実した学校生活を送れるように、我々としては環境を整えていく、支援体制を充実させていくということが重要であるというふうに思っております。特に支援を要する児童・生徒というのがございますので、特性に応じたような教育が受けられるように支援体制を整備していくということは、我々の重要な課題とい

うふうにとらえております。

今後は、さらに支援員の数あるいは質を充実させていくというのを、ひとつ取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、学校内外でのですね、先ほども言いましたように、充実した研修を行っていきたいというふうに考えております。

それから、トイレ改修に対する熱意ということでございましたけれども、今、第一中学校の生徒さんは、第一小学校には同席しておりますけれども、その第一中学校の生徒さんは、第一小学校に感謝して、トイレ掃除を欠かさず、みんなで取り組んでやっているとことを実は聞きまして、本当にすばらしい中学生だなというふうに私は誇りに実は思っております。そういうトイレ改修をすることで、子どもの豊かな心の育成につながると、あるいは寄与するというのであれば、今後ともより積極的にトイレの改修に取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第87号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、議第87号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第88号 水俣市暴力団排除条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第88号水俣市暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第89号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第4、議第89号湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第90号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第5、議第90号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第92号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第6、議第92号水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第94号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第7、議第94号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第8、議第95号水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第96号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（真野頼隆君） 日程第9、議第96号平成23年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第97号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（真野頼隆君） 日程第10、議第97号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第98号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（真野頼隆君） 日程第11、議第98号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第99号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（真野頼隆君） 日程第12、議第99号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第100号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（真野頼隆君） 日程第13、議第100号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第101号 市道の路線認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第14、議第101号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第87号から議第101号まで議案13件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、14日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、13日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後1時34分 散会

平成23年12月14日

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成23年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成23年12月14日（水曜日）

午前10時10分 開議

午前11時0分 閉会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第5号

平成23年12月14日 午前10時開議

第1 議第87号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について

第2 議第88号 水俣市暴力団排除条例の制定について

第3 議第89号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について

第4 議第90号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第92号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第94号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第96号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

第9 議第97号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第10 議第98号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

第11 議第99号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第12 議第100号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

第13 議第101号 市道の路線認定について

第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 陳第11号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について

1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について

1 請第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について

1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 陳第8号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について

1 陳第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に

関する陳情について

- 1 陳第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第12号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第5号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める意見書について
- 1 陳第7号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第15 議第102号 水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

第16 意見第10号 「脱原発」政策の実行を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時10分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、総務産業委員会から、議第96号平成23年度水俣市一般会計補正予算第6号に対する修正案が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会発議の条例案1件、野中重男議員外5人から意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成23年10月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第87号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について

日程第2 議第88号 水俣市暴力団排除条例の制定について

日程第3 議第89号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について

日程第4 議第90号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第92号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第94号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第95号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第96号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第9 議第97号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議第98号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議第99号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議第100号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

日程第13 議第101号 市道の路線認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、議第87号専決処分の報告及び承認についてから、日程第13、議第101号市道の路線認定についてまで、13件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第87号水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市水道事業の設置等に関する条例の施行期日までに、簡易水道事業を水道事業に

統合するための変更認可が得られないことが判明したことに伴い、変更認可を得るまでの間、統合対象の簡易水道を簡易水道事業として経営することに急施を要するため、専決処分を行ったものである。

内容としては、統合対象地区について、簡易水道事業を設置し、地方公営企業法の規定の全部を適用する旨、定めたものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第88号水俣市暴力団排除条例の制定について申し上げます。

本案は、本市において暴力団排除の推進を図るため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現在、水俣市内に暴力団員はいるのかとただしたのに対し、今のところ市内には暴力団員はいないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣を訪れる観光客等に良好な休息の場を提供するとともに、市の特産品を活用した飲食物の提供、観光情報の発信、地域の特産品の展示及び販売等により、地域の振興を図り、あわせて市民の健康増進及び福祉の向上を図るための観光物産館を設置するため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、物産館の館長は、湯の鶴地区全体の活性化を推進できるような人材を置くべきである。市が直接そういう人材を見つけることはしないのかとただしたのに対し、条例では館長は置くことができるとしており、指定管理者の選定をする際に、湯の鶴地区の活性化、組織体制等の提案をしていただく中で検討したいと思う。また、熱意のある提案が多く出てくることを期待しているとの答弁がありました。

また、指定管理者が入ったとしても、軌道に乗るまでは市の職員を常駐させるなど本気で取り組む体制が必要ではないかとただしたのに対し、指定管理者任せではなく、市が積極的に関わるのはもちろんのこと、外部の有識者等の力も借り、業績評価やアドバイス等を行う審査会等を組織し、深く関わっていききたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、本委員会付託分について申し上げます。

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う

関係条例の整理を行うため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第94号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市簡易水道事業の統合に伴う条文の整備等を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号平成23年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費にコミュニティバス運行事業、第6款商工費に企業誘致対策事業、第7款土木費に市内一円道路維持補修費、第8款消防費に消防団共済負担金等を計上している。

なお、財源としては、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

また、債務負担行為補正として、みなまた環境テクノセンター管理委託料外6件を追加し、地方債補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金が今回増額されることに関し、東日本大震災で亡くなった団員への補償等に充てるためならば、全国的な問題であり、特別交付税措置があるとはいえ、なぜ国が直接負担しないのかとただしたのに対し、基金という仕組み上、掛金という形で市町村が一たん出さざるを得ない。なお、このような負担は今年度限りのことと聞いているとの答弁がありました。

また、誘致企業立地促進補助金に関し、相手企業と水俣市とが9月に立地協定を結んだが、その以前の3月にその企業と市の間で古紙買い取りに関する覚書が結ばれたと聞いた。この半年の間に、これまで市が収集した古紙を買い取っている既存のほかの業者に何ら事情が説明されておらず、ほかの業者は不利益をこうむることになるが、この点を市はどう考えているのかとただ

したのに対し、相手企業から古紙の中間処理事業の計画の話があった時点では、企業努力に当たる部分もあり、口外することは適当ではないと判断した。しかし、その後の既存の事業者への対応については、配慮が不足し反省しなければならない点もあったと思うとの答弁がありました。

この誘致企業立地促進補助金に対しては、市の対応が不透明、不公正に行われた中、賛成しがたいという意見と、これに対し、この補助金は、水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づき、立地協定を結んだ進出企業に対し、同要綱の規定を根拠として交付されるものである。企業誘致がここまで進んだ段階で補助金の予算を認めないことは、相手企業にとり途中ではしごを外されるようなものであり、今後の水俣市の企業誘致活動に大きなマイナスになるという意見があり、議員間の自由討議を行い、賛否を議論しました。

その後、委員の中から、議第96号中誘致企業立地促進補助金を削除する予算の修正案が出されましたので、修正案についての質疑、討論を行い、採決の結果、賛成多数で修正案を可決すべきものと決定しました。

なお、委員会で可決した修正案は、お手元に配付のとおりです。

次に、修正案による修正部分を除く議第96号原案について、採決を行った結果、修正案による修正部分を除く議第96号原案については、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、年度内に完成が困難な浄化センターの建設工事委託に係る費用を繰越明許費として計上するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第101号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、水俣市白浜町の住宅地内を通る県道水俣田浦線に接続する公衆用道路であるが、関係する地権者からの寄附があり、水俣市道認定基準を満たすことから、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第90号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣

市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について中付託分について申し上げます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備を行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、施設形態を変更するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、これまでなかった市の負担が発生することについてただしたのに対し、関係市町村とも連携して財政措置を国に要望していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号平成23年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10億4,015万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ154億3,086万6,000円とするものである。

補正の内容は、第3款民生費に介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に病院事業繰出金、第9款教育費に公民館管理運営費等を計上している。なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債等をもって調整している。また、繰越明許費補正として介護予防地域づくり事業を追加したほか、債務負担行為補正として厚生会館管理委託料外5件を追加し、地方債補正として過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護予防地域づくり事業の地域密着型介護サービス事業者を市報で募集しているが、募集時期が遅いのではないかとただしたのに対し、介護保険料の改正前の公表はできなかったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,813万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億447万8,000円とするものである。

補正の内容は、第2款保険給付費の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費並びに第11款諸支出金の国県支出金等返還金を増額し、第7款共同事業拠出金の保険財政共同安定化

事業拠出金を減額している。これらの財源としては、第3款国庫支出金、第7款共同事業交付金、第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保険給付費の増額理由についてただしたのに対し、1人当たりの医療費が増加しているものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,975万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ30億1,700万7,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費では、一般管理費の委託料及び介護認定審査に係る経費の増額、第2款保険給付費では、介護保険サービス費に係る給付費の増額を計上している。これらの財源としては、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護保険認定審査会費中、意見書作成委託料の内容についてただしたのに対し、介護保険認定申請に伴う主治医意見書を作成するためのものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第100号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入の額を2,220万円増額し、補正後の資本的収入の額を28億4,475万4,000円、資本的支出の額を2,228万6,000円増額し、補正後の資本的支出の額を31億8,598万円とするものである。

補正の内容は、資本的支出については、駐車場不足を解消するため新たに用地購入費を計上し、この財源としては企業債を増額している。また、西館建設事業費の財源として一般会計出資金を新たに計上し、財源振りかえとなる企業債をあわせて減額している。このほか、債務負担行為として院内清掃業務委託外14件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、駐車場用地購入費の内容についてただしたのに対し、大園町3丁目の用地を購入し、70台～80台程度の駐車場を整備するものであるとの答弁がありました。

また、駐車料金についてただしたのに対し、病院まで距離があることもあり、無料にすることも検討しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から既存の職員駐車場の活用も含め、来院者を第一に考えた駐車場の配置、整備等を検討されたいとの意見がありました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年12月9日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第87号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 水俣市水道事業の設置等に関する条例の経過措置に関する条例の制定について	承認	全員賛成
議第88号	水俣市暴力団排除条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第89号	湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第90号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について付託分	原案可決	全員賛成
議第94号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第95号	水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第96号	平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	修正可決	賛成多数
議第99号	平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第101号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年12月9日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第90号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について付託分	原案可決	全員賛成
議第92号	水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第96号	平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原案可決	全員賛成
議第97号	平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第98号	平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第100号	平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

議第96号

平成23年度水俣市一般会計補正予算（第6号）に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり提出します。

平成23年12月14日

提出者
 総務産業常任委員会
 委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様
 (別紙)

議第96号平成23年度水俣市一般会計補正予算(第6号)に対する総務産業常任委員会修正案
 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第6号)を下記のとおり修正する。

第1条中「1,040,151千円」を「1,015,151千円」に、「15,430,866千円」を「15,405,866千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正(第6号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	金額
19 繰越金		124,864	99,481 124,481	224,345 249,345
	1 繰越金	124,864	99,481 124,481	224,345 249,345
歳入合計		14,390,715	1,015,151 1,040,151	15,405,866 15,430,866

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	金額
6 商工費		429,096	59 25,059	429,155 454,155
	2 総合経済対策費	243,786	59 25,059	243,845 268,845
歳出合計		14,390,715	1,015,151 1,040,151	15,405,866 15,430,866

(参考)

平成23年度水俣市一般会計歳入歳出補正予算(第6号)事項別明細書

1. 総括

(歳入) (単位:千円)

款	既定額	補正額	計
19 繰越金	124,864	99,481 124,481	224,345 249,345
歳入合計	14,390,715	1,015,151 1,040,151	15,405,866 15,430,866

(歳出) (単位:千円)

款	既定額	補正額	計	補正後の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	429,096	59 25,059	429,155 454,155				59 25,059
歳出合計	14,390,715	1,015,151 1,040,151	15,405,866 15,430,866	214,941	692,900	2,074	105,236 130,236

2. 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	124,864	99,481 124,481	224,345 249,345	1 前年度繰越金	99,481 124,481	前年度繰越金 99,481
計	124,864	99,481 124,481	224,345 249,345		99,481 124,481	

3. 歳出

(款) 6 商工費

(項) 2 総合経済対策費

目	既定額	補正額	計	補正後の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 総合経済対策費		59	243,845				59	19 負担金補助及び交付金	0	誘致企業立地促進補助金
	243,786	25,059	268,845				25,059		25,000	0
計	243,786	59 25,059	243,845 268,845				59 25,059			

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

本日提出がありました議第96号の修正案について、反対討論される議員は挙手をお願いします。

西田弘志議員に許します。

○西田弘志君 私は議第96号平成23年度水俣市一般会計補正予算第6号に対する総務産業委員会の修正案について、反対の立場で討論いたします。

今回の修正されようとしてます誘致企業立地促進補助金は、市の要綱に則いまして何ら問題なく支出されるべき補助金であります。9月26日には水俣市と今回の会社と立地協定を、議長立会いのもとで調印をされております。新聞でも大きく報道されました。ここまで来ているものを、議会が市の約束を反故にし、相手の会社のはしごを外すようなことをしたら、水俣市も水俣市議会も、世間からそして企業からの信用・信頼は失墜してしまいます。

何より私が心配しているのは、出すべき補助金を出さないとしたら、水俣市の誘致企業立地促進補助金は申請しても、立地協定まで結んでも、議会に通るまで、振り込みがあるまで信用できない。そういったものになるともう話になりません。

普通、投資をする企業は、事業計画、資金計画をもって銀行に投資をお願いします。どれくらいの売り上げがあって、1年目はこれくらい黒字・赤字、2年目・3年目からは黒字にして、こういった形で返済をします。それをするには、自己資金はこれだけで、補助金はこれだけございます。あと足りないものを融資していただきたい。そういった話をするようになりますが、銀行は水俣市の誘致企業立地促進補助金は当てにならない。この金額は自己資金または借入金を増やしてくださいと、そういうふうになると思います。

水俣市と同じ補助金をやっている、またもっと有利な補助金をやっている自治体はたくさんございます。それぐらい競争が厳しい自治体間競争の中で、今後水俣市はこの競争に勝っているのでしょうか。

議会では企業誘致はまだか、どうなっているのかと頻繁に問われております。

今後議員が信用されなくなってしまうかもしれない水俣市の誘致企業立地促進補助金をもって営業にいったときに、誰が相手をしてくれるのでしょうか。1回約束を破ると、もう二度と経済社会では回復はしません。それぐらい企業は必死でやっていますし、今後水俣市は投資するには大変リスクの高い自治体と判を押されてしまいます。

私は今回の企業に義理があるわけでもございませんし、執行部を擁護する気もございません。一番困るのは水俣市民、今の子どもたちでございます。修正案が通った場合、企業誘致がうまくいかなくなるのは目に見えております。社会人になったら、水俣市で働きたい、そういった思いをもっている子どもの将来まで狂わせてしまうのではないのでしょうか。私たちはそんなことをする権利があるとは思いません。

執行部も議員も一番に市民のためを思ってやるのが、市政であり政治でございます。ぜひ、水俣の将来のために、議員の皆様の党派を超えました正しい選択をしていただきたいということをお伝えして、私の討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、修正案に賛成討論される議員の挙手をお願いします。

大川末長議員に許します。

○大川末長君 私は議第96号の修正案に賛成の立場で討論します。

これは田中商店の古紙中間処理事業を本市企業誘致条例にのっとして誘致し、誘致企業立地促進補助金を交付しようとするものであるが、その前段階で市長はこれまで市内数社に入札により売却していた紙類を、田中商店1社と随意契約の覚書を交わしておられる。しかも他の同業者には何の説明もないままである。これはまさに一企業への利益加担、利益誘導を図ろうとするものであり、公平・公正の面から行政としてあるまじき行為であり、そのプロセスに問題ありとして誘致企業として認められず、従って2,500万円の誘致企業立地促進補助金を認めることはできないということで、修正案に賛成します。

なおつけ加えて、こういう問題に関しては議会に対しても事前に説明を行う、もちろん同業者にもそうでありますけれども、しっかり説明をして行うということを強く申し入れて、討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、緒方誠也議員に許します。

○緒方誠也君 議第96号の修正案に反対の立場で討論いたします。

水俣市は平成4年、環境モデル都市づくりを市の重要な目標に掲げ、取り組んでまいりました。ごみの分別収集は日本一と評価され、視察研修も相次いで来ました。その後の環境施策も大きな評価を受け、環境モデル都市に認可され、今年3月にはNPO団体から日本に一つの環境首都に任命されました。環境面での取り組みのさらなる充実が望まれています。

昨日放送のNHKクマロク！で、15日水俣市文化会館公演の「言魂 詩・歌・舞」出演の女優真野響子さんは、水俣の埋立地の感想を水銀をふさいただけではないかという、これで終わりではない、根本的な解決の重要性を話されています。

資源ごみを集め他市で処理してもらう時代から、水俣で処理できるものは水俣で処理し、さらなる有価物にしていくことが望まれています。そしてそこに働く場所ができることになれば、まさに環境で飯が食えることとなります。エコタウンに進出された企業はまさにその先陣企業であり、さらなる進出を期待するものであり、蛍光灯リサイクル事業、今回の紙資源プレス企業の進出も水俣の施策に合致する事業であります。

企業誘致による雇用の場の確保は、ほとんどの自治体が目指すところであります。しかし昨今の経済状況、社会状況の中では、企業の地方進出は困難を極めています。

水俣市も議会の要請を受けながら、企業対策室を立ち上げ取り組んでいます。その成果が、海と夕やけの進出であり、今回の田中商店による新たな事業進出であります。立地協定を結び、条例・要綱にのっとり企業支援することは、当然の行政権の行使であります。

進出企業として協定を結び、多額の投資をして事業を立ち上げた後に、約束された補助金が出ないとなれば、水俣市行政への不信となり、今後の企業誘致に大きなデメリットとなります。

また、議長が企業進出協定に立ち会い、歓迎の意を示しながら、補助金をゼロとする修正案の提出者に副議長ともども名を連ねる行動は、前代未聞であり、不可解であります。水俣市議会の見識を疑われ、今後の進出企業の懸念材料となり、大きなデメリットの一つとなります。

修正案賛成者は、3月24日覚書を取り交わして、今日までほかの入札業者に何の説明もなかったと言われるが、平成23年度・24年度の紙資源入札業務がどう行われるのか重要な関心事であり、経営環境の情報収集に努めるのは、企業として重要な経営努力事項ではないでしょうか。12月まで知らなかったと言われれば、企業努力、熱意が足りないと言わざるを得ません。

1,000トンの紙資源、入札に出て落札するだけで、1キログラム1円のマージンとして年100万

円、3円とすれば300万円稼ぐことができる制度が問題であります。平成22年7月に入札に参加し現状に満足せず、平成22年9月には紙資源のプレス事業の提案書を提出され、水俣での起業化、雇用、遊休土地の活用を提案されたことを、敬意を持ち歓迎するものであります。

市民が頑張っただけで分別した紙資源から入札といういわば口利きだけで何百万という利益を上げ、一部の人がもうける制度は即やめるべきであり、修正案は不当利益を生み出し、数人の人がもうける現状の制度を維持せよというものであり、熱心に分別収集に取り組む多くの市民の理解を得ることはできません。

水俣の環境施策に合致し、雇用を生み出し、固定資産税収入・土地代金が入り、水俣に大きなメリットが出る方式を目指す予算原案を、全会一致で可決すべきであります。

よって修正案に反対する討論とし、全議員の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、福田斉議員に許します。

○福田 斉君 修正に賛成の立場で討論します。

本来市民に対して中立・公明正大であるべき行政が、今回のような私たち市民の知らない水面下において、特定の一業者に対して便宜を図るような行為は許されないことです。本年9月26日、真野議長立会いのもと締結した立地協定の半年も前、3月24日、特定の業者と行政の二者でひそかに取り交わされた文書は覚書となっておりますが、まさしく密約の覚書であります。さすがに心苦しく感じられたのか、覚書には「ただし同等の条件で設備が整備されたらこの限りではない」旨の文書をつけてありますが、先行して行われた施設整備に対して、どこが今後トライすることができるのでしょうか。

今回の事について市民の付託を受けた私たち議員は、おのおのの立場を超えて、擁護に徹するのではなく、是々非々に徹し、今後このようなことが二度と起こらないようこれを機会に厳しく正すことが必要ではないでしょうか。なお、一昨日の熊日の記事には、反市長派の数の反対でどうのこうのと書いてありましたが、そういうくくりの問題ではありません。議会全体の倫理観の問題です。

改めて断っておきますが、事業者である田中商店様におかれては、本市が目指す環境に特化したまちづくりの理念に合致したすばらしい環境先端企業であります。その強い発進力と経営感覚は、他社の学ぶべきところも多く、今後も大いに期待しているところであります。そのような将来性豊かな企業に本市が力を注ぐことも理解できますが、中立性を逸脱して便宜を図ることをやってはいけません。

今回の企業立地に至っては御存知のように、環境モデル都市推進課と総合経済対策課が関わっております。私はまさに今回縦割り行政の弊害があらわれていると思います。古紙扱いの覚書作成においては環境モデル都市推進課の範疇であったろうし、条例に従って補助金支出の手順を進

めてきて正しかったとする主張は総合経済対策課の範疇であります。なるほどそれぞれの立場の課の主張は筋が通っているかに聞こえますが、私たち世間はお役所仕事の縦割りではなく、物事を同時にとらえます。それが世間の常識というものでございます。

正しく条例に従ってすすめてきたと主張されますが、そのきっかけは覚書によって随意契約が約束された結果進められてきたわけであり、そういった水面下での約束事は、一業者に対しての便宜供与と指摘されても仕方ございません。また、手順的に非はなかったとはいえ、一方の相手である業者の道義的責任も問われます。今回の修正提案の大きな理由は、本来あるべき行政の中立の不作为を指摘したことによるものでございます。反対討論にあるように、補助金を出さないことによる今後の企業誘致活動への影響についてどうするのかとの反論と、本来行政が守るべき公平性を問うこととは全く別次元の問題でございます。

それぞれの重要な12月補正予算の確定に大きく影響を与えるような予算の修正提案は、私たちも後味の悪さを感じませんが、しかしながら特定の業者と密約の覚書が存在した以上は、その公平性を問うほかございません。今後進出してくる企業が出てこないかも知れないという擁護する意見をくんで、うやむやにになってしまうような馴れ合いの議会でのよいのか、反対に宮本市長の政治姿勢である正々堂々の清廉潔白、自分に厳しい、誇れるまちづくりに共感した新たな企業の進出を今後期待するか、ここは真剣に判断していただきたいと思えます。

2,500万円もの補助金は緊急に何とか形を変えてでも使えないものでしょうか。今回わずか5名の採用枠に対して50名ほどの応募があったと聞きます。一方では年の瀬を迎え、30数名の人たちが自宅待機を余儀なくされています。希望を持って水俣に引き上げてきたが、1年余りも仕事にありつけない若者もおります。こうやって議論している議会の外の厳しい水俣市の現状ではないでしょうか。

今ここで、私たちには政治の倫理観と、当たり前で世間一般の常識論が問われております。削減する予算は、市民の大切な血税でございます。公明正大、真に水俣市民の利益に使われることを願って討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ほかに賛成討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） これで討論を終結します。

これから採決します。

議第87号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、議第88号水俣市暴力団排除条例の制定についてから、議第95号水俣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告は可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本6件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、議第96号平成23年度水俣市一般会計補正予算第6号について採決します。

本件に対する総務産業委員長の報告は修正でありますので、まず総務産業委員会の修正案に対する採決をいたします。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

総務産業委員会の修正案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立多数であります。

したがって総務産業委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立多数であります。

したがって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長(真野頼隆君) 次に、議第97号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3

号から、議第101号市道の路線認定についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告は可決であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第11号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 請第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第8号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について
- 1 陳第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第12号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 陳第5号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第7号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（真野頼隆君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年12月9日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆様

記

事件の番号	件名	理由
陳第11号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
請第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルール作りの請願について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年12月9日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆様

記

事件の番号	件名	理由
陳第8号	改正介護保険制度の充実に関する意見を求める意見書の提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第9号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第10号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第12号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第13号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第7号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年12月8日

議会運営委員長 大川末長

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第15 議第102号 水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 意見第10号 「脱原発」政策の実行を求める意見書について

○議長（真野頼隆君） 日程第15、議第102号水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について及び、日程第16、意見第10号「脱原発」政策の実行を求める意見書について、2件を一括して議題とします。

議第102号

水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月14日

提出者

議会運営委員会

委員長 大川末長

水俣市議会議長 真野頼隆 様

(別紙)

水俣市議会基本条例の一部を改正する条例
水俣市議会基本条例（平成23年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総合計画における基本計画」を「総合計画における基本構想及び基本計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務が削除されたため、議決事件に本市の総合計画における基本構想を追加するため本案のように制定しようとするものである。

意見第10号

「脱原発」政策の実行を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年12月14日

提出者議員	野 中 重 男
〃	高 岡 利 治
〃	塩 崎 信 介
〃	西 田 弘 志
〃	大 川 末 長
〃	緒 方 誠 也

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様
(別紙)

「脱原発」政策の実行を求める意見書

福島第一原発事故が発生してから9カ月になるというのに、事故の収束の見通しはいまだはっきりしていません。放射能汚染は広範囲にわたり、その影響は食物などを通じて日本全国に及び、国境をも越えています。被災住民は生活再建の展望が描けず、いつ終わるともしれない不安の中で暮らしています。

定期点検で停止している原発の運転再開について、政府は「ストレステスト」を再開の前提としていますが、原子力安全・保安院や原子力安全委員会という従来の枠組みによる安全確認では、住民の理解を得ることは困難です。

今回の事故を教訓に、住民の危険や不安を避けるためにも、国のエネルギー政策を抜本的に転換し、早期に原子力利用から脱却することを強く求め、以下の対策をとられることを要望するものであります。

記

1. 「脱原発」政策の実行を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月14日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
経済産業大臣	枝 野 幸 男 様
衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	平 田 健 二 様

○議長（真野頼隆君） 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第102号について、議会運営委員長大川末長議員。

(議会運営委員長 大川末長君登壇)

○議会運営委員長（大川末長君） 議第102号水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

4月から施行しております本条例の第7条において、本市の総合計画における基本計画を議決事件としておりますが、地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務が削除されたため、議決事件に基本構想を追加するため本案のように制定しようとするものであります。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第10号について、提出者代表野中重男議員。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 案文を読み上げ提案説明にかえます。

「脱原発」政策の実行を求める意見書

福島第一原発事故が発生してから9カ月になるというのに、事故の収束の見通しはいまだはっきりしていません。放射能汚染は広範囲にわたり、その影響は食物などを通じて日本全国に及び、国境をも越えています。被災住民は生活再建の展望が描けず、いつ終わるともされない不安の中で暮らしています。

定期点検で停止している原発の運転再開について、政府は「ストレステスト」を再開の前提としていますが、原子力安全・保安院や原子力安全委員会という従来の枠組みによる安全確認では、住民の理解を得ることは困難です。

今回の事故を教訓に、住民の危険や不安を避けるためにも、国のエネルギー政策を抜本的に転換し、早期に原子力利用から脱却することを強く求め、以下の対策をとられることを要望するものであります。

記

1. 「脱原発」政策の実行を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月14日

水 俣 市 議 会

全会一致での御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま議会運営委員長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第102号水俣市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について及び意見第10号「脱原発」政策の実行を求める意見書について、2件を一括して採決します。

本2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、原案のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成23年第6回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時0分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 真野 頼 隆

署名議員 塩 崎 信 介

署名議員 牧 下 恭 之

平成23年12月第6回水俣市議会定例会（11月25日～12月14日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第87号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 水俣市水道事業の設置等 に関する条例の経過措置 に関する条例の制定につ いて	11月25日	総務産業	12月14日 承 認	
議第88号	水俣市暴力団排除条例の制定について	11月25日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第89号	湯の鶴観光物産館の設置等に関する条 例の制定について	11月25日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第90号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例及び水 俣市障害者地域生活支援事業の負担金 に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	11月25日	各 委	12月14日 原案可決	
議第91号	水俣市一般職の職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例の制定につ いて	11月25日	総務産業	11月25日 原案可決	
議第92号	水俣市立明水園の設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	11月25日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第93号	水俣市介護保険条例の一部を改正する 条例の制定について	11月25日	厚生文教	11月25日 原案可決	
議第94号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第95号	水俣市水道事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第96号	平成23年度水俣市一般会計補正予算 (第6号)	11月25日	各 委	12月14日 修正可決	
議第97号	平成23年度水俣市国民健康保険事業特 別会計補正予算 (第3号)	11月25日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第98号	平成23年度水俣市介護保険特別会計補 正予算 (第3号)	11月25日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第99号	平成23年度水俣市公共下水道事業特別 会計補正予算 (第3号)	11月25日	総務産業	12月14日 原案可決	
議第100号	平成23年度水俣市病院事業会計補正予 算 (第3号)	11月25日	厚生文教	12月14日 原案可決	
議第101号	市道の路線認定について	11月25日	総務産業	12月14日 原案可決	

議第102号	水俣市議会基本条例の一部を改正する 条例の制定について	12月14日	省 略	12月14日 原案可決	委員会 提 案
--------	--------------------------------	--------	-----	----------------	------------

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第10号	「脱原発」政策の実行を求める意見書 について	12月14日	省 略	12月14日 原案可決	議 員 提 案

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第11号	専決処分の報告について	11月25日
報告第12号	専決処分の報告について	11月25日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、 上下水道等に関する諸問題の調査について	12月14日	総務産業	12月14日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸 問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関す る諸問題の調査について	12月14日	厚生文教	12月14日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月14日	議会運営	12月14日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第8号	改正介護保険制度の充実に関 することを求める意見書の提 出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	11月25日	12月14日 継続審査
陳第9号	国民健康保険財政への国庫負 担割合をふやすことを求める 意見書提出に関する陳情につ いて	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	11月25日	12月14日 継続審査
陳第10号	大幅増員と夜勤改善で安全・ 安心の医療・介護を求める意 見書提出に関する陳情につ いて	熊本市神水 1-20-15-102 田中 直光	厚生文教	11月25日	12月14日 継続審査
陳第11号	所得税法第56条の廃止を求め る意見書の提出を求める陳情 について	水俣市栄町 1-1-25 掃本 博昭	総務産業	11月25日	12月14日 継続審査

陳第12号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市洗切町 18-17 国宗 直	厚生文教	11月25日	12月14日 継続審査
陳第13号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町 2-3-3 野中 真理	厚生文教	11月25日	12月14日 継続審査
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一	総務産業	12月8日	12月14日 継続審査

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について	葦北郡津奈木町岩城 2123-40 坂口 正人	総務産業	6月10日	12月14日 継続審査
陳第5号	350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について	熊本市龍田陣内 2-25-43-104 斉藤 紀枝	厚生文教	8月26日	12月14日 継続審査
陳第7号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-3 野中 真理	厚生文教	9月8日	12月14日 継続審査